

松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町

合併の記録

松 阪 市

松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町
合併の記録

「松阪市」誕生



嬉野地域振興局



三雲地域振興局



本 庁



飯高地域振興局



飯南地域振興局



はじめに



平成17年1月1日、松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町及び飯高町が合併し、約17万人の人口を有する新しい「松阪市」が歴史的な第一歩を踏みだしました。

松阪市の誕生に至りました経緯につきましては、平成13年11月に松阪地方10市町村による「松阪地方市町村合併検討会」において合併問題について調査研究が始まり、平成14年春に現在の1市4町による任意の協議会である「松阪地方市町村合併協議会」が設置され、本格的な合併協議が開始されました。

平成15年4月には法定の協議会である「松阪地方合併協議会」が設置され、約2,100項目の各種事務事業の調整や新市建設計画の策定など、2年9ヶ月に及ぶ積極的な協議を積み重ねた結果、1市4町揃って今回の合併を迎えることができました。

合併後においても、本市を取り巻く財政状況は、国・県と同様に厳しい状況にあり、国においては「三位一体の改革」として、国庫補助負担金改革、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲、地方交付税の抑制の方針が示されるなど、地方財政は大きな改革時期を迎えています。

このような情勢の中、松阪市ではこれまで築いてきた1市4町の「多様な個性」を尊重するとともに、豊かな地域社会の一体性を高め、それを次の世代に引き継ぐため、時代の潮流と課題を踏まえた新しいまちづくりを進めていきます。

そのため、住民自治の拡充と地域内分権の新しい仕組みを構築し、新市建設計画の将来の都市像である『市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市』の実現に向けて、誠心誠意取り組む所存でございます。

最後に、今回の合併に際しましては、多大なご支援、ご協力を賜りました市民の皆様をはじめ、旧市町議会議員、合併協議会委員、国、県、関係各位の皆様に、心から感謝申し上げまして巻頭のご挨拶とさせていただきます。

平成18年3月

松阪市長 下村 猛



任意協議会事務局開設
(H14 . 4 . 16)



任意協議会
(H14 . 4 ~ H15 . 3)



法定協議会
(H15 . 4 ~ H16 . 12)



合併協定調印式
(H16 . 2 . 19)



合併申請
(H16 . 4 . 16)



開庁式
(H17 . 1 . 1)

目 次

第1章 新「松阪市」のすがた

1. 新市の概要 3
 - (1) 位置と地勢 3
 - (2) 人口と世帯 4
2. 1市4町の沿革 6
 - (1) 松阪市 6
 - (2) 嬉野町 6
 - (3) 三雲町 6
 - (4) 飯南町 6
 - (5) 飯高町 6

第2章 合併の経緯

1. 合併の背景 9
2. 合併の必要性 9
 - (1) 分権型社会の到来 9
 - (2) 国・地方の厳しい財政状況への対応（効率的な行政運営） 9
 - (3) 日常生活圏の拡大 10
 - (4) 人口減少・少子高齢社会への対応 10

第3章 合併への取り組み

1. 松阪地方市町村合併検討会の設置 13
 - (1) 組織等 13
 - (2) 協議経過 13
 - (3) その他事業 13
2. 松阪地方市町村合併協議会設立準備会 14
 - (1) 組織等 14
 - (2) 協議経過 14
3. 松阪地方市町村合併協議会（任意）の設置 15
 - (1) 組織等 15
 - (2) 協議経過 16
 - (3) 住民説明会 29
 - (4) アンケートの実施 51
4. 松阪地方合併協議会（法定）の設置 58
 - (1) 組織等 58
 - (2) 協議経過 61
 - (3) 住民説明会 77

5. 市町村建設計画の策定	102
(1) 策定経過	102
(2) 新市建設計画	107
6. 合併協定調印式	154
(1) 合併調印式	154
(2) 合併協定書	159
7. 合併関連議案の議決	177
(廃置分合・財産処分協議・議会議員の在任・農業委員会の委員の任期・地域審議会の設置に関する協議)	
(1) 松阪市	179
(2) 嬉野町	185
(3) 三雲町	191
(4) 飯南町	197
(5) 飯高町	203
8. 廃置分合の申請及び処分決定	209
(1) 申請書の提出	209
(2) 知事の処分決定	210
(3) 配置分合に係る総務省告示	211
9. 新市発足に向けた準備	212
(1) 打ち切り決算・暫定予算	212
(2) 広報及び啓発	213
(3) 市章選考	217
(4) 閉市町式	221

第4章 新「松阪市」誕生

1. 開庁式等	235
(1) 職務執行者の選任	235
(2) 開庁式	237
(3) 市長選挙	238
(4) 記念式典等	238
2. 議会	240
(1) 初議会（臨時議会）	240

第5章 関係資料（245ページから）

1. 松阪地方合併協議会規約集
2. 協議会だより
3. 新市組織機構図

第1章 新「松阪市」のすがた

第1章 新「松阪市」のすがた

1. 新市の概要

(1) 位置と地勢

新しい松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、東は伊勢湾、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県に、南は多気郡、北は雲出川を隔てて津市に接しています。

地形は、西部一帯が台高山脈、高見山地、紀伊山地からなる山岳地帯、中央部は丘陵地で、東部一帯には伊勢平野が広がり、北部を雲出川、南部を櫛田川が流れています。

また、西 50 k m、南北 37 k m と東西に細長く伸びた地形は、総面積で 623.8k m² を有し、三重県全体の約 10.8% を占めており、地目別にみると、農地 82.06k m² (13.2%)、宅地 27.98k m² (4.5%)、山林 429.57k m² (68.9%) となっており山林の占める割合が高くなっています。

気候は、夏に雨が多く、冬に晴天が続く東海型の気候区に属し、西部は寒暑の差がやや大きく内陸的な特性を持っています。

年間平均気温は 14℃～16℃で、降水量は平野部では 1,500mm 程度で、山間部では 2,000～2,500mm とかなり多くなっていますが、全般的には温暖で穏やかな気候となっています。

位 置 図



(2) 人口と世帯

平成12年の国勢調査による5市町の総人口は164,504人で、県全体の8.8%を占めており、概ね平野部では微増傾向にあるのに対し、山間部では減少傾向にあります。

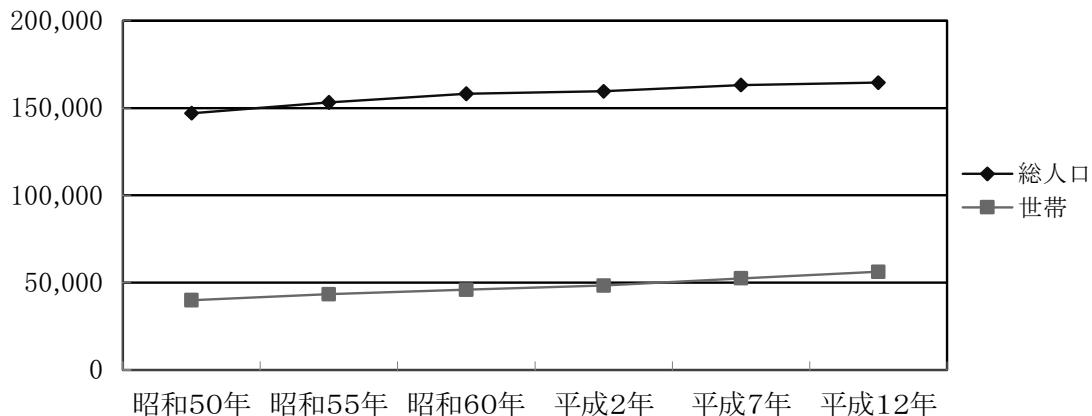
世帯数は、平成12年が56,087世帯で、昭和50年の39,858世帯に比べ25年間で1.4倍の伸びを示しています。1世帯当たりの人員は、平成12年は2.93人で核家族化が進んでいます。

年少人口(0～14歳)の割合は、昭和50年で22.2%、平成12年は14.8%となっており、また高齢化率(65歳以上高齢者の比率)の現状をみると昭和50年では、10.8%でしたが、平成12年は20.3%と県平均の18.9%を上回り少子高齢化の進行がみられます。

人口と世帯数の推移

(単位:人)

区 分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	147,135	153,185	158,155	159,625	163,131	164,504
世帯数	39,858	43,346	45,826	48,273	52,413	56,087
1世帯当たりの人員	3.69	3.53	3.45	3.31	3.11	2.93

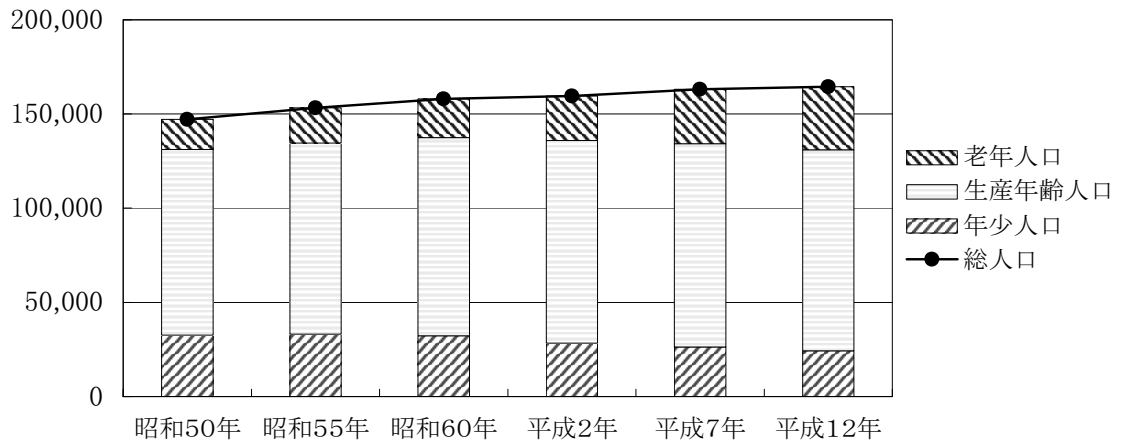


年齢三階層別人口

(単位:人、%)

区 分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	147,135	153,185	158,155	159,625	163,131	164,504
	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
年少人口 (0～14歳)	32,585	33,186	32,242	28,334	26,169	24,287
	(22.2)	(21.7)	(20.4)	(17.7)	(16.1)	(14.8)
生産年齢人口 (15～64歳)	98,590	101,487	105,229	107,523	108,189	106,761
	(67.0)	(66.2)	(66.5)	(67.4)	(66.3)	(64.9)
老年人口 (65歳以上)	15,942	18,511	20,684	23,761	28,772	33,456
	(10.8)	(12.1)	(13.1)	(14.9)	(17.6)	(20.3)

※総人口には年齢不詳を含みます。



2. 1市4町の沿革

松阪市	
年 月	内 容
明治22年	市町村制の実施により松阪町となる
昭和8年2月	市制施行により松阪市となる
昭和23年12月	松江村、朝見村 編入
昭和26年12月	伊勢寺村 編入
昭和27年12月	機殿村 編入
昭和29年10月	花岡町、東黒部村、西黒部村、港村、阿坂村、松ヶ崎村、松尾村
昭和30年3月	宇気郷村袖原、飯福田、与原、後山 編入
昭和30年4月	漕代村、射和村、芽広江村、大石村 編入
昭和32年10月	大河内村、櫛田村 編入

嬉野町	
年 月	内 容
明治22年	市町村制の実施により中郷村、豊地村、中川村、豊田村、中原村となり、小原、上小川、柚原、後山、飯福田、与原が宇気郷村となる
昭和30年3月	中郷村、豊地村、中川村、豊田村、中原村並びに宇気郷村大字小原、大字上小川の区域をもって嬉野町となる

三雲町	
年 月	内 容
明治22年	市町村制の実施により米ノ庄村・天白村・鶴村・小野江村が成立
昭和30年3月	4カ村が合併、三雲村として発足
昭和61年3月	町制施行により三雲町となる

飯南町	
年 月	内 容
明治22年	市町村制の実施により柿野村、粥見村が成立
大正13年1月	柿野村が町制施行により柿野町となる
昭和8年2月	粥見村が町制施行により粥見町となる
昭和31年8月	柿野町、粥見町が合併し飯南町となる

飯高町	
年 月	内 容
明治22年	市町村制の実施により宮前村、川俣村、森村、波瀬村の4ヶ村が発足
昭和31年8月	宮前村、川俣村、森村、波瀬村が合併し飯高町となる

資料：平成13年度三重県市町村要覧

第2章 合併の経緯

第2章 合併の経緯

1. 合併の背景

本地域は古来より、伊勢街道、和歌山街道、初瀬街道などが交わる交通の要衝として、また、宿場町として、地域内はもとより他の地域とも活発な交流が行われてきました。

このような中、地域内においては、歴史的にも、経済・文化などの面でもさまざまな結びつきを深め、近年では、住民間の交流も一層活発に行なわれるなど、商圏や医療圏などの日常生活圏の拡大はもとより、行政レベルでも一体性を高めていました。

また、21世紀の分権型社会への対応や、少子高齢・人口減少社会への対応、さらには厳しい財政状況への対応など、地域を取り巻くさまざまな課題があり、これらの課題に対応可能な、自立した基礎的自治体として、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現することが求められています。

このような背景を受けて、松阪地方5市町では、将来を見据えた、地域の総合的な発展を目指すため、市町村合併の推進に向けた取り組みを進めてきました。

2. 合併の必要性

(1) 分権型社会の到来

平成12年4月の地方分権推進一括法施行以降、さまざまな地方分権改革が進められてきました。

住民に最も身近な基礎的自治体である市町村は、権限委譲や国・県の行政関与の整理などにより、「まちづくり」をはじめとする行政活動の範囲が広がる一方、地方分権の担い手として一層の自立と自助が求められています。

こうした地方分権の進展に対し、政策形成能力や行財政運営の強化を図り、自らの将来を自らが方向付けをし、自らそれを実現していく地方自治本来の姿への基盤づくりと、持続可能なまちづくりが求められており、さらには地方分権改革のより完成された形態である「市民自治の確立」への対応が求められています。

(2) 国・地方の厳しい財政状況への対応

松阪地方5市町の財政は、地方税の収入をベースに、国からの地方交付税や補助金、そして、地方債などにより収入の不足を補っています。しかしながら、地方税の減収など、財政状況は極めて厳しい状況にあります。しかも、国と地方の長期債務残高は平成14年度末で約698兆円に達し、今後は国からの交付税や補助金等に依存することもますます困難になると予想されま

す。

このようななか、住民ニーズに応じた行政サービスを維持・向上していくには、合併によるスケールメリットを生かしつつ一層効率的かつ効果的な行政運営に努めるとともに、財源の確保を目指す必要があります。

(3) 日常生活圏の拡大

社会経済の発展に伴う都市化の進展や道路・鉄道などの交通ネットワークの整備拡大に伴い、通勤、通学、買い物、医療など広範な分野で、人々の日常生活圏は広がりを見せ、地域間の結びつきを強めています。

このように、本地域における住民ニーズは高度化、多様化に加えて、広域化の様相を顕著に示すようになっており、交通体系や消防・防災などをはじめとした都市基盤や生活環境基盤の整備はもとより、教育、文化、保健・医療・福祉、産業などさまざまな分野において、広域的な視点に立った対応が求められるようになっていきます。

このため、日常生活圏の一体化に伴い広域化、高度化、多様化する市民の行政ニーズに的確に対応していく必要があります。

(4) 人口減少・少子高齢社会への対応

急激な少子高齢社会の進行と人口減少社会の到来により、成熟し、落ち着いた社会の到来を予想させる反面、社会や経済の活力低下とともに、保健、医療、福祉面での行政需要の増大をもたらすことが予想されています。

また、一部の地域では、集落や地域のコミュニティの維持さえ困難になってくることも予想されます。

このため、保健、医療、福祉施策の総合的展開とともに、地域社会の活性化施策など、人口減少・少子高齢社会への対応が求められています。

第3章 合併への取り組み

第3章 合併への取り組み

1. 松阪地方市町村合併検討会の設置

(1) 組織等

構成市町村 松阪市
一志郡嬉野町、同三雲町
飯南郡飯南町、同飯高町
多気郡多気町、同明和町、同大台町、同勢和村、同宮川村

委員 首長

松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町
野呂昭彦	笹井健司	市川庄一	中野孝是	宮本里美
多気町	明和町	大台町	勢和村	宮川村
長谷川順一	木戸口眞澄	千原 淳	林 道郎	尾上武義

事務局 三重県松阪地方県民局企画調整部（宮川主幹、橋本主査）

(2) 協議経過

- 第1回検討会（平成13年11月10日）設立
松阪地方10市町村によって検討会が設置され、合併について協議研究がされることとなった。
- 第2回検討会（平成13年12月27日）
現況制度比較、事例研究等
- 第3回検討会（平成14年1月30日）
現況制度比較、事例研究等
- 第4回検討会（平成14年2月23日）
現況制度比較、事例研究等
- 第5回検討会（平成14年3月30日）
任意協議会設立について各市町意志表明
嬉野町、多気郡5町村は不参加

(3) その他事業

- 講演会（平成14年2月1日）松阪商工会議所
総務省市町村合併推進室：松島氏
- 先進事例調査（平成14年2月15日）協議会事務局
伊賀地区市町村合併問題協議会（伊賀県民局内）
- 勉強会（平成14年3月1日）松阪商工会議所
篠山市公営企業部長：上田氏

2. 松阪地方市町村合併協議会設立準備会

平成13年11月10日松阪地方10市町村によって、松阪地方市町村合併検討会が設立され、合併について協議研究がされることとなりました。

翌年3月30日の最終の会議では、任意協議会への移行について話し合われ、松阪市、三雲町、飯南町及び飯高町の1市3町による協議会設置について確認されました。4月2日に任意協議会設立準備会が開催され、規約、会長の選任等、設立に関し必要な事項を協議しました。

(1) 組織等

設立準備会員

松阪市長	野呂 昭彦
松阪市議会議長	中出 実
三雲町長	市川 庄一
三雲町議会議長	中村 満
飯南町長	中野 孝是
飯南町議会議長	中村 義清
飯高町長	宮本 里美
飯高町議会議長	不殿 喜久彦

(2) 協議経過

開催日 平成14年4月2日
三重県松阪庁舎3階33会議室

開催概要

- ・ 任意協議会の設置について
- ・ 任意協議会の名称について
- ・ 任意協議会設置規約について
- ・ 会長及び副会長の選任について
- ・ 任意協議会の事務局体制について

3. 松阪地方市町村合併協議会（任意）の設置

平成14年4月16日任意の合併協議会である松阪地方市町村合併協議会が設置され、その第1回会議が開催された。

第1回会議では、松阪地方市町村合併協議会の設置と規約が確認された後、会長に野呂昭彦松阪市長が、副会長に宮本里美飯高町長がそれぞれ選任することや幹事会、専門部会、分科会の設置規程等が確認され、合併協議の第一歩をしるした。これに基づいて三重県松阪庁舎内に事務局が設置され、本格的な活動が開始された。

協議会は19回開催され、合併の必要性、効果、事務事業のすり合わせ及び将来のまちづくり構想について協議・検討がされた。

(1) 組織等

松阪地方市町村合併協議会委員名簿

(敬称略)

職名	氏名	協議会での役職	任期
松阪市長	野呂 昭彦	会長	H14. 4. 1～H15. 2.19
松阪市議会議長	中出 実		H14. 4. 1～H14. 5.16
松阪市議会議長	伊藤 稔		H14. 5.16～H15. 3.31
嬉野町長	笹井 健司		H14. 5. 1～H15. 3.31
嬉野町議会議長	林 靖基		H14. 5. 1～H14.12.24
嬉野町議会議長	小堀 峯男		H15. 1.14～H15. 3.31
三雲町長	市川 庄一	監事	H14. 4. 1～H15. 3.31
三雲町議会議長	中村 満		H14. 4. 1～H15. 3.31
飯南町長	中野 孝是	監事	H14. 4. 1～H15. 3.31
飯南町議会議長	中村 義清		H14. 4. 1～H14. 9. 3
飯南町議会議長	中村 晋		H14. 9. 3～H15. 3.31
飯高町長	宮本 里美	副会長	H14. 4. 1～H15. 3.31
飯高町議会議長	不殿喜久彦		H14. 4. 1～H15. 3.31
三重県松阪地方県民局長	渡辺 和己	オブザーバー	H14. 4. 1～H15. 3.31

(2) 協議経過

松阪地方市町村合併協議会第1回会議次第

日時：平成14年4月16日（火）午後1時30分から
場所：松阪商工会議所 3階会議室

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 委員紹介
4. 議事
5. その他



【会議結果】

- ・ 会長は野呂昭彦松阪市長、副会長には宮本里美飯高町長が就任
- ・ 監事は市川庄一三雲町長、中野孝是飯南町長が就任
- ・ 規約等については、各文言について「市町」を「市町村」へ修正したうえで承認
- ・ 嬉野町の協議会への参加が全会一致で承認

松阪地方市町村合併協議会第2回会議次第

日時：平成14年5月1日（火）午後1時30分から
場所：三重県松阪庁舎 6階大会議室

1. 協議会規約等について
2. 事業計画（案）について
3. 予算（案）について
4. その他



【会議結果】

- ・ 嬉野町の加入による規約の一部改正、事業計画（案）及び予算（案）を可決

松阪地方市町村合併協議会第3回会議次第

日時：平成14年5月11日（金）午後6時から
場所：三重県松阪庁舎 6階大会議室

1. 合併重点支援地域の指定について
2. その他

【会議結果】

- ・ 合併重点支援地域の指定を県へ要望することを全会一致で確認（同月16日指定）



松阪地方市町村合併協議会第4回会議次第

日時：平成14年6月1日（火）午後1時30分から
場所：ハートフルみくも 保健福祉センター会議室

1. 合併基本4項目について
2. 行政制度等に関する調整方針について
3. その他

【会議結果】

- ・ 「合併の方式」は「新設（対等）合併」とすることを承認
- ・ すり合わせの調整方針を確認



松阪地方市町村合併協議会第5回会議次第

日時：平成14年6月25日（木）午後1時30分から
場所：嬉野町生涯学習センター 2階大会議室

1. 財産の取扱いについて
2. 事務事業すり合わせ結果に基づく協議について
3. 合併基本4項目について
4. その他

【会議結果】

- ・「財産の取扱い」、「手数料の取扱い」及び「地方税の取扱い」の調整を承認



松阪地方市町村合併協議会第6回会議次第

日時：平成14年7月23日（火）午後1時30分から
場所：飯高町総合開発センター 会議室

1. 事務事業すり合わせ結果に基づく協議について
2. その他

【会議結果】

- ・「公営住宅等の使用料」、「火葬場等の使用料」及び「介護保険料」の調整を承認



松阪地方市町村合併協議会第7回会議次第

日時：平成14年8月25日（火）午後1時30分から
場所：飯南町産業文化センター 会議室

1. 事務事業すり合わせ結果に基づく協議について
2. その他

【会議結果】

- ・「支所業務」、「慣行」、「交通安全」及び「第3セクター」の調整を承認



松阪地方市町村合併協議会第8回会議次第

日時：平成14年9月24日（火）午後1時30分から
場所：松阪ハイツ 桜の間

1. 事務事業すり合わせ結果に基づく協議について
2. その他

【会議結果】

- ・「保育所業務」、「消防団」の調整を承認



松阪地方市町村合併協議会第9回会議次第

日時：平成14年10月8日（火）午後1時30分から
場所：三重県松阪庁舎 6階大会議室

1. 事務事業すり合わせ結果に基づく協議について
2. その他

【会議結果】

- ・「学校給食」、「し尿収集運搬」、「ごみ収集処理」、「電算システム」の調整を承認



松阪地方市町村合併協議会第10回会議次第

日時：平成14年10月21日（火）午後6時から
場所：三重県松阪庁舎 6階大会議室

1. 平成14年度松阪地方市町村合併協議会歳入歳出補正予算（第1号）（案）について
2. 事務事業すり合わせ結果に基づく協議について
3. その他

【会議結果】

- ・「農業振興事業」、「林業地元分担金」、「観光関連団体」、「生活保護」、「各種届出、住民票等交付」の調整を承認



松阪地方市町村合併協議会第11回会議次第

日時：平成14年11月10日（火）午後2時から
場所：三重県松阪庁舎 6階大会議室

1. 一部事務組合・広域連合の取扱いについて
2. 事務事業すり合わせ結果に基づく協議について
3. その他

【会議結果】

- ・嬉野町は、「一志郡4町村任意協議会」が解散となり、また、「津・久居・安芸郡・一志郡合併問題協議会」から離脱することから、松阪地方との合併に枠組みを絞ったことを報告
- ・「広報紙の編集・発行」、「合併処理浄化槽設置整備事業」、「特定地域生活排水処理事業」、「児童手当少子化対策給付事業」、「父子福祉手当給付事業」、「水道料金体系」の調整を承認



松阪地方市町村合併協議会第12回会議次第

日時：平成14年12月10日（火）午前10時から
場所：三重県松阪庁舎 6階大会議室

1. 「新市の名称」について
2. 事務事業すり合わせ結果に基づく協議について
3. 平成15年度松阪地方市町村合併協議会各市町負担金（案）及び電算システム統合負担金（案）について
4. その他

【会議結果】

- ・住民説明会で実施したアンケートに基づき、新市の名称を「松阪市」とすることで合意
- ・「一人親家庭等医療費助成」、「老人（68・69歳）医療費助成」、「放課後児童クラブ」の調整を承認
- ・法定協議会移行時期を平成15年3月議会の議決を基本とすることを確認



松阪地方市町村合併協議会第13回会議次第

日時：平成14年12月24日（火）午後1時30分から
場所：三重県松阪庁舎 6階大会議室

1. 事務事業すり合わせ結果に基づく協議について
2. その他

【会議結果】

- ・「国民健康保険税」、「環境基本条例」、「ISO14001運用事業」の調整を承認
- ・平成15年1月から助役会を設置することを確認



松阪地方市町村合併協議会第14回会議次第

日時：平成15年1月14日（火）午後1時30分から
場所：三重県松阪庁舎 6階大会議室

1. 松阪地方市町村合併協議会規約の一部改正（案）について
2. 法定協議会設置に係る事項について
3. 事務事業すり合わせ結果に基づく協議について
4. その他

【会議結果】

- ・法定協議会の名称、委員構成、規約を確認
- ・「建設工事の入札及び契約に係る業務」、「三重県防災行政無線」、「市町防災行政無線」の調整を承認



松阪地方市町村合併協議会第15回会議次第

日時：平成15年1月28日（火）午後1時30分から
場所：嬉野町生涯学習センター 2階大会議室

1. 事務事業すり合わせ結果に基づく協議について
2. その他

【会議結果】

- ・「地域消防団の機械器具点検等」、「商業振興支援」、「地方バス路線関連事務」、「下水道事業受益者負担金」、「下水道使用料、使用水量の認定」、「新市公民館体制」、「新成人のつどい」、「広域図書館制度の見直し」の調整を承認



松阪地方市町村合併協議会第16回会議次第

日時：平成15年2月13日（火）午後1時30分から
場所：松阪商工会議所 3階第1研修室

1. 事務事業すり合わせ結果に基づく協議について
2. その他

【会議結果】

- ・野呂会長が松阪市長を辞職することになったため会長を辞任
宮本副会長が会長の職務代理をすることを承認
松阪市は今後植田助役が市長代理で協議会へ参加
- ・「高齢者福祉事業」、「農地等災害復旧事業」、「土地改良事業地元分担金」の調整を承認



松阪地方市町村合併協議会第17回会議次第

日時：平成15年2月26日（火）午後1時30分から
場所：松阪市産業振興センター 3階研修ホール

1. 事務事業すり合わせ結果に基づく協議について
2. その他

【会議結果】

- ・「都市計画税」、「健康診査」、「生活保護家庭高校奨励金事業」、「高校、大学入学援助金事業」、「新入学児童等への消耗品配布」、「学区」、「指定金融機関、収納代理金融機関」の調整を承認



松阪地方市町村合併協議会第18回会議次第

日時：平成15年3月9日（火）午後2時から
場所：三重県松阪庁舎 6階大会議室

1. 平成14年度松阪地方市町村合併協議会歳入歳出補正予算（第2号）（案）について
2. 合併基本4項目について
3. 事務事業すり合わせ結果に基づく協議について
4. その他

【会議結果】

- ・「合併の期日」を平成17年1月1日、「新市の事務所の位置」を現松阪市とすることを承認
- ・「町・字の区域及び名称の取扱い」、「一般職の職員の身分の取扱い」、「特別職の職員の身分の取扱い」の調整を承認
- ・「防犯灯設置関係事務」、「保健・医療・福祉総合センター」、「心身障害者自動車燃料費助成」、「重度心身障害者タクシー料金助成」、「重度心身障害者福祉タクシー料金助成」、「紙オムツ給付」、「農業委員会の委員数、任期」、「幼稚園就園奨励費補助事務」、「ブックスタート事業」の調整を承認



松阪地方市町村合併協議会第19回会議次第

日時：平成15年3月25日（火）午後3時から
場所：三重県松阪庁舎 6階大会議室

1. 事務事業すり合わせ結果に基づく協議について
2. 平成14年度松阪地方市町村合併協議会歳入歳出決算（見込み）書（案）について
3. 松阪地方市町村合併協議会の解散について
4. その他

【会議結果】

- ・「自治会事務委託」、「自治連合会補助金等」、「住民提案制度等」の調整を承認



松阪地方合併協議会設立準備会会議次第

日時：平成15年3月25日（火）
第19回協議会会議終了後
場所：三重県松阪庁舎 大会議室（6階）

1. 法定合併協議会の規約、規程等（案）について
2. 会長及び副会長について
3. その他

【会議結果】

- ・法定協議会の規程等を確認、会長及び副会長は4月1日に選任



松阪地方市町村合併協議会 業務記録 (任意)

年	月	日	事務事業内容	その他
H14	4	2	松阪地方市町村合併協議会設立準備会	
		16	松阪地方市町村合併協議会 第1回協議会	
		24	松阪地方市町村合併協議会 第1回幹事会	
	5	1	松阪地方市町村合併協議会 第2回協議会	
		11	松阪地方市町村合併協議会 第3回協議会	
		16	合併重点支援地域に指定	
		17	松阪地方市町村合併協議会 第2回幹事会	
	6	1	松阪地方市町村合併協議会 第4回協議会	
		14	松阪地方市町村合併協議会 第3回幹事会	
		25	松阪地方市町村合併協議会 第5回協議会	
	7	1	合併協議会だより第1号 発行	
		19	松阪地方市町村合併協議会 第4回幹事会	
		23	松阪地方市町村合併協議会 第6回協議会	
	8	19	松阪地方市町村合併協議会 第5回幹事会	
		21	松阪地方市町村合併協議会 第6回幹事会	
		25	松阪地方市町村合併協議会 第7回協議会	
	9	1	合併協議会だより第2号 発行	
		14	松阪地方市町村合併協議会 第7回幹事会	
		24	松阪地方市町村合併協議会 第8回協議会	
	10	1	松阪地方市町村合併協議会 第8回幹事会	
		5	第1回5市町議会議員研修会	
		8	松阪地方市町村合併協議会 第9回協議会	
		11	松阪地方市町村合併協議会 第9回幹事会	
		16	松阪地方市町村合併協議会 第10回幹事会	◎ 住民説明会の開催状況
		21	松阪地方市町村合併協議会 第10回協議会	嬉野町住民説明会 全7回:10月27日～11月8日
	11	2	松阪地方市町村合併協議会 第12回幹事会	飯南町住民説明会 全13回:10月30日～11月29日
		10	松阪地方市町村合併協議会 第11回協議会	
15		松阪地方市町村合併協議会 第13回幹事会	三雲町住民説明会 全4回:10月31日～11月8日	
26		松阪地方市町村合併協議会 第14回幹事会		
12	1	合併協議会だより第3号 発行	飯高町住民説明会 全8回:11月6日～11月16日	
	2	松阪地方市町村合併協議会 第15回幹事会		
	3	松阪地方市町村合併協議会 第16回幹事会	松阪市住民説明会 全26回:11月15日～12月3日	
	10	松阪地方市町村合併協議会 第12回協議会		
	14	松阪地方市町村合併協議会 第17回幹事会		
	21	第2回5市町議会議員研修会		

年	月	日	事務事業内容		その他
H14	12	24	松阪地方市町村合併協議会 第18回幹事会		
			松阪地方市町村合併協議会 第13回協議会		
		26	松阪地方市町村合併協議会 第19回幹事会		
H15	1	7	松阪地方市町村合併協議会 第20回幹事会		
		9	松阪地方市町村合併協議会 第21回幹事会		
		14	松阪地方市町村合併協議会 第14回協議会		
		17	松阪地方市町村合併協議会 第1回助役会		
		20	松阪地方市町村合併協議会 第22回幹事会		
		22	松阪地方市町村合併協議会 第23回幹事会		
		25	市町村合併講演会(松阪大学開学20周年記念事業共催)		
		28	松阪地方市町村合併協議会 第24回幹事会		
			松阪地方市町村合併協議会 第15回協議会		
		30	松阪地方市町村合併協議会 第2回助役会		
		31	松阪地方市町村合併協議会 第25回幹事会		
	2	4	松阪地方市町村合併協議会 第26回幹事会		
		13	松阪地方市町村合併協議会 第16回協議会		
		14	松阪地方市町村合併協議会 第27回幹事会		
		18	松阪地方市町村合併協議会 第28回幹事会		
		24	松阪地方市町村合併協議会 第29回幹事会		
		26	松阪地方市町村合併協議会 第30回幹事会		
			松阪地方市町村合併協議会 第17回協議会		
		27	松阪地方市町村合併協議会 第3回助役会		
	3	1	合併協議会だより第4号 発行		
			松阪地方市町村合併協議会 第31回幹事会		
		9	松阪地方市町村合併協議会 第32回幹事会		
			松阪地方市町村合併協議会 第18回協議会		
		25	松阪地方市町村合併協議会 第19回協議会	◎	専門部会・分科会開催状況
	28	松阪地方市町村合併協議会 第4回助役会		延べ212回 開催	

(3) 住民説明会

私たちのまちの未来について

みんなで考えましょう

市町村合併住民説明会資料



松阪地方市町村合併協議会

(松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町)

目 次

1. 市町村合併の意義・・・・・・・・・・(1)
2. 広域的な課題への対応・・・・・・・・(2)
3. 合併のメリット・デメリットなど・・(2)
4. 市町村合併に向けた取り組み状況・・(4)
5. 財政・・・・・・・・・・・・・・・・(5)
6. 新しい市はこんなまちになります・・(7)

～新しいまちづくり～

松阪地方の市町村合併

1. 市町村合併の意義

(1) 社会システムの変化への対応

昭和の大合併から約50年が経過し、経済の発展、交通・情報通信手段の発達、少子高齢化の進展、住民ニーズの多様化など様々な社会環境が変化しています。住民に最も身近な地域の総合行政機関である市町村はこれらの変化にしっかりと対応できる体制を整備する必要があります。

(2) 分権体制の確立

平成12年4月には地方分権推進一括法が施行され、市町村は自己決定・自己責任という地方分権の原則の下で地域の個性を活かした施策を積極的に展開することが求められています。

市町村の規模の拡大は、市町村中心の自治体制の確立のためには不可欠です。

(3) 財政状況

国と地方の借金の合計は、平成14年度末で約693兆円（国民一人当たり約549万円）になると見込まれています。今後、経済の大幅な成長が難しく、少子高齢化社会（納税者の減少による歳入減と医療・福祉費用等の増大による歳出増）に対応することが困難になっています。

効率的な行政運営が可能となるよう、市町村の体制を再構築する必要があります。

人口規模の大きい自治体ほどスケールメリットが働き、行財政の効率化が図れます。

【平成13年度住民一人当たりの行政経費】

標準財政規模(普通交付税+標準税収入額等)／人口

松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町
20.0万円	26.1万円	27.4万円	36.0万円	49.8万円

(1)

(4) 新しいまちづくり

合併することが最終目標ではありません。市町村合併は、行政の規模の拡大とその効果としての効率的な行財政運営の実現を図り、将来に向けて新しい枠組みのなかで、新しい発想に立った発展性のある確かなまちづくりを進めるための手段です。

2. 広域的な課題への対応

- (1) 広域行政での取組・・・ごみ・し尿、消防、介護保険などの充実
- (2) 防災等への対応・・・大災害や緊急時に対応した体制の整備・充実
- (3) 交通基盤の整備充実・・・道路網、鉄道、バスの整備・充実
- (4) 公共施設の相互利用・・・広域生活圏における公共施設の総合的な利用
管理 など

3. 合併のメリット・デメリットなど

(1) 合併の具体的なメリット

① 住民の利便性の向上

- ・利用可能な窓口が増加したり、利用できる公共施設が増えます。
- ・生活の実態に即した小中学校区の設定ができます。

② サービスの高度化・多様化

- ・専門職の配置や専任組織が設置でき、行政のレベルアップが図れます。
- ・職員の競争や、円滑な研修の実施により職員のレベルアップが図れます。

③ 広域的なまちづくり

- ・公共施設、道路、土地利用などの広域的な整備・活用が図れます。
- ・広域的課題に対する施策を有効に展開できます。
- ・大規模事業や地域の中核となるグレードの高い施設へ重点的な投資ができます。

④ 行財政の効率化等

- ・管理部門経費（総務費）や職員（特別職・一般職）の人件費の削減ができます。
- ・広域的観点から、公共施設が効率的に設置できます。
- ・地方交付税の特例措置により、合併後 15 年間の優遇措置があります。

(2)

⑤ **地域のイメージアップと総合的な活力の強化**

- ・地域の存在感や「都市イメージ」が向上し、交流人口の増加や地域の活性化が期待できます。

(2) **合併の具体的なデメリット**（次のような対応が考えられます。）

① **役場が遠くなって不便になるのではないか**

- ・旧役場・支所を新市の支所・出張所として活用することができます。（窓口サービスは従来と同じように利用でき、かつ利用可能な窓口が増加します。）
- ・行政の窓口業務を郵便局へ委託すれば、従来よりも窓口が増加します。
- ・インターネット等の活用により、いろんな場所から申請や証明等が行えるようになれば、地理的な距離は問題にならなくなります。

② **中心部だけがよくなって周辺部はさびれないか**

- ・地域振興に必要な施策を市町村建設計画へ反映させることができます。
- ・旧市町村単位で地域審議会を設置することができます。

③ **住民の声が届きにくくならないか**

- ・議員一人当たりの住民の数は増えるので、間接民主制を補完していく仕組みや、地域ごとの公聴会、行政モニターなど住民の声を直接聴いて行政に反映させる仕組みを合併前以上に充実させる必要があります。

④ **各地域の歴史、文化、伝統などが失われないか**

- ・現在の市町村名を新市の町・字名として使用できます。
- ・地域振興基金の設置に対し国の財政支援があります。
- ・小学校区単位程度でのまちづくりを進めるための財政的な支援があります。

⑤ **財政状況の良い市町村に不利にならないか**

- ・規模の拡大を図ることにより、広域的な視点に立った産業振興や地域振興が可能となり、将来の発展に大きく寄与することができます。
- ・交付税による包括的な財政支援があります。
- ・同じ生活圏域に住む者同士が共に協力し合いながら生活圏の一体的な発展を考えていくことも必要です。

⑥ **サービス水準が低下し負担が重くなることはないか**

- ・合併により事務処理の効率化や経費の削減を進め、合併しない場合と比べて負担を増やさずサービス水準を維持することが可能となります。

(3)

(3) 合併しない場合に懸念される事項

- ① 地方交付税の減少のため、行政運営が困難になる可能性があります。
- ② 少子高齢化の急速な進展のため、必要な行政サービスの提供が困難になる可能性があります。
- ③ 日常生活圏と行政区域の不一致のため、行政サービスが受けられなかったり、利用格差が発生します。

4. 市町村合併に向けた取り組み状況

(1) 松阪地方市町村合併協議会の概要

【協議会設立前】

平成 13 年 3 月 29 日	飯南郡・多気郡町村会「市町村合併」に関する勉強会 飯南町・飯高町・多気町・明和町・大台町・勢和村・宮川村
平成 13 年 11 月 10 日	松阪地方市町村合併検討会 松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町・多気町・明和町・ 大台町・勢和村・宮川村
平成 14 年 4 月 2 日	松阪地方市町村合併協議会設立準備会 松阪市・三雲町・飯南町・飯高町

【協議会設立後】

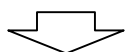
平成 14 年 4 月 16 日	第 1 回協議会 1 市 3 町 松阪市・三雲町・飯南町・飯高町
平成 14 年 5 月 1 日	第 2 回協議会 1 市 4 町 (嬉野町参加)
平成 14 年 5 月 11 日 ～	第 3 回協議会 (基本 4 項目、事務事業についての協議)
平成 14 年 10 月 21 日	第 10 回協議会

(2) 市町村合併の手続き

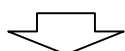
法定合併協議会の設置…市町村議会の議決が必要です。

法定合併協議会の役割

- ・市町村建設計画の策定…合併する新市の10年計画
- ・市の名称、市役所の位置など合併に必要な項目の具体的な協議・調整。
- ・合併の是非についての検討。



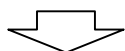
合併協定書の調印…法定協議会での協議結果を協定書にまとめます。



市町村議会での合併議決…合併協定書に沿って議決されれば、合併の内容が確定します。

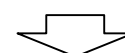


知事への申請…関係市町村すべてから申請します。



県議会の議決・知事の決定…県議会の議決を経て、知事が合併を正式決定します。

※市を含んだ合併の場合、総務大臣の同意が必要です。



総務大臣への届出・総務大臣の告示

…総務大臣の告示によって合併の効力が発生します。

5. 財 政

(1)平成13年度の構成市町の財政状況

(単位:億円)

	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	合計
地方税	158.3	19.9	14.5	4.1	6.0	202.8
普通交付税	60.0	20.0	12.7	16.5	19.8	129.0
その他収入	184.9	22.0	14.9	17.3	26.1	265.2
歳入計	403.2	61.9	42.1	37.9	51.9	597.0
歳出計	392.7	58.8	39.7	36.9	50.7	578.8
財政力指数	0.684	0.495	0.510	0.207	0.231	0.577

※平成13年度地方財政状況調査、財政力指数は平成14年度(3ヵ年平均値)

(2)合併特例措置後（15年後）の財政状況

合併後の新市の財政状況は、普通交付税は減額分を15年間保障される措置があります。しかし、合併特例措置後（15年後）は単年度で約19億円（平成14年度試算）の減収となりますが、人件費、物件費等で相応の削減を見込むことができます。

このことにより、各市町村で実施している行政サービスを一元化、効率化をすることによる余剰財源により、地域全体の行政サービスの向上が図られるものと推測されます。

(3)合併後の削減効果

合併特例措置が終了する平成32年度までの15年間を現在の予算規模で推計すると次のようになります。

①給与等の削減効果（議員、三役等、職員） 約 213 億円

議員…5市町合併した場合の法定議員定数の上限値(34人)とし、松阪市の例により算出

三役等…合併した場合にはそれぞれ1人ずつとなることから、松阪市の例により算出

職員…5市町全体と全国類似団体における職員平均給与額等の比較により算出

②管理部門の削減効果（人件費を除く議会費、総務費） 約 137 億円

5市町合併した場合の議会費・総務費の二重投資額を全国類似団体との比較により算出

削減効果額 ①+②=約 350 億円

このように15年間で約350億円の削減効果が見込まれます。

(4)合併に対する財政支援措置

合併することによって管理部門等の経費が削減されますが、合併後は建設計画に基づく事業のために多額の経費が必要となります。

そのため、新市の財政支援のため平成17年3月までに合併した市町村に対して特例的な財政措置が講じられています。

① まちづくりのための建設事業に対する財政措置（合併後10年間）

標準全体事業費（上限額） 436億円

② 新市振興のための基金造成のための財政措置（合併後10年間）

標準基金規模（上限額） 40億円

③ 普通交付税の特例措置（合併後15年間） 300億円

④ 合併直後の臨時経費（システムの統一、ネットワーク整備等）や行政水準

住民負担水準の格差是正に必要な経費（5年間合計） 16億1千万円

(6)

- ⑤ 特別交付税による財政措置（合併を機に行う新たなまちづくり、公共料金の是正、公債費格差是正など）（3年間合計） 7億円
- ⑥ 合併市町村補助金（新市建設事業に位置づけられた事業）（3年間合計） 7億8千万円
- ⑦ 県市町村合併支援交付金（新市建設計画に基づく事業及び地域振興を高める事業）（10年間合計） 8億円

6. 新しい市はこんなまちになります！

松阪地方市町村合併協議会（任意協議会）では5市町の制度・サービスなどのすべての事務事業についての現況と課題問題点を調査し、すり合わせを行っています。

今まで開催された協議会では住民生活に直接関わることから優先的に協議しています。

下記の調整方針はあくまでも任意協議会の案として皆様に合併問題を考えていただく為の資料として掲載しています。今後法定協議会へ移行されれば正式に協議決定されていきます。

調整方針（任意協議会案）が確認された項目

- (1) **合併の方式**
「新設（対等）合併」方式とします。
- (2) **合併の期日**
合併特例法の期限が平成17年3月31日までであるため、事務処理が円滑に行える期日を検討し、法定協議会移行前に協議します。
- (3) **新市の名称**
各市町の住民説明会で意見を聞き任意協議会案をまとめていきます。
- (4) **事務所の位置**
本庁舎を現在の松阪市内に置き、町役場は地域振興の拠点として残し、現在の支所・出張所・市民センターについても存続させていく方向で協議されています。
- (5) **財産及び債務の取り扱い**
原則としてすべて新市へ引き継がれます。

(6) 各種事務事業

① 証明手数料

	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	調整内容
戸籍謄本・抄本(1通)	450円	450円	450円	450円	450円	450円
住民票の写し(1件)	200円	300円	300円	200円	200円	200円
印鑑証明(1件)	200円	300円	300円	200円	200円	200円
印鑑登録カード(証)の再交付(1件)	200円	300円	300円	500円	500円	200円
所得証明(1件、1年毎)	200円	300円	300円	200円	200円	200円
納税証明(1件、1年毎)	200円	300円	300円	200円	200円	200円
事業証明(1件)	200円	300円	300円	200円	200円	200円
資産証明(1件)	200円	300円	300円	200円	200円	200円

② 地方税

		松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	調整内容
個人市町村 住民税	均等割	2,500円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	不均一課税
	所得割	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	現行のとおり
法人市町村 住民税	均等割	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	現行のとおり
	法人税割	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	現行のとおり
固定資産税	税率	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	現行のとおり
特別土地 保有税	税率(保有)	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	現行のとおり
	税率(取得)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	現行のとおり
軽自動車税	税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	現行のとおり

※不均一課税は、現在各市町村によって税率が異なるものがあり、合併した場合における税率の急激な変化に対応するため関係市町村で協議の上、それまで行っていた税率を合併年度及びこれに続く5年間で調整していくことができる制度です。

③ 公営住宅等の使用料

		松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	調整内容
公営住宅	団地数	18	—	—	1	3	現行のとおり。ただし、立地係数の変動に伴い負担増になる場合は調整期間を3年間設ける。
	管理戸数	1,222	—	—	4	8	
	入居戸数	1,099	—	—	4	8	
	月額 使用料	800～ 48,000円	—	—	6,500～ 6,700円	16,300～ 59,700円	
	建築年度	S32～S56	—	—	S50	H3～H4	
その他の 住宅	団地数	9	1	3	2	17	現行のとおり
	管理戸数	349	74	5	2	17	
	入居戸数	328	74	5	2	17	
	使用料	600～14,300円	2,500円	900～1,500円	1,200～4,000円	2,000～35,000円	
	建築年度	S26～H11	S48～S52	S29	S28	S28～H13	

④ 火葬場の使用料

		松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	調整内容
火葬場使用料	大人(市内)	3,000円	10,000円	10,000円	—	—	3,000円

⑤ 介護保険料

保険料については平成17年度までは次期介護保険事業計画のとおりとし、平成18年度からは新市で設定していきます。サービス内容等については今後検討していきます。

	対象者	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者等	1,452円	1,385円	1,385円	1,429円	1,399円
第2段階	住民税非課税者 (世帯全員が非課税)	2,178円	2,078円	2,078円	2,143円	2,098円
第3段階	住民税非課税者 (本人が非課税)	2,904円	2,771円	2,771円	2,857円	2,798円
第4段階	住民税課税者 (所得額250万円未満)	3,630円	3,463円	3,463円	3,571円	3,497円
第5段階	住民税課税者 (所得額250万円以上)	4,356円	4,156円	4,156円	4,286円	4,197円

※この表は、第1号被保険者(65歳以上)の月額保険料を表しています。

⑥ 保育所(保育時間)

	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	調整内容
保育時間	午前8時30分～ 午後4時30分	午前8時30分～ 午後4時30分	午前8時～ 午後4時	午前8時15分～ 午後4時15分	午前8時～ 午後4時	午前8時30分～ 午後4時30分
長時間保育	午前7時30分～ 午後6時	午前7時30分～ 午後6時	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後6時	なし	午前7時30分～ 午後6時
延長保育	午前7時～ 午後7時	なし	なし	なし	なし	午前7時～ 午後7時

⑦ 水道関係

- ・ 上水道新規加入分担金

口径(mm)	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	調整内容
13	54,600円	52,500円	52,500円	(平成14年度基準) 84,000円 ～157,500円	松阪市の例による。 但し、30ミリは嬉野町の例による。
20	54,600円	105,000円	105,000円		
25	131,250円	157,500円	210,000円		
30	—	262,500円	315,000円		
40	344,400円	525,000円	525,000円		
50	546,000円	840,000円	1,050,000円		
75	1,270,500円	1,365,000円	1,743,000円		
100	2,278,500円	2,100,000円	3,097,500円		
150	5,166,000円	—	6,930,000円		

- ・ 簡易水道の使用料は現行のとおりとします。

⑧ 地域消防団

		松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	調整内容
組織	団長	1	1	1	1	1	現行のまま新市に引継ぎ統合する。(現状の消防力を低下させないよう調整する。)団長は1名とし方面団長を置く
	副団長	5	1	1	2	2	
	分団長	24	6	4	4	4	
	副分団長	24	6	4	4	4	
	部長	24	8	13	0	8	
	班長	40	14	32	24	35	
	団員	307	214	210	185	206	

⑨ ごみ処理

	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	調整内容
ごみ処理の流れ	市単独処理	久居地区広域衛生施設組合処理	・久居地区広域衛生施設組合処理 ・町単独処理	香肌奥伊勢資源化広域連合処理	香肌奥伊勢資源化広域連合処理	処理施設増設までの暫定期間は現行のとおり
分別排出区分	12品目	7品目	21品目	6品目	6品目	
資源化事業	・指定法人ルート ・独自ルート ・家電リサイクル法に基づくりサイクル	津広域で選別処理	・指定法人ルート ・独自ルート ・家電リサイクル法に基づくりサイクル	香肌奥伊勢資源化広域連合処理	・香肌奥伊勢資源化広域連合処理 ・資源ごみ回収ステーション	現行のとおり但し三雲町の最終処分ごみは新市で処理する

⑩ し尿処理

	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	調整内容
処理施設一部事務組合	松阪市ほか六か町村衛生共同組合	久居地区広域衛生施設組合	松阪市ほか六か町村衛生共同組合	松阪市ほか六か町村衛生共同組合	松阪市ほか六か町村衛生共同組合	現行のまま新市に引継ぎ処理をする

⑪ 学校給食

		松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	調整内容
学校給食の実施方法	給食対象	小学校	小、中学校	小、中学校	小、中学校	小、中学校	松阪市の中学校については給食検討委員会の答申を受け検討。4町は現行のとおり
	方式	単独	センター	センター	センター	センター	
	給食回数	180回	183回	180回	181回	183回	
給食費(月額)	低学年	3,550円	3,750円	3,550円	3,500円	3,500円	3,550円
	高学年	3,650円	3,850円			3,700円	3,650円
	中学校	—	4,100円	3,900円	3,900円	4,000円	3,900円

⑫ 林業地元分担金

松阪市	嬉野町	飯南町	飯高町	調整内容														
<ul style="list-style-type: none"> 市単、県単事業 事業費の50%以内 災害復旧 事業費の40%以内 林構事業林道開設 事業費の20%以内 原材料支給 負担金なし 	<ul style="list-style-type: none"> 林道開設 事業費の10% 作業道開設 事業費の10% 災害復旧 事業費の10% 原材料支給 負担金なし 	<ul style="list-style-type: none"> 林道開設 事業費の4%以内 作業道開設 事業費の15%以内 舗装、維持 事業費の10%以内 災害復旧 事業費の3%以内 原材料支給 事業費の10%以内 	<ul style="list-style-type: none"> 林道開設 事業費の7% 作業道開設 事業費の12% 災害復旧 負担金なし 原材料支給 負担金なし 	<table border="1"> <tr> <td>林道、作業道 開設・舗装</td> <td>単独事業</td> <td>補助事業 (災害復旧)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>事業費の30%</td> <td>補助残の30%</td> </tr> <tr> <td>過疎・辺地</td> <td>事業費の15%</td> <td>補助残の15%</td> </tr> </table>	林道、作業道 開設・舗装	単独事業	補助事業 (災害復旧)	一般	事業費の30%	補助残の30%	過疎・辺地	事業費の15%	補助残の15%	<table border="1"> <tr> <td>維持管理費</td> <td rowspan="3">コンクリート、砕石等の支給、 機械(オペ付)の借上げ料の支給 但し限度額はそれぞれ設定する</td> </tr> <tr> <td>原材料支給</td> </tr> <tr> <td>市単災害復旧</td> </tr> </table>	維持管理費	コンクリート、砕石等の支給、 機械(オペ付)の借上げ料の支給 但し限度額はそれぞれ設定する	原材料支給	市単災害復旧
林道、作業道 開設・舗装	単独事業	補助事業 (災害復旧)																
一般	事業費の30%	補助残の30%																
過疎・辺地	事業費の15%	補助残の15%																
維持管理費	コンクリート、砕石等の支給、 機械(オペ付)の借上げ料の支給 但し限度額はそれぞれ設定する																	
原材料支給																		
市単災害復旧																		

5市町の現況を比較しました。

① 人口・世帯と高齢化率

人口は、松阪市・三雲町は増加し、嬉野町は横ばい、飯南町・飯高町は減少が続いています。三重県の高齢化率の平均は18.9%で、三雲町だけが平均を下回っています。5市町での高齢化の進展は異なっているものの、今後はいずれも高齢化が急速に進むと予想されます。

		松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	合計
人 口	平成 7年	122,449人	17,903人	10,336人	6,528人	5,915人	163,131人
	平成12年	123,727人	17,884人	11,158人	6,180人	5,555人	164,504人
	増減率	1.0%	△0.1%	8.0%	△5.3%	△6.1%	0.8%
世 帯	平成 7年	40,400世帯	5,349世帯	2,947世帯	1,832世帯	1,885世帯	52,413世帯
	平成12年	43,256世帯	5,768世帯	3,370世帯	1,841世帯	1,852世帯	56,087世帯
	増減率	7.1%	7.8%	14.4%	0.5%	△1.8%	7.0%
一世帯当りの人員	平成 7年	3.03人	3.35人	3.51人	3.56人	3.14人	3.11人
	平成12年	2.86人	3.10人	3.31人	3.36人	3.00人	2.93人
高齢化率	平成 7年	16.7%	18.3%	16.7%	25.4%	28.9%	17.6%
	平成12年	19.3%	21.2%	17.8%	30.6%	34.9%	20.3%

資料：国勢調査

② 議会議員の定数及び任期

合併時に法定議員定数(34人)以内で通常選挙を行うか、あるいは、定数特例(議員の定数を一期に限り2倍まで増やし選挙を行うもの)、在任特例(選挙は行わずに合併前の議員の任期を最長2年間延長するもの)といった特例措置をとることもできます。

(平成14年4月1日現在)

	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	合計
法定定数	36人	26人	26人	22人	22人	132人
条例定数	30人	16人	14人	12人	12人	84人
任期	15.4.30	15.6.12	15.9.25	16.8.31	16.10.31	-

③ 職員数

5市町の職員数の合計は約2千人(平成14年4月1日現在)、社会情勢の変化や厳しい財政状況の中で、合理的で効率的な組織機構や運営が求められています。

	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	合計
全職員数	1,470人	185人	130人	93人	109人	1,987人
職員一人あたり人口	84人	97人	86人	66人	51人	83人

④ 保育料

保育料は所得税の階層区分ごとに保育料基準額表により徴収しています。松阪市は12階層で4町は7階層となっており、階層と国の徴収基準に対する徴収率を統一するよう調整を行っています。

徴収率の比較表

(平成13年度実績)

	国徴収金	市町保育料	軽減額	市町/国
松阪市	822,491,360	535,376,640	287,114,720	65.1%
嬉野町	82,112,270	61,952,500	20,159,770	75.4%
三雲町	63,694,460	49,326,800	14,367,660	77.4%
飯南町	54,748,050	31,027,860	23,720,190	56.7%
飯高町	53,848,640	22,915,000	30,933,640	42.6%
計	1,076,894,780	700,598,800	376,295,980	65.1%

県内12市における徴収率の状況

津市	79.2%	名張市	67.7%
四日市市	69.8%	尾鷲市	64.3%
伊勢市	68.9%	亀山市	67.4%
桑名市	68.0%	鳥羽市	64.1%
上野市	64.2%	熊野市	70.3%
鈴鹿市	67.5%	久居市	61.7%

⑤ 国民健康保険税

国民健康保険事業の財源は、被保険者が納めた保険税と、国からの支出金、繰入金などの特定歳入で賄われています。このため、市町村の一般会計とは別に特別会計を設けて、医療費などの経費を支出しています。5市町の現況は、賦課方式、税率及び納期等が異なるため、一元化を図る必要があります。

	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	
賦課方式	3方式	4方式	4方式	4方式	4方式	
医療保険分	均等割額	28,000円	24,000円	26,400円	23,000円	21,000円
	平等割額	23,000円	29,400円	30,000円	21,000円	22,000円
	所得割税率	8.4%	5.3%	5.0%	5.0%	4.7%
	資産割税率	-	51.0%	45.0%	25.0%	43.0%
	課税限度額	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円
	一人当税額	72,349円	74,926円	77,159円	51,591円	51,349円
2号介護保険分	均等割額	6,600円	8,000円	8,000円	6,300円	5,751円
	平等割額	3,900円	-	-	3,800円	3,633円
	所得割税率	1.2%	0.85%	0.85%	0.6%	0.66%
	資産割税率	-	-	-	5.50%	6.99%
	課税限度額	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円
	一人当税額	16,449円	15,161円	16,388円	13,902円	14,443円
納期	10期	8期	10期	9期	10期	
※一人当税額は平成14年度当初賦課額						

⑥ 乳幼児医療

5市町で三重県の基準に応じた3歳未満の乳幼児にかかる医療費の助成を行っていますが、飯南町及び飯高町では4歳から6歳未満までの医療費についても助成をしています。尚、飯高町では所得制限を設けていません。

	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町
対象者	3歳未満	3歳未満	3歳未満	6歳未満	6歳未満
所得制限	有	有	有	有	無

⑦ 上水道の料金

下記の表は、一般家庭（口径 13mm・20mm）による水道料金の比較をしています。仮に新市の水道料金を一番低い所に統一した場合、年間で約10億円ほどの収入不足となります。水道事業は企業会計として独立採算性を基本原則としており今後水の需要等も考えながら料金設定を協議していきます。

	使用料	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町
13mm	10m3	1,270円	1,850円	1,500円	1,500円
	20m3	3,080円	3,850円	2,800円	2,500円
	30m3	4,980円	5,850円	4,300円	3,700円

	使用料	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町
20mm	10m3	1,660円	1,900円	1,800円	1,500円
	20m3	3,470円	3,900円	3,100円	2,500円
	30m3	5,370円	5,900円	4,600円	3,700円

⑧ 下水道の料金

松阪市、嬉野町、三雲町で事業が進められており、受益者負担金、使用料等において違いがあり、新市の整備計画等も考えながら検討し、調整を図っていきます。

		松阪市	嬉野町	三雲町
使用料	10m3	880円	1,200円	550円
	20m3	2,980円	2,500円	1,550円
	30m3	5,230円	3,800円	2,550円

⑨ 戸別合併処理浄化槽

飯南町・飯高町は町管理の合併処理浄化槽を設置しており使用料、分担金に違いがあるため調整を図る必要があります。

●使用料

●分担金

	飯南町	飯高町		飯南町	飯高町
5人槽	4,000	4,200		5人槽から10人槽	標準工事費を超える
7人槽	5,000	5,200		工事費の10%	額
10人槽	6,000	6,200			

市町村合併住民説明会概要報告書

松阪市

開催日	開催時間	開催場所	人数	アンケート
平成14年11月15日(金)	19時00分～20時30分	東黒部ふれあい会館	27人	27枚
	19時00分～21時00分	大河内地区市民センター	30人	27枚
平成14年11月18日(月)	19時00分～20時30分	機殿地区市民センター	40人	32枚
	19時00分～20時20分	宇気郷地区市民センター	35人	32枚
平成14年11月19日(火)	19時00分～20時45分	漕代地区市民センター	43人	38枚
	19時00分～20時20分	伊勢寺地区市民センター	33人	32枚
平成14年11月20日(水)	19時00分～20時30分	港地区市民センター	18人	16枚
	19時00分～20時15分	大石地区市民センター	25人	23枚
平成14年11月21日(木)	19時00分～20時10分	橋西地区市民センター	14人	14枚
	19時00分～20時45分	花岡地区市民センター	43人	39枚
平成14年11月22日(金)	19時00分～20時05分	櫛田地区市民センター	22人	20枚
平成14年11月24日(日)	13時30分～15時20分	産業振興センター	47人	35枚
平成14年11月25日(月)	19時00分～20時20分	東地区市民センター	6人	6枚
	19時00分～20時00分	茅広江地区市民センター	14人	13枚
平成14年11月26日(火)	19時00分～20時40分	徳和地区市民センター	24人	24枚
	19時00分～20時30分	射和地区市民センター	36人	30枚
平成14年11月27日(水)	19時00分～20時20分	松ヶ崎地区市民センター	22人	20枚
	19時00分～20時20分	阿坂構造改善センター	23人	13枚
平成14年11月28日(木)	19時05分～20時25分	朝見地区市民センター	10人	10枚
	19時00分～20時40分	松尾地区市民センター	54人	53枚
平成14年11月29日(金)	19時00分～20時20分	西黒部地区市民センター	36人	35枚
	19時00分～20時15分	神戸地区市民センター	10人	9枚
平成14年12月02日(月)	19時00分～20時30分	第四公民館	13人	13枚
	19時00分～19時50分	第二公民館	5人	4枚
平成14年12月03日(火)	19時00分～19時55分	第一公民館	6人	6枚
	19時00分～20時35分	幸公民館	9人	9枚
合 計		26会場	645人	580枚

【主な意見・質問】

- ・市域が拡大することで、地域間で行政サービスに格差が生じないか？
- ・災害発生時への対応からも道路の確保は重要である。
- ・合併による広域連携の枠組みの変化により、消防・救急体制への不安がある。
- ・人口が少ない地域は、公共施設も建設されないし、開発もされない。ますます人口が減っていく。4町には地域審議会を設置することができるが、現松阪市内の周辺部への振興策は？
- ・新市の核となる産業を誘致するべきだ。
- ・合併特例債といっても単なる借金である。慎重に利用すべきだ。
- ・火葬料は、1万円でよい。負担を低くする調整ばかりでは、今後、税負担が高くなることを懸念する。
- ・議員報酬でかなりの格差があるが、松阪市議会の報酬額で調整することは避けてほしい。
- ・債務保証や第三セクターでの隠れ借金がある場合もあるので、5市町のバランスシートを公開すべきだ。
- ・下水道整備が合併問題でさらに遅れるのではないか？
- ・合併すると今まで以上に財政が悪化しないか心配である。

【主な意見・質問】

- ・三雲中はそのまま残るだろうが、多気中はどうなるのか？子どもたちのためにも早く決定してほしい。
- ・普通交付税の減額分の保障(15年間)があるというが、国が言うことはあてにならない。
- ・嬉野インターの借金問題をかたづけしてからでないと嬉野町とは合併すべきではない。
- ・全体的な財政シミュレーションを公表してほしい。
- ・議員定数の特例では在任特例を適用している例ばかりらしいが、在任特例を適用するのであれば、財政状況が厳しいので、長くても1年以内にするべきだ。
- ・学区の見直しをしてほしい。
- ・地域のまちづくりは、地域主体で実施したい。それには地区市民センター業務をもっと充実すべきだ。
- ・今後も随時住民説明会を開催してほしい。
- ・財政基盤の弱い町との合併が適正なのか説明するべきである。
- ・合併後の選挙では、旧市町ごとに選挙区を設定してほしい。
- ・新市将来ビジョンはもっと住民の意見を取り入れるべきである。地域をゾーニングしてそれぞれの地域の色付けを勝手にすべきでない。
- ・多気町、明和町等の周辺町村へも働きかけを行うべきである。
- ・本庁舎をもし新たに建設するならば、地域性を考慮した上で候補地を選定してもらいたい。
- ・合併後も現在の市政マネジメントシステムを活用して、効率的な行政運営を図るようお願いしたい。
- ・全体的に5市町が合併してよかったと思えるようなまちづくりを考え実施していくようお願いしたい。

市町村合併住民説明会概要報告書

嬉野町

開催日	開催時間	開催場所	人数	アンケート
平成14年10月27日(日)	19時00分～20時35分	ふるさと会館	280人	244枚
平成14年10月31日(木)	19時00分～20時20分	宇気郷出張所	36人	28枚
平成14年11月01日(金)	19時00分～20時25分	豊地農構センター	70人	49枚
平成14年11月02日(土)	19時00分～20時15分	中郷小学校体育館	73人	49枚
平成14年11月03日(日)	19時00分～20時40分	豊田集落センター	95人	76枚
平成14年11月07日(木)	19時00分～21時07分	中川コミュニティセンター	104人	75枚
平成14年11月08日(金)	19時00分～20時50分	中原文化センター	131人	111枚
合計		7会場	789人	632枚

【主な意見・質問】

- ・本日の説明会資料は、単価の平均値を表しています。今後、料金等すり合わせで協議されると思いますが、サービスは高く、負担は低いとの考えから、津市の合併協議会は低い料金にすると、120億円減収になると聞いております。交付税措置がされなくなり、10年後、20年後はどうなるのか。
- ・津・松阪と合併した場合、手続きは津・松阪の市役所へ行かなくてはならないのか。
- ・一志郡6町村が合併するのならいいが、一志町・三雲町は、郡での合併は難しいと思う。地方分権を進めている中で、小さい町では問題がある。今後合併するときは、必ず吸収合併なる。
- ・松阪・津と合併すれば、この地域は新市の端になり、対等合併であっても差が出ることは仕方が無いと思います。中川駅を中心とした一志郡でまとまっていたきたい。
- ・これからの嬉野町に必要なことは、食と環境と福祉と情報です。食をいかに安全に、井戸水が飲める年とっても豊かに暮らせて、老人にも情報が伝わる社会を考えて、合併に取り組んでいただきたい。
- ・合併の枠組みの選択は、何を基本として、誰が決定するのか。
- ・津、松阪の対等合併とは何か。議員数も1～2名になり何が対等なのか。住民の声が行政に届かなくなる。第一次合併は、住民の声が届く一志郡で合併していただきたい。
- ・一志郡4町村は5万人都市で、一志町が抜けたら、3万5千人ですが、これでは合併できないのか。津・松阪はグローバルな構想を立てられているが、今からはローカルの嬉野町でいいと思う。
- ・一志郡が3町村のなった場合でも市になれるのか。合併しても市になれなくては、地方分権が進められている中、住民サービスが維持できなくなる。
- ・これからの嬉野町住民がどこで合併したら一番住民サービスが受けやすいかを考えると、現在の役場が残るにしても、難しい問題は津・松阪の市役所まで行かなくてはならない。私は、松阪がいいと思います。津への道は狭く時間がかかるし行政の住民サービスが欠けているように思えます。松阪に行く道路も良くなったし、松阪とはなじみが深いです。行政サービスも良いと思います。
- ・松阪は生活圈。津は行政圏。行政面をそのまま残して、松阪市と合併できないのか。
- ・一志町の津に合わせるのか。三雲町の松阪に合わせるのか。三雲町とは農業面でも昔からつながりがあり、海岸から一体となり、水も三雲町へ流れる。三雲町は松阪に決めているようだが、嬉野町は将来的に考えても三雲町に合わせて松阪市と合併すべきである。
- ・津と合併した場合、雲出川を越えて南へ発展することは考えられない。やはり、松阪と合併して北への発展を進めるべきである。

市町村合併住民説明会概要報告書

三雲町

開催日	開催時間	開催場所	人数	アンケート
平成14年10月31日(木)	19時00分～21時00分	米ノ庄小学校体育館	116人	79枚
平成14年11月01日(金)	19時00分～20時45分	鶺鴒小学校体育館	108人	72枚
平成14年11月07日(木)	19時00分～20時25分	ハートフル三雲	120人	89枚
平成14年11月08日(金)	19時00分～20時35分	小野江小学校体育館	105人	54枚
合 計		4会場	449人	294枚

【主な意見・質問】

- ・松阪地方と合併すると、都市計画税はかかるということか。
- ・現在の職員がそのまま新しい市に入ると思わないが、職員の人数減らすこととかできているのか。
- ・合併の財政支援措置について、特例債は借金であり、これだけ増えるということ、償還が大変。
- ・借金はどうしていくのか。農匠施設等かなり使っていると聞く。
- ・交付税措置は結局国から返ってくる、地方自治では税源移譲が重要、国に移譲の要望が必要。
- ・新しいまちのマスタープランどれだけでできているのか。目に見えるプランがほしい。暮らし向きがどうかかわるのか。中部国際空港、松阪と合併した時の位置づけ、役割は。
- ・5万の人口なら、近い将来再合併ということも、財政の負担も考えられる。合併するならある程度の人口が必要。
- ・合併はスケールメリットからいっても大きいほうがよい。
- ・合併について最終判断される場合、住民投票で賛否とるところもある。町はどうか。できればアンケートくらいとっていただければ。
- ・50年先、100年先はしらないが、後で悔いのないようにしていただきたい。自分たちの意見もアンケートなりで反映させていただきたい。
- ・今回の説明会、松阪との合併で住民の理解が得られるよう説明いただいたらよかったと思う。
- ・一志郡4町村協議会が1ヶ月経たないうちに一志町が抜けた。住民を無視した結果なのでは。合併で大きくなるのはいい考えというのがあるかもしれないが、今まで対話できた行政から顔の見えない行政になる。飯南まで30km、飯高の波瀬まで67km、合併して本当にメリットあるのか。今まで経済交流あったのか。大きくなるということは、いいことありません。今一度考えてみてください。
- ・一度話を聞いて次に聞いたら話が進んでいた。特に市町村合併の問題はそんなことのないようやってもらいたい。
- ・町長と議会の考え方は、3月最終決定ということだが、「議会だより」を見てもしっくりいってないように見える。強力なリーダーシップで松阪に行くといったら割り切りやすい。
- ・都市計画上から考えても、三雲は一本で松阪へいくべきではないかと考える。対等合併の話もあるが、松阪へ行ってえらいめにあったということのないようにしてほしい。
- ・津の協議会の議論の余地はないのか。
- ・17年3月末の合併なら、津へもまだまだ参加できるのでは。

市町村合併住民説明会概要報告書

飯南町

開催日	開催時間	開催場所	人数	アンケート
平成14年10月30日(水)	19時30分～21時05分	有中多目的集会所	42人	37枚
平成14年10月31日(木)	19時30分～21時15分	本郷生活改善センター	31人	26枚
平成14年11月07日(木)	19時30分～21時15分	横野区民センター	28人	19枚
平成14年11月08日(金)	19時30分～21時05分	産業文化センター	45人	40枚
平成14年11月11日(月)	19時30分～21時15分	下郷集落センター	40人	36枚
平成14年11月12日(火)	19時30分～21時03分	畑井多目的集会施設	22人	15枚
平成14年11月13日(水)	19時30分～20時58分	鍛冶屋瀬集会所	33人	29枚
平成14年11月18日(月)	19時30分～21時08分	柳瀬生活改善センター	53人	46枚
平成14年11月19日(火)	19時30分～21時04分	下仁柿生活改善センター	25人	21枚
平成14年11月20日(水)	19時30分～21時08分	上仁柿地区消防センター	30人	26枚
平成14年11月21日(木)	19時30分～21時00分	青少年研修センター	26人	23枚
平成14年11月25日(月)	19時30分～21時12分	津下集会所	48人	39枚
平成14年11月29日(金)	19時30分～21時35分	中村集会所	60人	46枚
合 計		13会場	483人	403枚

【主な意見・質問】

- ・松阪市と合併すると実質は吸収になるのでは。
- ・5年、10年はいいが、合併することによって飯南地区は疎外される心配がある。小規模での合併の選択肢はないのか。
- ・住民サービスをきめ細やかにしてほしい。
- ・市議員が松阪ばかりになってしまわないか。
- ・色々な組み合わせのなかで一番相乗り効果のある組み合わせを示し、皆さんが判断できる他の資料も整えていただくといいのでは。
- ・もっと若い世代の意見を聞いたらどうか。
- ・合併していかに新しい町が財政力をつけるかが問題。協議会で話し合われているのか。
- ・財政力指数が低い飯南・飯高で合併したときはどうなるのか。
- ・合併しない場合の判断材料がないので不安がある。
- ・合併には賛成であるが、隅々まで行政は行われるのか。
- ・松阪市、飯南多気郡での合併の枠組みにはならないのか。
- ・法定の合併協議会になったら後から入れないのか。調整はもう一度するのか。
- ・地域審議会は、ぜひ立ち上げてほしい。
- ・合併しない時のデメリットを考え、合併問題を進めていただきたい。
- ・すり合わせの内容はできる限り公表してほしい。
- ・ベストの組み合わせで検討してほしい。
- ・町の財産、地域の財産はどうなるのか。
- ・ケーブルテレビ(インターネット)はどうなるのか。
- ・広域で取り組んでいる消防、ゴミ処理等はどうなるのか。
- ・合併した時、産業文化センターでのイベントはどうなるのか。

市町村合併住民説明会概要報告書

飯高町

開催日	開催時間	開催場所	人数	アンケート
平成14年11月06日(水)	19時00分～21時00分	林業センター	41人	30枚
平成14年11月07日(木)	19時00分～21時00分	加波公民館	24人	19枚
平成14年11月08日(金)	19時00分～21時00分	保健センター	48人	38枚
平成14年11月11日(月)	19時00分～21時00分	開発センター	43人	37枚
平成14年11月13日(水)	19時00分～21時00分	川俣支所	23人	20枚
平成14年11月14日(木)	19時00分～21時00分	赤桶研修所	23人	20枚
平成14年11月15日(金)	19時00分～21時00分	役場本庁	24人	18枚
平成14年11月16日(土)	19時00分～21時00分	下滝野集会所	24人	20枚
合計		8会場	250人	202枚

【主な意見・質問】

- ・地域審議会が有効に機能するようなシステムを望みます。将来にわたってもそれに近い組織は残してほしい。
- ・西の玄関口ですので、合併特例債の事業に載せて考えてほしい。合併したら難しくなるというあせりもある。
- ・15年間で350億円の削減と書いてありますが、年間にすると約20億円、13年度の財政で5市町の計が578.8億円とあるのでこれの20億円の減と考えると、350億円削減というかなりの数字のように思いますが、年間で割って見たらこんなものなのか。あまりメリットはない。合併に対する財政支援措置が、10年で打ち切られますが、それ以後の財政措置はどのようにお考えですか。
- ・合併は仕方のないことなので、若い人や女の人のやる気を起こさせるような夢のある合併をしてほしい。
- ・学校の統合問題はいかがですか。松阪と合併したらこんな少人数のところには学校はいらないということになりませんか。
- ・高齢化にせよ過疎化にせよ、国の施策、県の施策によって出来たと私は思います。であるがために、この高齢化が水と自然を守ってきたと自負していますが、これは何とかありませんか。松阪の人は分かってくれるだろうか。
- ・広域行政になればサービスの向上とか書いてありますが、本当にサービスの向上に波瀾まで来ますか。そこが心配です。
- ・今後もケーブルテレビによる情報公開と、情報発信のための会議もたくさんしていただきたい。
- ・合併したら飯高の過疎が早く進む気がする。議員の数も1回目2回目ぐらいは1人か2人とれても、1人もとれないということは起きませんか。
- ・合併したらという話ばかりで、合併しなかったらどうなるということがわからない。これがわからないと前に進めない。国のということが信用できない。
- ・平成11年からの総合計画が未だ3年～4年しか経過していない。未消化事業がほとんど残っているのに、そういうものがどこまで実現されるのか。総合計画を放っておいて合併に行くのか。
- ・住民投票というのは民主的でいいようだが、恐らく住民で合併について真剣に研究し、勉強している人は少ないと思う。恐らく90%は知らない。そんなんで投票して反対、賛成になればえらいことや。むしろ、議員さんがしっかり研究していただいて、賛成とか反対していただくことが大事。
- ・パンフレットで、地域別に三つのゾーンに分かれている。飯高を見ると「緑と水・やすらぎゾーン」となっている。若い人たちがこのゾーンを見て、そこへ住もうと決意しにくい。「人と暮らしゾーン」に引かれてしまうのではないか。将来的な様相とかビジョンとかが話合っているのであれば教えていただきたい。
- ・法定協議会はいつ頃ですか。法定協議会になったらやめることはできませんか。
- ・合併したら経費が浮くということですが、人を減らしてということ。企業で言うとリストラということで、それで町に活気があるかという疑問がある。
- ・合併したらこうなるという悪いことも言ってほしい。たくさんあると思う。
- ・人口が少ないだけに意見が通らないと思う。何でも人口割でくる。合併当時はいいが農協でも何でもそうや。飯高だけでできるのなら飯高だけでも良いと思う。
- ・勢和村、飯南、飯高町の合併について検討はされていますか。大きな合併より、先ず小さな合併をしたほうが過疎にならないのでは。国の方針に合わなくなった時点で大きな合併をしてはどうか。

(4) アンケートの実施

「市町村合併住民説明会」参加者アンケート

今後の合併協議の参考にさせていただきたく、アンケートのご協力をお願いします。

- 性別は 1. 男 2. 女
- 年齢は 1. 29歳以下 2. 30～39歳 3. 40～49歳
4. 50～59歳 5. 60～69歳 6. 70歳以上
- 居住市町村は 1. 松阪市 2. 嬉野町 3. 三雲町
4. 飯南町 5. 飯高町 6. その他 ()

問1 5市町で合併した場合、新市が特に力をいれるべき施策についてお聞きします。

(5つまで○)

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| 1. 高齢者福祉の充実 | 2. 障害者福祉の充実 |
| 3. 地域医療の充実 | 4. 子育て支援の充実 |
| 5. 人権・男女共同参画施策の推進 | 6. 環境対策の推進 |
| 7. 学校教育の充実 | 8. 生涯学習の充実 |
| 9. 地震・防災対策の充実 | 10. 交通安全・防犯対策の充実 |
| 11. 道路整備の促進 | 12. 公園・緑地整備の促進 |
| 13. 農林水産業の振興 | 14. 商工業の振興 |
| 15. 住民参画のまちづくりの推進 | 16. 文化・スポーツの振興 |
| 17. 地域情報化の推進 (IT化) | 18. 観光施策の推進 |
| 19. その他 () | |

問2 5市町で合併した場合、新市の名称は。(1つだけ○)

1. 松阪市でよい 2. その他の名称 ()

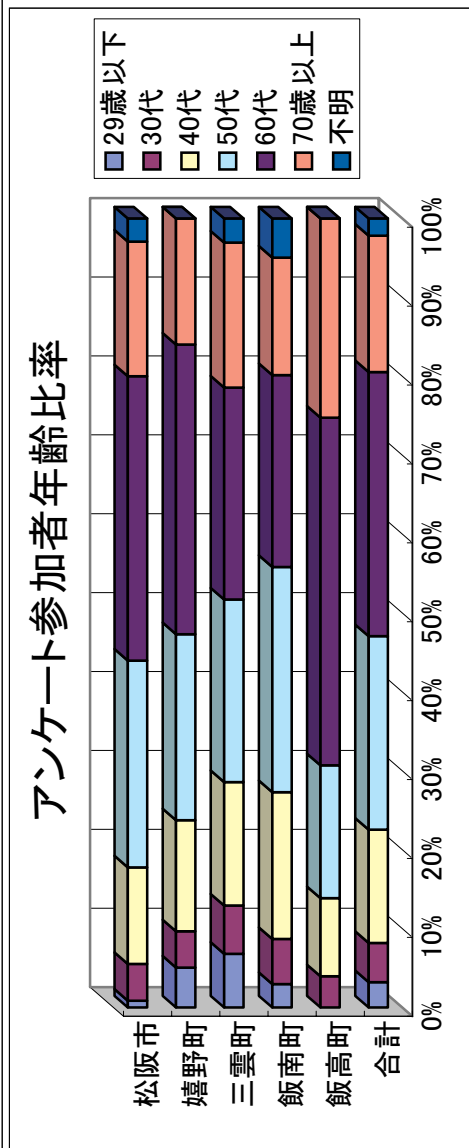
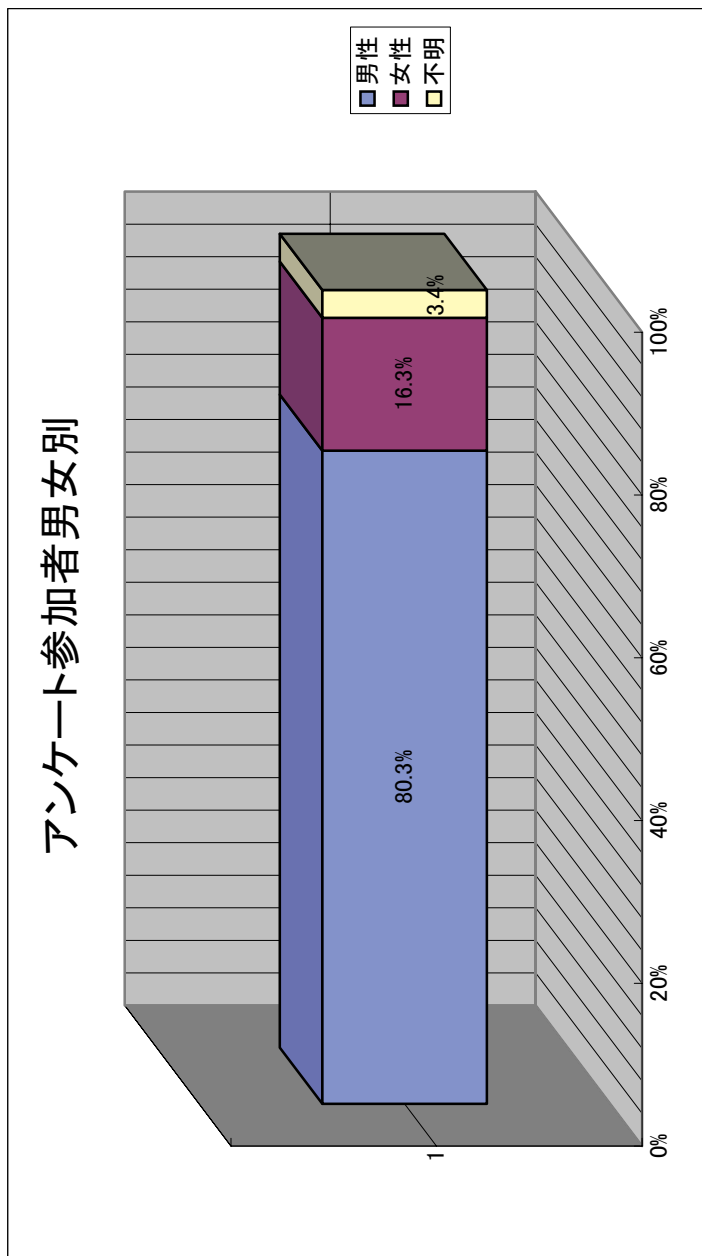
問3 合併に関するあなたのご意見をお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。 松阪地方市町村合併協議会

住民説明会参加者アンケート 男女・年齢別

		松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	合計	
説明会参加者		645	789	449	483	250	2,616	
アンケート総数		581	632	294	403	202	2,112	
性別	男	人数	511	190	311	185	1,695	
		構成比	85.7%	80.9%	64.6%	77.2%	91.6%	80.3%
	女	人数	62	120	82	66	15	345
		構成比	10.7%	19.0%	27.9%	16.4%	7.4%	16.3%
	不明	人数	21	1	22	26	2	72
		構成比	3.6%	0.2%	7.5%	6.5%	1.0%	3.4%
合計		581	632	294	403	202	2,112	
年齢	29歳以下	人数	5	31	20	12	0	68
		構成比	0.9%	4.9%	6.8%	3.0%	0.0%	3.2%
	30代	人数	27	29	18	23	8	105
		構成比	4.6%	4.6%	6.1%	5.7%	4.0%	5.0%
	40代	人数	72	90	46	75	20	303
		構成比	12.4%	14.2%	15.6%	18.6%	9.9%	14.3%
	50代	人数	152	149	68	115	34	518
		構成比	26.2%	23.6%	23.1%	28.5%	16.8%	24.5%
	60代	人数	209	232	79	98	89	707
		構成比	36.0%	36.7%	26.9%	24.3%	44.1%	33.5%
	70歳以上	人数	99	101	54	60	51	365
		構成比	17.0%	16.0%	18.4%	14.9%	25.2%	17.3%
	不明	人数	17	0	9	20	0	46
		構成比	2.9%	0.0%	3.1%	5.0%	0.0%	2.2%
	合計		581	632	294	403	202	2,112

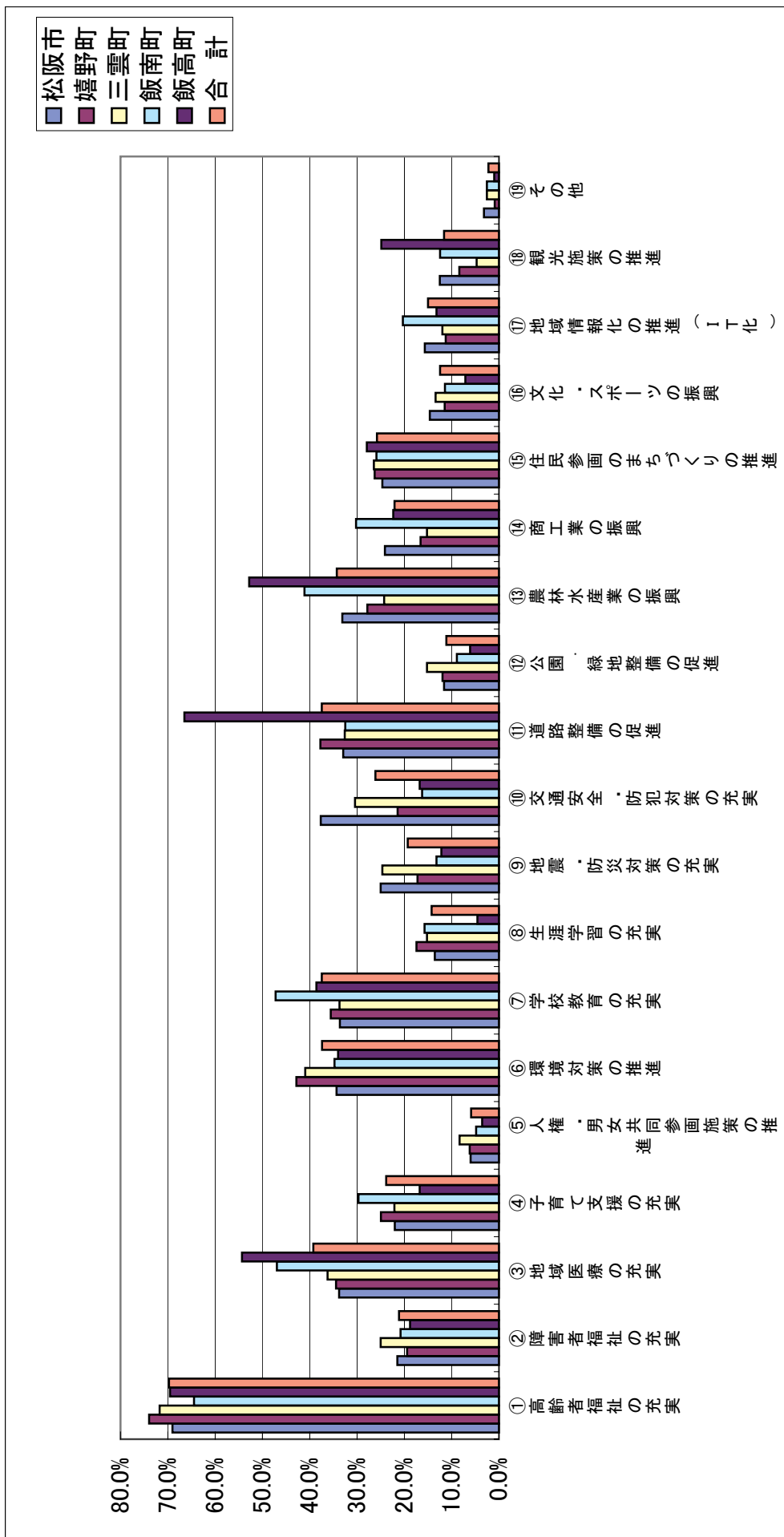
住民説明会参加者アンケート 男女・年齢別



住民説明会参加者アンケート 施策別

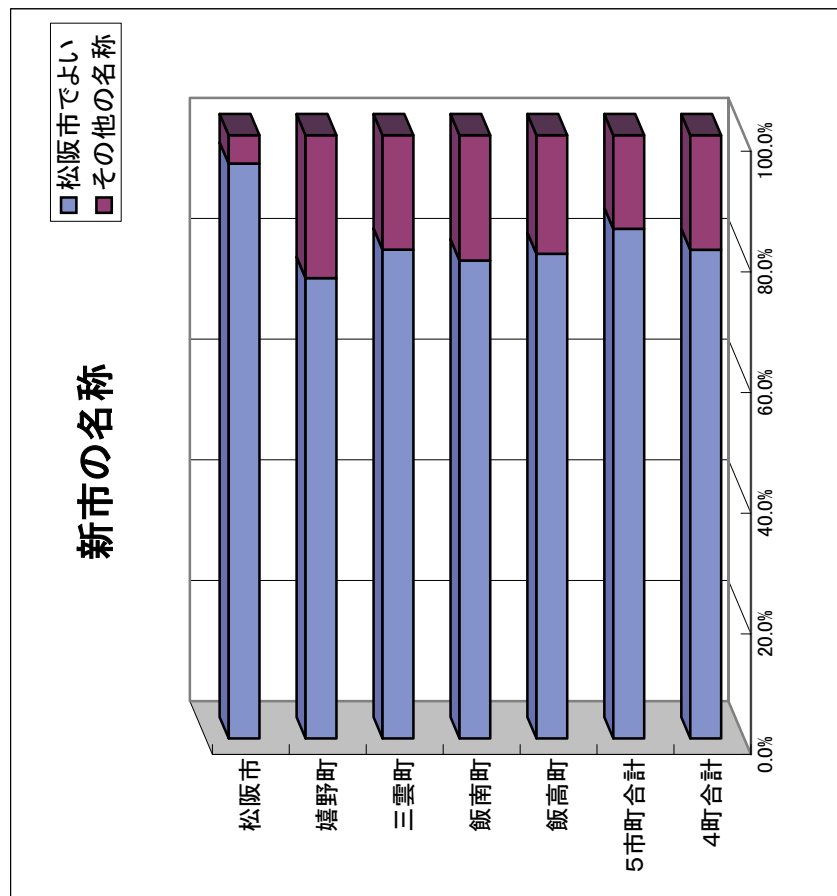
	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	合計
①高齢者福祉の充実	69.0%	74.0%	71.7%	64.5%	69.5%	69.8%
②障害者福祉の充実	21.5%	19.4%	25.0%	20.8%	18.8%	21.1%
③地域医療の充実	33.8%	34.4%	36.2%	47.0%	54.3%	39.2%
④子育て支援の充実	22.0%	24.9%	22.1%	29.7%	16.8%	23.8%
⑤人権・男女共同参画施策の推進	6.0%	6.2%	8.3%	4.8%	3.6%	5.9%
⑥環境対策の推進	34.3%	42.8%	40.9%	34.8%	34.0%	37.4%
⑦学校教育の充実	33.6%	35.5%	33.7%	47.2%	38.6%	37.4%
⑧生涯学習の充実	13.6%	17.4%	15.2%	15.7%	4.6%	14.2%
⑨地震・防災対策の充実	25.0%	17.2%	24.6%	13.2%	12.2%	19.3%
⑩交通安全・防犯対策の充実	37.7%	21.4%	30.4%	16.2%	16.8%	26.1%
⑪道路整備の促進	32.9%	37.7%	32.6%	32.5%	66.5%	37.4%
⑫公園・緑地整備の促進	11.6%	11.9%	15.2%	8.9%	6.1%	11.1%
⑬農林水産業の振興	33.1%	27.8%	24.3%	41.1%	52.8%	34.3%
⑭商工業の振興	24.1%	16.6%	15.2%	30.2%	22.3%	22.1%
⑮住民参画のまちづくりの推進	24.6%	26.3%	26.4%	25.9%	27.9%	25.8%
⑯文化・スポーツの振興	14.6%	11.5%	13.4%	11.4%	7.1%	12.4%
⑰地域情報化の推進(IT化)	15.7%	11.3%	12.0%	20.3%	13.2%	15.0%
⑱観光施策の推進	12.5%	8.4%	4.7%	12.4%	24.9%	11.6%
⑲その他	3.2%	0.9%	2.5%	2.5%	1.0%	2.2%

住民説明会参加者アンケート 施策別



住民説明会アンケート 新市の名称

		松阪市でよい	その他の名称
松阪市	人数	528	26
	構成比	95.3%	4.7%
嬉野町	人数	245	76
	構成比	76.3%	23.7%
三雲町	人数	201	47
	構成比	81.0%	19.0%
飯南町	人数	271	71
	構成比	79.2%	20.8%
飯高町	人数	143	35
	構成比	80.3%	19.7%
5市町合計	人数	1,388	255
	構成比	84.5%	15.5%



※ 新市の名称の設問に無回答が5市町で469件あった。

(参考)

「松阪市」以外の新市の名称			(件数)
新松阪市	7	南勢市など	1
まつさか(まつざか)市	5	ニューマツサカ	1
三重市	5	ひかり市	1
飯南市	3	平和町	1
三重中央市	3	松坂市	1
みどり市	2	松阪集合	1
伊勢中央市	1	松阪伴恵市	1
伊勢松坂	1	松阪三雲市	1
氏郷市	1	松三市	1
嬉野市	1	みえ市	1
新星松阪市	1	三重まんなか市	1
先進松阪市	1	みなみ市	1
中央市	1	南津市	1
中勢市	1	本居市	1
中勢松阪市	1	飯南松阪市	1
中部市	1		

4. 松阪地方合併協議会（法定協議会）の設置

各市町議会の3月定例会において、協議会設立の規約が議決され4月1日から法定協議会が発足した。第1回の協議会は、松阪市長の選挙（無投票）が4月27日とされたことから、5月22日に第1回協議会を開催することとなった。

（1）組織等

①法定協議会の委員名簿

職名	区分	役職名・選出市町名	氏名	任期	
会長	1号委員 (首長)	松阪市長	下村 猛	H15. 4.27~H16.12.31	
副会長		嬉野町長	笹井 健司	H15. 4. 1~H16.12.31	
		飯高町長	宮本 里美	H15. 4. 1~H16.12.31	
委員		三雲町長	市川 庄一	H15. 4. 1~H16.12.31	
		飯南町長	中野 孝是	H15. 4. 1~H16.12.31	
		2号委員 (議長)	松阪市議会議長	伊藤 稔	H15. 4. 1~H15. 4.30
			松阪市議会議長	小阪 五郎	H15. 5.19~H16. 5.18
			松阪市議会議長	西村磨寿美	H16. 5.18~H16.12.31
	嬉野町議会議長		小堀 峯男	H15. 4. 1~H15. 6.12	
	嬉野町議会議長		坪井 茂	H15. 6.20~H16.12.31	
	三雲町議会議長		中村 満	H15. 4. 1~H15. 9.25	
	三雲町議会議長		前川 幸敏	H15.10.10~H16.12.31	
	飯南町議会議長		中村 晋	H15. 4. 1~H16. 8.31	
	飯南町議会議長		小山 利郎	H16. 9. 6~H16.12.31	
	飯高町議会議長		不殿喜久彦	H15. 4. 1~H16. 9.18	
	飯高町議会議長		辻村 貞	H16.11. 1~H16.12.31	
	3号委員 (学識 経験者)		松阪市	梅村 郁子	H15. 4. 1~H16. 12.31
		嬉野町	岡野 謙次	H15. 4. 1~H16. 12.31	
		三雲町	濱口 高志	H15. 4. 1~H15. 9.25	
		三雲町	伊藤 未治	H15.10.10~H16. 12.31	
		飯南町	中谷 和雄	H15. 4. 1~H16. 12.31	
		飯高町	福井 弘	H15. 4. 1~H16. 12.31	
松阪大学教授		高橋 保幸	H15. 4. 1~H16. 12.31		
三重県津地方県民局長		本多 隆志	H15. 4. 1~H16. 3.31		
三重県津地方県民局長		青木 彰彦	H16. 4. 1~H16. 12.31		
三重県松阪地方県民局長		山舗 哲	H15. 4. 1~H16. 3.31		
三重県松阪地方県民局長	長田 芳樹	H16. 4. 1~H16. 12.31			

②助役会委員名簿

職名	役職名	氏名	任期
会長	松阪市助役	植田 隆	H15. 4. 1～H16. 3.31
	松阪市収入役	松田 敬八	H16. 4. 1～H16. 12.31
副会長	飯南町助役	中角 亘	H15. 4. 1～H16. 12.31
	嬉野町助役	山下 英行	H15. 4. 1～H16. 12.31
	三雲町収入役	山越 一	H15. 4. 1～H16. 12.31
	飯高町助役	中村 正則	H15. 4. 1～H16. 12.31

③建設計画小委員会委員名簿

職名	氏名	選出市町名	任期
委員長	梅村 郁子	松阪市	H15. 4. 1～H16. 3.31
副委員長	福井 弘	飯高町	H15. 4. 1～H16. 3.31
	岡野 謙次	嬉野町	H15. 4. 1～H16. 3.31
	中谷 和雄	飯南町	H15. 4. 1～H16. 3.31
	濱口 高志	三雲町	H15. 4. 1～H15. 9.25

④幹事会委員名簿

職名	役職名	氏名	任期
幹事長	松阪市総合政策部長	角谷 忠夫	H15. 4. 1～H16. 12.31
	松阪市財務課長	松岡 正道	H15. 4. 1～H16. 12.31
	嬉野町総務企画部長	上田 俊篤	H15. 4. 1～H16. 12.31
	嬉野町企画課長	加藤 宗信	H15. 4. 1～H16. 3.31
	三雲町総務課長	大橋 光弘	H15. 4. 1～H16. 12.31
副幹事長	三雲町企画振興課長	世古 勝	H15. 4. 1～H16. 12.31
	飯南町総務課長	萩原 利一	H15. 4. 1～H16. 12.31
	飯南町企画情報課長	戸野 和雄	H15. 4. 1～H16. 12.31
	飯高町総務課長	山本 勝彦	H15. 4. 1～H16. 12.31
	飯高町政策推進課長	水谷 総助	H15. 4. 1～H16. 12.31
	三重県津地方県民局市町村合併担当	神戸 保幸	H15. 4. 1～H16. 12.31
	三重県松阪地方県民局市町村合併担当	工藤 好洋	H15. 4. 1～H16. 12.31

⑤専門部会及び分科会

専門部会名	分科会名
政策部会	広報・情報分科会、政策分科会、経営管理分科会、住民活動分科会
電算部会	電算システム分科会
総務部会	法務行政分科会、文書管理分科会、情報公開分科会
財政部会	財政分科会、管財分科会
職員部会	人事・研修分科会、給与厚生分科会
税務部会	住民税分科会、固定資産税分科会、諸税分科会、収税分科会
契約監理部会	契約分科会、検査分科会
出納部会	出納分科会
議会部会	議会分科会
監査部会	監査分科会
選挙管理部会	選挙管理分科会
土地開発公社部会	土地開発公社分科会
住民部会	戸籍・住民分科会、国民年金分科会、防災・防犯分科会、交通安全分科会、人権・男女共同参画分科会
環境部会	清掃分科会、環境保全分科会、環境衛生分科会、し尿分科会
保険医療部会	介護保険分科会、国民健康保険分科会、福祉医療分科会
福祉部会	保健予防分科会、高齢者分科会、厚生・児童家庭分科会、障害者福祉分科会、保育所分科会、生活保護分科会
病院部会	病院分科会
農林水産部会	農政分科会、林業分科会、水産振興分科会、農業基盤整備分科会
農業委員会部会	農業委員会分科会
商工観光部会	商工・労働分科会、観光分科会、競輪分科会
建設部会	道路維持・管理分科会、道路建設分科会、河川・港湾分科会、建築分科会、住宅分科会、用地対策分科会
都市計画部会	管理計画分科会、公園・街路分科会、宅地開発分科会
下水道部会	維持・管理分科会、建設分科会
教育・文化部会	教育総務分科会、学校教育分科会、生涯学習分科会、文化分科会、体育振興分科会
水道部会	水道営業分科会、水道工務分科会

(2) 協議経過

松阪地方合併協議会第1回会議次第

日時：平成15年5月22日（火）午後1時30分から
場所：松阪商工会議所 3階第1研修室

1. 報告事項

- 報告第1号 松阪地方合併協議会規約について
- 報告第2号 専決の承認について（助役会規程）
- 報告第3号 専決の承認について（幹事会規程）
- 報告第4号 専決の承認について（専門部会要綱）
- 報告第5号 専決の承認について（分科会要綱）
- 報告第6号 専決の承認について（事務局規程）
- 報告第7号 専決の承認について（財務規程）
- 報告第8号 専決の承認について（暫定予算）
- 報告第9号 松阪地方合併協議会委員等の公務災害補償に関する協定書について
- 報告第10号 松阪地方合併協議会スケジュールについて
- 報告第11号 新市将来ビジョンについて
- 報告第12号 新市建設計画体制及びスケジュールについて

2. 協議事項

- 議案第1号 松阪地方合併協議会会議運営規程の制定について
- 議案第2号 松阪地方合併協議会会議傍聴要綱の制定について
- 議案第3号 松阪地方合併協議会小委員会規程の制定について
- 議案第4号 松阪地方合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の制定について
- 議案第5号 平成15年度松阪地方合併協議会事業計画について
- 議案第6号 平成15年度松阪地方合併協議会予算について
- 協議第1号 合併協定項目について
- 協議第2号 新市建設計画の概要について



松阪地方合併協議会第2回会議次第

日時：平成15年6月26日（火）午後1時30分から
場所：松阪商工会議所 3階第1研修室

1. 報告事項

報告第13号 松阪地方合併協議会委員の変更について

2. 協議事項

- 協議第3号 合併の方式について
- 協議第4号 合併の期日について
- 協議第5号 新市の名称について
- 協議第6号 新市の事務所の位置について
- 協議第7号 財産及び債務の取扱いについて
- 協議第8号 慣行の取扱いについて
- 協議第9号 新市建設計画の策定方針について



松阪地方合併協議会第3回会議次第

日時：平成15年7月17日（火）午後1時30分から
場所：三重県松阪庁舎 6階大会議室

1. 協議事項

- 協議第10号 地方税の取扱いについて
- 協議第11号 条例・規則等の取扱いについて
- 協議第12号 国際交流事業について
- 協議第13号 納税関係事業について
- 協議第14号 男女共同参画事業について
- 協議第15号 生活保護事業について
- 協議第16号 新市建設計画素案（序論・新市の概況・主要指標の見通し・新市建設の基本方針）について



松阪地方合併協議会第4回会議次第

日時：平成15年8月7日（火）午後1時30分から
場所：三重県松阪庁舎 6階大会議室

1. 報告事項

報告第14号 助役会報告（地域振興局）について

2. 協議事項

- 協議第17号 町・字の区域及び名称の取扱いについて
- 協議第18号 消防団の取扱いについて
- 協議第19号 交通関係事業について
- 協議第20号 人権施策について
- 協議第21号 介護保険事業について
- 協議第22号 商工・観光関係事業について
- 協議第23号 勤労者・消費者関連事業について
- 協議第24号 建設関係事業について
- 協議第25号 市（町）立学校（園）の通学区域について
- 協議第26号 社会教育事業について
- 協議第27号 文化振興事業について



松阪地方合併協議会第5回会議次第

日時：平成15年8月21日（火）午後1時30分から
場所：飯南町林業総合センター 1階研修室

1. 協議事項

- 協議第28号 消防防災関係事業について
- 協議第29号 学校教育事業について
- 協議第30号 環境対策事業について
- 協議第31号 病院・診療所事業について
- 協議第32号 都市計画事業について



松阪地方合併協議会第6回会議次第

日時：平成15年9月4日（木）午後1時30分から
場所：松阪商工会議所 3階第1研修室

1. 協議事項

- 協議第33号 広報広聴関係事業について
- 協議第34号 コミュニティ施策について
- 協議第35号 国民健康保険事業について
- 協議第36号 その他の事業について（その1）



松阪地方合併協議会第7回会議次第

日時：平成15年9月18日（木）午後1時30分から
場所：三重県松阪庁舎 6階大会議室

1. 報告事項

- 報告第15号 新市建設計画に係る小委員会報告について

2. 協議事項

- 協議第37号 保健衛生事業について
- 協議第38号 健康づくり事業について
- 協議第39号 保育事業について
- 協議第40号 その他福祉事業について
- 協議第41号 農林水産業関係事業について
- 協議第42号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第43号 その他の事業について（その2）
- 協議第44号 新市建設計画素案（新市の施策・公共的施設の統合整備・財政計画について）



松阪地方合併協議会第8回会議次第

日時：平成15年10月16日（木）午前9時30分から
場所：松阪商工会議所 3階第1研修室

1. 報告事項

- 報告第16号 松阪地方合併協議会委員の変更について
- 報告第17号 助役会報告について

2. 協議事項

- 協議第41号 農林水産業関係事業について
- 協議第43号 その他の事業について（その2）
- 協議第45号 使用料及び手数料等の取扱いについて
- 協議第46号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第47号 附属機関等の取扱いについて
- 協議第48号 補助金・交付金等の取扱いについて
- 協議第49号 ケーブルシステム事業について
- 協議第50号 窓口業務について
- 協議第51号 高齢者福祉事業について
- 協議第52号 児童福祉事業について
- 協議第53号 障害者福祉事業について



松阪地方合併協議会第9回会議次第

日時：平成15年10月28日（火）午後6時から
場所：三重県松阪庁舎 6階大会議室

1. 報告事項

- 報告第18号 協定項目調整内容の整理について
- 報告第19号 事務事業調整方針について（その1）

2. 協議事項

- 協議第10号 地方税の取扱いについて（継続協議）
- 協議第13号 納税関係事業について（継続協議）
- 協議第34号 コミュニティ施策について（継続協議）
- 協議第39号 保育事業について（継続協議）
- 協議第40号 その他福祉事業について（継続協議）
- 協議第54号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第55号 電算システム事業について
- 協議第56号 ごみ収集運搬業務事業について
- 協議第57号 新市建設計画（案）について



松阪地方合併協議会第 10 回会議次第

日時：平成 15 年 11 月 6 日（木）午後 1 時 30 分から
場所：松阪商工会議所 3 階第 1 研修室

1. 報告事項

報告第 20 号 合併協定項目の変更について

2. 協議事項

協議第 17 号 町・字の区域及び名称の取扱いについて（継続協議）

協議第 58 号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第 59 号 地域審議会 of 取扱いについて

協議第 60 号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第 61 号 上・下水道事業について（その 1）



松阪地方合併協議会第 11 回会議次第

日時：平成 15 年 11 月 24 日（木）午後 1 時 30 分から
場所：三重県松阪庁舎 6 階大会議室

1. 協議事項

協議第 42 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

協議第 48 号 補助金・交付金等の取扱いについて（継続協議）

協議第 62 号 特別職の職員の身分の取扱いについて



松阪地方合併協議会第 12 回会議次第

日時：平成 15 年 12 月 14 日（日）午後 1 時 30 分から
場所：三重県松阪庁舎 6 階大会議室

1. 報告事項
報告第 21 号 助役会報告について
2. 協議事項
協議第 61 号 上・下水道事業について（その 1）（継続協議）
協議第 63 号 新市建設計画案（Ⅱ新市の概況・Ⅴ新市の施策）について



松阪地方合併協議会第 13 回会議次第

日時：平成 16 年 1 月 15 日（木）午後 1 時 30 分から
場所：松阪商工会議所 3 階第 1 研修室

1. 報告事項
報告第 22 号 住民説明会について
2. 協議事項
議案第 7 号 平成 16 年度電算システム統合負担金（案）について
協議第 64 号 一部事務組合等の取扱いについて
協議第 65 号 上・下水道事業（その 2）について
協議第 66 号 新市建設計画案（修正）について



松阪地方合併協議会第 14 回会議次第

日時：平成 16 年 1 月 29 日（木）午後 1 時 30 分から
場所：松阪商工会議所 3 階第 1 研修室

1. 報告事項

報告第 23 号 事務事業調整方針について（その 2）

2. 協議事項

協議第 42 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

協議第 61 号 上・下水道事業について（その 1）（継続協議）

議案第 7 号 平成 16 年度松阪地方合併協議会電算システム統合負担金（案）について



松阪地方合併協議会第 15 回会議次第

日時：平成 16 年 2 月 9 日（木）午後 6 時から
場所：三重県松阪庁舎 6 階大会議室

1. 報告事項

報告第 23 号 事務事業調整方針について（その 2）

報告第 24 号 町・字の区域及び名称の取扱いについて

2. 協議事項

協議第 42 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

協議第 49 号 ケーブルシステム事業について

協議第 61 号 上・下水道事業について（その 1）（継続協議）

協議第 65 号 上・下水道事業（その 2）について

協議第 66 号 新市建設計画案（修正）について

議案第 7 号 平成 16 年度松阪地方合併協議会電算システム統合負担金（案）について

議案第 8 号 平成 15 年度松阪地方合併協議会歳入歳出補正予算（第 1 号）について



松阪地方合併協議会第 16 回会議次第

日時：平成 16 年 2 月 11 日（木）午後 1 時 30 分から
場所：三重県松阪庁舎 6 階大会議室

1. 協議事項
協議第 66 号 新市建設計画案（修正）について
2. 報告事項
報告第 25 号 合併協定書（案）について



松阪地方合併協議会第 17 回会議次第

日時：平成 16 年 3 月 31 日（木）午後 4 時から
場所：三重県松阪庁舎 6 階大会議室

1. 協議事項
議案第 9 号 平成 16 年度松阪地方合併協議会事業計画について
議案第 10 号 平成 16 年度松阪地方合併協議会予算について



松阪地方合併協議会第 18 回会議次第

日時：平成 16 年 4 月 2 日（木）午後 6 時から
場所：三重県松阪庁舎 6 階大会議室

1. 報告事項

報告第 26 号 松阪地方合併協議会委員の変更について

2. 飯高町の状況と今後の対応について



松阪地方合併協議会第 19 回会議次第

日時：平成 16 年 8 月 27 日（木）午後 1 時 30 分から
場所：嬉野保健センター 大会議室

1. 報告事項

報告第 27 号 松阪地方合併協議会委員の変更について

報告第 28 号 組織機構について

報告第 29 号 指定金融機関について

報告第 30 号 一部事務組合等の取扱いについて

報告第 31 号 市章の選定について

報告第 32 号 地域審議会について

2. 協議事項

議案第 11 号 平成 15 年度松阪地方合併協議会歳入歳出決算について

議案第 12 号 平成 16 年度松阪地方合併協議会歳入歳出補正予算（第 1 号）
について



松阪地方合併協議会第 20 回会議次第

日時：平成 16 年 10 月 26 日（木）午後 1 時 30 分から
場所：松阪商工会議所 3 階第 1 研修室

1. 報告事項

- 報告第 33 号 松阪地方合併協議会委員の変更について
- 報告第 34 号 町・字の区域及び名称の設定について
- 報告第 35 号 福祉事務事業の調整について
- 報告第 36 号 国民健康保険税率の調整について

2. 協議事項

- 協議第 67 号 市章の選定について



松阪地方合併協議会第 21 回会議次第

日時：平成 16 年 12 月 10 日（金）午後 3 時から
場所：三重県松阪庁舎 6 階大会議室

1. 報告事項

- 報告第 37 号 松阪地方合併協議会委員の変更について
- 報告第 38 号 職務執行者の選任について
- 報告第 39 号 組織機構について
- 報告第 40 号 敬老会開催事業について
- 報告第 41 号 松阪地方合併協議会の廃止について
- 報告第 42 号 平成 16 年度松阪地方合併協議会歳入歳出決算見込について



松阪地方合併協議会 業務記録 (法定)

年	月	日	事務事業内容	その他
H15	4	1	松阪地方合併協議会 発足	
		15	松阪地方合併協議会 第1回幹事会	
		24	松阪地方合併協議会 第1回助役会	
	5	2	松阪地方合併協議会 第2回幹事会	
		7	正副専門部会長説明会	
		15	協議会第3号委員説明会	
		22	松阪地方合併協議会 第1回協議会	
		28	津地区合併協議会との意見交換会	
		6	7	第1回新市建設計画に係る小委員会
	6	12	松阪地方合併協議会 第3回幹事会	
		19	新市建設計画に係る小委員会 管内視察	
		21	第2回新市建設計画に係る小委員会	
		26	松阪地方合併協議会 第2回協議会	
		7	4	松阪地方合併協議会 第2回助役会
	7	5	第3回新市建設計画に係る小委員会	
		9	第1回消防団長会議	
		11	松阪地方合併協議会 第4回幹事会	
		17	松阪地方合併協議会 第3回協議会	
		19	第4回新市建設計画に係る小委員会	
		23	松阪地方合併協議会 第5回幹事会	
		25	三重県議会生活振興常任委員会による事務事業実態調査	
		30	松阪地方合併協議会 第3回助役会	
		30	松阪地方合併協議会 第6回幹事会	
		8	2	第5回新市建設計画に係る小委員会
	7		松阪地方合併協議会 第4回協議会	
	14		松阪地方合併協議会 第7回幹事会	
	21		松阪地方合併協議会 第5回協議会	
	29		松阪地方合併協議会 第8回幹事会	
	30		第6回新市建設計画に係る小委員会	
	9	1	合併協議会だより第2号 発行	
		4	松阪地方合併協議会 第6回協議会	
		5	松阪地方合併協議会 第4回助役会	
		6	第7回新市建設計画に係る小委員会	
		9	松阪地方合併協議会 第9回幹事会	
		9	第2回組織機構等検討会議	
		14	松阪地方合併協議会 第10回幹事会	
		18	松阪地方合併協議会 第7回協議会	

年	月	日	事務事業内容	その他	
H15	10	1	合併協議会だより第3号 発行		
		7	松阪地方合併協議会 第11回幹事会		
		8	津地区合併協議会との意見交換会		
		12	松阪地方合併協議会 第5回助役会		
		14	新市例規策定業務説明会		
		16	松阪地方合併協議会 第8回協議会		
		17	新市例規策定業務説明会		
		22	第3回組織機構等検討会		
		23	松阪地方合併協議会 第12回幹事会		
		28	松阪地方合併協議会 第9回協議会		
	30	松阪地方合併協議会 第13回幹事会			
	11	1	合併協議会だより第4号 発行	◎ 住民説明会の開催状況	
		6	松阪地方合併協議会 第10回協議会	松阪市住民説明会 全26回：11月4日～12月21日	
		10	松阪地方合併協議会 第6回助役会 第2回教育長会議	飯南町住民説明会 全13回：11月11日～12月10日	
		17	松阪地方合併協議会 第14回幹事会		
		24	松阪地方合併協議会 第15回幹事会 松阪地方合併協議会 第11回協議会	飯高町住民説明会 全8回：11月25日～12月8日	
		12	1	合併協議会だより第5号 発行	三雲町住民説明会 全4回：11月27日～11月30日
			2	松阪地方合併協議会 第7回助役会	
			4	松阪地方合併協議会 第16回幹事会	嬉野町住民説明会 全6回：12月5日～12月12日
			14	松阪地方合併協議会 第12回協議会	
		H16	1	7	松阪地方合併協議会 第17回幹事会
	15			松阪地方合併協議会 第13回協議会	
	21			松阪地方合併協議会 第18回幹事会	
	29			松阪地方合併協議会 第14回協議会	
	2		1	松阪地方合併協議会 第19回幹事会	
			5	松阪地方合併協議会 第20回幹事会	
			9	松阪地方合併協議会 第15回協議会	
			11	松阪地方合併協議会 第16回協議会	
			16	松阪地方合併協議会 第21回幹事会	
			19	松阪地方合併協議会 合併協定調印式	
27			松阪地方合併協議会 第8回助役会		
3	2		新市例規策定業務説明会		
	13		第4回組織機構等検討会		
	18		松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町の各議会において合併 関連議案の議決(飯高町4月9日議決)		
	21		第5回組織機構等検討会		
	29		松阪地方合併協議会 第22回幹事会	◎ 専門部会・分科会の開催状況	
	31		松阪地方合併協議会 第17回協議会	延べ275回 開催	

年	月	日	事務事業内容	その他
H16	4	2	松阪地方合併協議会 第18回協議会	
		16	廃置分合申請書提出	
		21	第7回組織機構等検討会議	
		23	松阪地方合併協議会 第23回幹事会	
		28	正副専門部会長、正副分科会長説明会	
	5	6	第8回組織機構等検討会議	
			松阪地方合併協議会 第9回助役会	
		12	第9回組織機構等検討会議	
		19	第10回組織機構等検討会議	
		26	第11回組織機構等検討会議	
		27	松阪地方合併協議会 第24回幹事会	
	6	2	第12回組織機構等検討会議	
		3	収入役会議	
		8	松阪地方合併協議会 第10回助役会	
		9	第13回組織機構等検討会議	
		10	第1回首長会議	
			松阪地方合併協議会 第25回幹事会	
		17	第14回組織機構等検討会議	◎ 予算決算説明会
		24	第15回組織機構等検討会議	三雲町 6月15日
	松阪地方合併協議会 第26回幹事会		飯南町 6月15日・17日	
	28	松阪地区広域消防組合・松阪市ほか六か町村衛生協同組合幹事会	松阪市 7月14日	
	7	1	県知事による廃置分合決定	飯高町 7月23日
		8	第2回収入役会議	嬉野町 8月2日
		14	第16回組織機構等検討会議	
		15	松阪地方合併協議会 第27回幹事会	
			松阪地方合併協議会 平成15年度決算監査	
		16	松阪地方合併協議会 第11回助役会	
			廃置分合に係る総務大臣(官報)告示	
		19	第2回首長会議	
		20	例規策定説明会	
		27	例規整備に係る視察受け入れ (熊野市・御浜町・紀和町合併協議会)	
	28	第17回組織機構等検討会議		
	8	2	松阪地方合併協議会 第28回幹事会	
		4	松阪地方合併協議会 第12回助役会	
		9	松阪地方合併協議会 第29回幹事会	
		10	第18回組織機構等検討会議	
		18	第19回組織機構等検討会議	
		19	第3回首長会議	
			松阪地方合併協議会 第30回幹事会	
	27	松阪地方合併協議会 第19回協議会		

年	月	日	事務事業内容	その他
H16	9	3	松阪地方合併協議会 第31回幹事会	
		6	市章事前選考	
		11	第20回組織機構等検討会議	
		18	松阪地方合併協議会 第32回幹事会	
	10	2	市章一次選考会	
			第4回首長会議	
		7	松阪地方合併協議会 第33回幹事会	
		13	第21回組織機構等検討会議	
		14	松阪地方合併協議会 第13回助役会	
			第5回首長会議	
		18	松阪地方合併協議会 第34回幹事会	
		21	第22回組織機構等検討会議	
		26	松阪地方合併協議会 第20回協議会	
	28	第23回組織機構等検討会議		
	11	2	松阪地方合併協議会 第35回幹事会	
		10	第24回組織機構等検討会議	
		11	松阪地方合併協議会 第36回幹事会	
		23	松阪地方合併協議会 第37回幹事会	
		26	松阪地方合併協議会 第38回幹事会	
		29	第6回首長会議	
	12	3	松阪地方合併協議会 第39回幹事会	
			松阪地方合併協議会 第14回助役会	
		10	松阪地方合併協議会 第21回協議会	
			新市専決処分条例議員説明会	◎ 専門部会・分科会の開催状況
		24	松阪地方合併協議会 第40回幹事会	延べ546回 開催

合併協定項目の協議状況

平成15年11月

松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町
松阪地方合併協議会

【合併協定項目一覧】

提案予定事項含む

No	項目名	協議会提案日	協議会確認日	解説ページ
1	合併の方式	H15. 6. 26	H15. 6. 26	1
2	合併の期日	H15. 6. 26	H15. 6. 26	1
3	新市の名称	H15. 6. 26	H15. 6. 26	1
4	新市の事務所の位置	H15. 6. 26	H15. 6. 26	1
5	財産及び債務の取扱い	H15. 6. 26	H15. 6. 26	2
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	H15. 9. 18		2
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	H15.10. 28	H15.10. 28	3
8	地方税の取扱い	H15. 7. 17	H15.10. 28	3
9	一般職の職員の身分の取扱い	H15.11. 6	H15.11. 6	4
10	特別職の職員の身分の取扱い	H15.11. 24		4
11	地域審議会の取扱い	H15.11. 6	H15.11. 6	5
12	条例・規則等の取扱い	H15. 7. 17	H15. 7. 17	6
13	事務組織及び機構の取扱い	H15.11. 6	H15.11. 6	6
14	一部事務組合等の取扱い			6
15	使用料及び手数料等の取扱い	H15.10. 16	H15.10. 16	6
16	公共的団体等の取扱い	H15.10. 16	H15.10. 16	7
17	附属機関等の取扱い	H15.10. 16	H15.10. 16	7
18	補助金・交付金等の取扱い	H15.10. 16		7
19	町・字名の区域及び名称の取扱い	H15. 8. 7	H15.11. 6	7
20	慣行の取扱い	H15. 6. 26	H15. 6. 26	8
21	消防団の取扱い	H15. 8. 7	H15. 8. 7	8
22	各種事務事業の取扱い	—	—	—
-1	広報広聴関係事業	H15. 9. 4	H15. 9. 4	9
-2	ケーブルシステム事業	H15.10. 16	H15.10. 16	9
-3	国際交流事業	H15. 7. 17	H15. 7. 17	9
-4	コミュニティ施策	H15. 9. 4	H15.10. 28	9
-5	電算システム事業	H15.10. 28	H15.10. 28	10
-6	納税関係事業	H15. 7. 17	H15.10. 28	10
-7	窓口業務	H15.10. 16	H15.10. 16	10
-8	消防防災関係事業	H15. 8. 21	H15. 8. 21	10
-9	交通関係事業	H15. 8. 7	H15. 8. 7	11
-10	人権施策	H15. 8. 7	H15. 8. 7	11
-11	男女共同参画事業	H15. 7. 17	H15. 7. 17	11
-12	ごみ収集運搬業務事業	H15.10. 28	H15.10. 28	11
-13	環境対策事業	H15. 8. 21	H15. 8. 21	11
-14	介護保険事業	H15. 8. 7	H15. 8. 7	12
-15	国民健康保険事業	H15. 9. 4	H15. 9. 4	13
-16	保健衛生事業	H15. 9. 18	H15. 9. 18	13
-17	健康づくり事業	H15. 9. 18	H15. 9. 18	14
-18	高齢者福祉事業	H15.10. 16	H15.10. 16	14
-19	児童福祉事業	H15.10. 16	H15.10. 16	14
-20	障害者福祉事業	H15.10. 16	H15.10. 16	15
-21	保育事業	H15. 9. 18	H15.10. 28	16
-22	生活保護事業	H15. 7. 17	H15. 7. 17	17
-23	病院・診療所事業	H15. 8. 21	H15. 8. 21	17
-24	農林水産業関係事業	H15.10. 16	H15.10. 16	17
-25	商工・観光関係事業	H15. 8. 7	H15. 8. 7	17
-26	勤労者・消費者関連事業	H15. 8. 7	H15. 8. 7	18
-27	建設関係事業	H15. 8. 7	H15. 8. 7	18
-28	都市計画事業	H15. 8. 21	H15. 8. 21	18
-29	上・下水道事業	H15.11.6(上水)		19
-30	市(町)立学校(園)の通学区域	H15. 8. 7	H15. 8. 7	19
-31	学校教育事業	H15. 8. 21	H15. 8. 21	20
-32	社会教育事業	H15. 8. 7	H15. 8. 7	20
-33	文化振興事業	H15. 8. 7	H15. 8. 7	21
-34	その他の事業	H15. 9. 4	H15. 9. 4 他	21
23	新市建設計画	H15.10. 28	H15.10. 28	別冊

合併協定項目

協定項目は、新しいまちにおいて住民の生活や行政サービス、行政の仕組みがどのように変わっていくのかを具体的に調整するものです。合併協議会では以下の項目について協議を行い確認した後、その結果を合併協定書として取りまとめます。

(11月6日までの協議状況)

1 合併の方式

合併の方式は、松阪市、一志郡嬉野町及び同郡三雲町並びに飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

- 合併の方式には、新設合併（いわゆる対等合併）と編入合併（いわゆる吸収合併）があります。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年1月1日とする。

- 合併特例法の期限が平成17年3月31日までとなっており、同期限までに合併が行われた場合は、同法に基づく財政支援措置が受けられるためです。

3 新市の名称

新市の名称は、松阪市とする。
読み方については、「まつさかし」とする。

- 天正12年（1584）松ヶ島城主として着任した蒲生氏郷が「四五百森」を新しい築城地とした。その後、常緑の松は縁起の良いめでたい木であり昇進めざましく秀吉の厚い信任を得た我のごとくであるとして、この四五百森を改めて、「松坂（阪）」と名付けた。（松阪開府400年史、松阪市より）

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、
当分の間、現松阪市庁舎とする。

- 現在の松阪市役所が
新市の市役所になります。



5 財産及び債務の取扱い

5 市町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

●基金

(平成 13 年度末現在高、単位百万円)

主な基金名	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	合計(新市)
財政調整基金	4,472	944	1,197	703	941	8,257
土地開発基金	1,562	102	244	101	132	2,141
保健医療福祉総合センター建設基金	1,028					1,028
福祉基金	717	219				936
その他	3,837	1,627	1,351	619	795	8,229
合計	11,616	2,892	2,792	1,423	1,868	20,591

●債務

(平成 13 年度末現在高、単位百万円)

	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	合計(新市)	
普通会計	一般公共事業債	4,571	1,020	167	24	76	5,858
	一般単独事業債	14,995	3,470	2,006	606	1,318	22,395
	災害復旧事業債	54	66		26	96	242
	過疎対策事業債				1,813	2,155	3,968
	その他	21,896	2,863	1,385	851	1,525	28,520
	小計	41,516	7,419	3,558	3,320	5,170	60,983
公営企業・特別会計	上水道事業	11,034	639	722			12,395
	病院事業	8,463					8,463
	公共下水道事業	26,545	5,574	3,427			35,546
	農業集落排水事業	401	170				571
	簡易水道事業				1,816	318	2,134
	戸別合併処理浄化槽整備事業				254	210	464
	小計	46,443	6,383	4,149	2,070	528	59,573
地方債残高計	87,959	13,802	7,707	5,390	5,698	120,556	
債務負担行為額計	2,243	598	157	5		3,003	

※債務負担行為額は、平成 15 年度以降の支出予定額です。限度額の範囲内となっているもの等金額未定分は含んでいません。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(11月24日協議予定)

- (1) 新市の議会の議員の定数は、34 人とする。
- (2) 5 市町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年 4 か月間(平成 18 年 4 月 30 日まで)、引き続き新市の議会の議員として在任する。

●議員の任期の取扱いについては、在任特例のほか、定数特例(設置選挙により選出される議員の任期に限り、定数の 2 倍までの数の議員をおくことが認められて

いる)と、特例を適用しない設置選挙があり、これらについて5市町で検討されています。

- ・5市町の現在の議員の定数と任期

区分	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町
定数	法定 34人 条例 28人	法定 22人 条例 16人	法定 22人 条例 14人	法定 18人 条例 12人	法定 18人 条例 12人
任期	H15.5.1～ H19.4.30	H15.6.13～ H19.6.12	H15.9.26～ H19.9.25	H16.9.1～ H20.8.31	H16.11.1～ H20.10.31

- ・議員定数の上限（地方自治法第91条関係）

人口区分	上限数
人口 5千人以上 1万人未満	18人
人口 1万人以上 2万人未満	22人
人口 5万人以上 10万人未満	30人
人口 10万人以上 20万人未満	34人
人口 20万人以上 30万人未満	38人

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市に1つの農業委員会を置く。
- (2) 選挙による委員の定数は40人とする。
- (3) 5市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第1号の規定を適用し80人を互選により選出し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (4) 選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数については、合併時までに調整する。

8 地方税の取扱い

5市町間で差異のある事項については、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 個人住民税
 - 均等割額…松阪市の例による。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項に規定する地方税に関する特例（不均一の課税）を適用することにより、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町において、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度の間は、現行額のままで据え置くものとする。
 - 納期……松阪市、嬉野町、三雲町、飯高町の例による。
- (2) 固定資産税
 - 納期……松阪市の例による。
- (3) 都市計画税
 - 松阪市の例による。
 - ただし、新市移行後、都市計画マスタープランを新たに策定し、市街化区域の見直しを行った後、住民への十分な説明を行った上で、新市の市街化区域に対し、課税を行うものとするが、当該見直しを行うまでの間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項に規定する地方税に関する特例（課税をしない）を適用することにより、現在の嬉野町の市街化区域に対し、課税を行わないものとする。

(3)

なお、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度を経過した時点で、市街化区域の見直しが完了していない場合にあっては、現在の嬉野町の市街化区域に対し、課税を行うものとする。

- (4) 特別土地保有税
納税義務者…松阪市、嬉野町、三雲町の例による。
- (5) 軽自動車税
納期……三雲町の例による。
- (6) 入湯税…飯高町の例による。

●法人市民税は、現行のとおり標準税率（12.3%）です。
主な税の税率、納期は下記のとおりとなります。

期 別	個人住民税	固定資産税（都市計画税）	軽自動車税
	税率/所得割は現行のとおり、均等割はH22から2,500円	税率/現行のとおり 固定資産税 1.4/100 都市計画税 0.3/100	税率/現行のとおり
第1期	6/1～6/30	4/1～4/30	5/11～5/31
第2期	8/1～8/31	7/1～7/31	/
第3期	10/1～10/31	12/1～12/25	
第4期	翌年1/1～1/31	翌年2/1～2月末日	

9 一般職の職員の身分の取扱い

5市町の一般職の職員は、合併特例法第9条第1項の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

- (1) 職員数については、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (2) 職員の職名、任免等については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図るものとする。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図るものとする。なお、現職員については現給を保障する。

●5市町の一般職の職員数合計（平成15年4月1日現在）
条例定数2,114人、実職員数1,993人

10 特別職の職員の身分の取扱い

（11月24日協議予定）

特別職の職員（消防団員を除く。）については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令に定めるところにより調整する。

- (1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令に定めるところによる。給料については、松阪市の例に基づき調整する。
- (2) 議会の議員の報酬については、現行の報酬額に基づき調整する。
- (3) 各種行政委員会の委員数、任期については、法令に定めるところによる。報酬については、松阪市の例に基づき調整する。
- (4) その他の特別職の職員（附属機関を除く。）で、新市において引き続き設置する必要があるものについては、現行の委員数、任期、報酬額に基づき調整する。

- 関係市町の特別職は失職します。なお、新市の首長は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は新たに選任されることとなります。
新市の市長が選挙されるまでの間は、5市町の首長が協議して定めた職務執行者が、市長の職務を行います。

1 1 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、必要な区域に地域審議会を設置する。

- 合併に伴う行政区域の拡大で、住民の意見やそれぞれの地域の実情に応じた施策が反映されにくくなるといったことに対応するため、新市の市長から諮問を受け、または必要に応じて長に対して意見を述べることができる附属機関として設置します。

- ・地域審議会を設置することに関する協議書(案)から（抜粋）
第2条（名称）

名 称	設置区域
松阪地区地域審議会	合併前の松阪市の区域
嬉野地区地域審議会	合併前の嬉野町の区域
三雲地区地域審議会	合併前の三雲町の区域
飯南地区地域審議会	合併前の飯南町の区域
飯高地区地域審議会	合併前の飯高町の区域

第3条（所掌事務）

地域審議会は、合併前の各市町の区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、新市の長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用状況に関する事項
- (4) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (5) その他新市の長が必要と認める事項

第4条（組織）

地域審議会は、委員20人以内で組織する。

第5条（委員）

委員は、それぞれの設置区域に住所を有する者（又は設置区域内の事業所に勤務する者）で、次の各号に掲げるもののうちから、新市の長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選出された者

2 前項第3号による委員の数は、5人以内とする。

第9条（設置期間）

地域審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

附則

この協議は、平成17年1月1日から施行する。

1 2 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、いずれかを基本に調整統一するものとし、合併協議会において協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、統合、改廃を行い、次の区分により新たに整備するものとする。

- (1) 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの
- (2) 合併後、一定の地域に限り暫定的に施行させる必要があるもの
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの

●関係市町の条例・規則等はすべて失効し、新たに制定することとなります。

1 3 事務組織及び機構の取扱い

新市の組織・機構については、住民福祉の増進を図るよう十分配慮し、効率的・効果的に整備を図るものとする。

また、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の役場庁舎を支所（仮称：地域振興局）として有効活用することにより、地域の特性を生かしバランスの取れた振興整備を図るものとする。

●新設合併の際には、条例や規則に基づいて組織や機構を新たに整備する必要があります。

1 4 一部事務組合等の取扱い

（10月28日現在未協議、調整中）

●一部事務組合や広域連合を構成する市町村が合併を行う場合には、当該組合等の脱退、加入の手続や規約変更の手続が必要となります。

1 5 使用料及び手数料等の取扱い

使用料及び手数料等については、基本的に統一するものとする。

ただし、施設使用料等については、現行のとおりとし、新市において調整する。

●主な手数料は下記のとおりです。

	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	新市	
戸籍謄本・抄本（1通）	450円	450円	450円	450円	450円	450円	
住民票の写し（1件）	200円	300円	300円	200円	200円	200円	
印鑑証明（1件）	200円	300円	300円	200円	200円	200円	
印鑑登録カード（証）の再交付（1件）	200円	300円	300円	500円	500円	200円	
所得証明（1件,1年毎）	200円	300円	300円	200円	200円	200円	
納税証明（1件,1年毎）	200円	300円	300円	200円	200円	200円	
資産証明（1件）	200円	300円	300円	200円	200円	200円	
公営住宅	月額使用料	800円～ 48,000円	—	—	—	16,300円～ 59,700円	現行のと おり(※)

その他住宅	月額使用料	800円～ 48,000円	2,500円	900円～ 1,500円	1,200円～ 4,000円	2,000円～ 35,000円	現行の とおり
火葬場	大人（市町内）	3,000円	10,000円	10,000円	—	—	3,000円
	小人（市町内）	2,500円	5,000円	6,500円	—	—	2,500円

※飯高町の立地係数、利便係数について調整します。

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市における速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。

- 公共的団体等とは、地方自治法第157条で規定する公共的団体等と同義で、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的活動を含むものは全て含まれ、法人格を持つかどうかは問わないものとされています。

例) 自治（区長）会、老人クラブ連合会、遺族会、PTA 連合（連絡協議）会等

※公共的団体のうち、市町村社会福祉協議会は、地域住民が主体となり地域社会における社会福祉の問題を解決して、その改善向上を図るため、関係者の参加協力を得て、組織活動を行うことを目的とする民間の自主的な組織です。社会福祉法第109条において、市町村社会福祉協議会は1又は2以上の市町村に置かれることから、合併に伴いその統合を必ず行う必要があります。

17 附属機関等の取扱い

附属機関等については、原則として新市発足時に統合するものとする。

- 附属機関等とは、地方自治法138条の4第3項の規定に基づき、調停、審査、調査等を行うために設置された機関をいいます。

例) 総合計画審議会、情報公開審査会、民生委員推薦会、公民館運営審議会等

18 補助金・交付金等の取扱い

（継続協議中）

- (1) 5市町で同一又は同種のものについては、統一を図るよう調整する。
- (2) 5市町でそれぞれ独自のものについては、従来からの経緯、事業実績等を考慮し、市域全体の均衡を保つよう調整する。

19 町・字名の区域及び名称の取扱い

松阪市、三雲町、飯南町及び飯高町について

- (1) 字の区域については、従前のおりとする。

(2) 町、字の名称については、松阪市は従前のおりとし、三雲町は「一志郡三雲町」を「松阪市」に置き換えた上で大字名の後に「町」を加えるものとし、飯南町、飯高町は「飯南郡」を、それぞれ「松阪市」に置き換えるものとする。

また、三雲町、飯南町及び飯高町においては、「大字」の表記を削除するものとする。

嬉野町について

(1) 町・字名の区域及び名称については、合併協定書調印までに決定するものとする。

●三雲町、飯南町及び飯高町については、下記のとおりです。三雲町は現在の大字名を町名にし、三雲町の表記はなくなります。

(例) 現行	→	新市
三重県一志郡三雲町大字曾原 872 番地	→	三重県松阪市曾原町 872 番地
三重県飯南郡飯南町大字粥見 3950 番地	→	三重県松阪市飯南町粥見 3950 番地
三重県飯南郡飯高町大字宮前 180 番地	→	三重県松阪市飯高町宮前 180 番地

20 慣行の取扱い

市章については、新市発足までに制定する。

市民憲章、キャッチフレーズ、市の花・木・鳥、市民歌、友好都市、宣言、表彰については、新市において検討し、新たに制定するものとする。

21 消防団の取扱い

(1) 消防団は、合併時に統合する。分団等の組織については合併後、新市消防団において調整する。

(2) 出初式については、合併時までに調整する。

●5市町の区域をそれぞれ5方面とし、方面団長・方面副団長を配置します。その上に統括団長・統括副団長（方面団長の1人が兼務）を配置します。

・現在の5市町の消防団定数（実人数）

松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町
425 (419)人	250 (243)人	265 (244)人	220 (200)人	260 (219)人



22 各種事務事業の取扱い

22-1 広報広聴関係事業

(1) 広報紙の発行

合併時に広報紙の統一を図る。原則として、発行回数は月1回、発行日は毎月上旬とする。ただし、合併後当分の間は、臨時発行することも含め、合併時まで調整する。

(2) 住民提案制度等

新市において速やかに検討する。

●ホームページについては、合併時に一元化を図ります。

22-2 ケーブルシステム事業

飯南町ケーブルシステム及び飯高町ケーブルシステムについては、新市において市営ケーブルシステムとして事業及び施設を引き継ぐものとする。

●合併後のケーブルシステム事業における格差解消を図るため、松阪ケーブルテレビ、ZTV（津）と協議を進めます。

飯南町の現行のインターネットサービスは、新市に引き継ぎません。

嬉野町のケーブルテレビ加入促進補助金は、合併時に廃止します。

新市において、行政チャンネルを確保し、新たな行政情報の発信手段とします。



22-3 国際交流事業

(1) 国際交流・研修等の制度

新市において制度の見直しを図る。

(2) 国際交流協会

新市において新たに加入する。

(3) 国際化推進計画

新市において新たに策定する。



22-4 コミュニティ施策

(1) 住民活動等のコミュニティ施策

住民活動の更なる高揚に資するため、新市において引き続き推進するものとする。

(2) 住民自治組織

5市町における自治会・区長会等の組織については、自主的コミュニティ活動の発展のため引き続き支援し、新市において速やかに調整する。
合併時までに、行政から自治会・区長会に対する委託業務の見直しを図る。

●5市町の自治（区長）会の現況は次のとおりです。

松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町
257自治会	57自治会	30区長会	46自治会	96自治会

22-5 電算システム事業

電算システム事業の取扱いについては、行政サービスの低下を招かないよう合併時までに電算システムの統合を図る。

- (1) 住民基本台帳、税等の基幹業務については、松阪市のシステムに統合する。
- (2) その他の個別業務については、それぞれ担当部署において調整を図る。

22-6 納税関係事業

- (1) 納税貯蓄組合
松阪市の例による。
- (2) 前納報奨金
合併時に廃止する。

●納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法に基づく組合で、以前にありました納税組合とは異なります。納税意識の高揚と口座振替の促進等を目的としています。
嬉野町、三雲町で実施されてきました住民税、固定資産税の前納報奨金は廃止されます。

22-7 窓口業務

窓口業務については、現行のまま新市に引き継ぎ、さらに現在のサービスを向上させるよう、新市移行後検討を続ける。

●自動交付システム機を必要に応じて稼働できるようにします。

22-8 消防防災関係事業

- (1) 地域防災計画については、新市において速やかに作成する。
- (2) 災害発生時の応急対策については、合併時までに調整する。
- (3) 三重県防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 市町防災行政無線及び同報無線（有線）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において充実させる方向で調整する。

- (5) 防犯灯設置関係事務については、5市町管理の防犯灯は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市ですべて管理する。防犯灯設置のルールは、合併時まで調整する。なお、自治会設置の防犯灯については、補助金交付要綱で対応する。

22-9 交通関係事業

- (1) 交通指導員設置については、松阪市の例により新市に引き継ぐ。
(2) 交通安全施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
(3) 幼児交通安全クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
(4) 地方バス路線については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

22-10 人権施策

- (1) 「人権教育のための国連10年」松阪市行動計画は松阪市の例により、新市に引き継ぐ。
(2) 人権教育については、人権が尊重される地域づくりを視点において、5市町の事業をそれぞれ実施する方向で調整する。

22-11 男女共同参画事業

男女共同参画事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。

22-12 ごみ収集運搬業務事業

ごみ収集運搬業務事業及びごみ処理事業については、現行のとおりとするが、原則に基づき新市で処理できるように速やかに調整する。

- 燃えるごみ、燃えないごみ等の分別方法及び収集の区域、方法、回数等は、当分の間は現行のとおりとします。

生ごみ処理機等購入費補助金は、1/3補助、限度額3万円とします。(平成17年4月以降購入)
コンポストは無償貸与とします。(1世帯1台)

嬉野町、飯南町及び飯高町の生ごみ堆肥化事業は、新市に引き継ぎます。



22-13 環境対策事業

- (1) 環境基本計画については、新市において新たに策定する。
(2) ISO14001運用事業については、合併前に認証継続の是非を協議する。その結果認証継続を行う場合は、5市町のシステムの中で、ベースとなるものを選び、そのシステムを改良し認証の拡大を行っていく方向で調整する。

- 住宅用太陽光発電システム設置における補助（予算の範囲内）が受けられます。
※現松阪市補助基準 8万円×出力値（最高32万円限度）

22-14 介護保険事業

- (1) 介護保険給付
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 介護保険料（第1号被保険者保険料）
平成17年度まで現行の料率とし、
平成18年度から新市において設定する。



- 居宅、施設介護サービス等給付とも差異はないため、現行のとおりとなります。
保険料については、現行の介護保険事業計画（H15～H19）により、下記のとおり適用されます。介護保険事業計画は、3年ごとに見直しをすることになっており、平成17年が見直し年度にあたります。したがって平成18年度から新たな保険料となります。平成17年度までは、次のとおりです。

・松阪市

階 層	所得区分対象者	保険料率	月額（円）
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者等	基準額×0.4	1,312
第2段階	住民税非課税者（世帯全員が非課税）	基準額×0.7	2,296
第3段階	本人が住民税非課税	基準額	3,280
第4段階	本人が住民税課税（所得額200万円未満）	基準額×1.3	4,264
第5段階	本人が住民税課税（所得額200～500万円未満）	基準額×1.6	5,248
第6段階	本人が住民税課税（所得額500万円以上）	基準額×1.8	5,904

・嬉野町、三雲町

階 層	所得区分対象者	保険料率	月額（円）
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者等	基準額×0.5	1,420
第2段階	住民税非課税者（世帯全員が非課税）	基準額×0.75	2,130
第3段階	本人が住民税非課税	基準額	2,840
第4段階	本人が住民税課税（所得額200万円未満）	基準額×1.25	3,550
第5段階	本人が住民税課税（所得額200万円以上）	基準額×1.5	4,260

・飯南町

階 層	所得区分対象者	保険料率	月額（円）
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者等	基準額×0.5	1,405
第2段階	住民税非課税者（世帯全員が非課税）	基準額×0.75	2,107
第3段階	本人が住民税非課税	基準額	2,810
第4段階	本人が住民税課税（所得額200万円未満）	基準額×1.25	3,512
第5段階	本人が住民税課税（所得額200万円以上）	基準額×1.5	4,215

・飯高町

階 層	所得区分対象者	保険料率	月額（円）
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者等	基準額×0.5	1,500
第2段階	住民税非課税者（世帯全員が非課税）	基準額×0.75	2,100
第3段階	本人が住民税非課税	基準額	3,000
第4段階	本人が住民税課税（所得額200万円未満）	基準額×1.4	4,200
第5段階	本人が住民税課税（所得額200万円以上）	基準額×1.7	5,100

22-15 国民健康保険事業

国民健康保険事業については、被保険者に対する負担の公平やサービスの均一化に留意する。

- (1) 国民健康保険の税率については、新市において統一するものとする。
- (2) 保健事業については、新市において調整するものとする。

●主な調整内容は下記のとおりです。

項目	新市	備考
賦課方法	保険税	現行のとおり
賦課方式	3方式（所得割、均等割、平等割）	資産割はなくなります
税率	新市で統一	
限度額	医療分53万円 介護分8万円	介護分は現行松阪市、嬉野町、三雲町7万円
納期	10期（6月～翌年3月）	嬉野町8期、飯南町9期
高額療養費貸付あっせん事業	無償貸付事業を実施します	三雲町、飯南町、飯高町は制度なし（社会福祉協議会で実施）
出産費資金貸付事業	松阪市の例により実施します	現行4町は制度なし
出産育児一時金	30万円	現行のとおり
葬祭費	5万円	現行額は嬉野町、三雲町3万円

15年度本算定時の1人当たり保険税額は次のとおりです。

区分	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町
医療分	70,695円	70,496円	73,307円	55,012円	48,396円
介護分	15,872円	13,591円	14,099円	15,117円	14,174円

22-16 保健衛生事業

- (1) 環境衛生関係事業については、従来の経緯、実情を配慮し、新市において速やかに調整する。
- (2) し尿関係業務については、それぞれの実情を尊重しつつ、新市全体の均衡を保ちながら、市民サービスの向上に向けて統一を図るよう調整する。
- (3) 健康診査の検査項目数及び対象年齢は、平成17年度から拡大するよう調整する。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。
- (4) 健康診査の自己負担額は、合併時に統一する。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。
- (5) 集団・個別の実施区分については、医療機関の有無や医療機関の受け入れ態勢などの地域性を考慮し調整する。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。
- (6) 老人保健事業の個人負担金徴収対象者は、国の費用徴収基準に準じて、当該年度分の市町村民税課税世帯の対象者とする。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。
- (7) 事業実施にあたっては、新市において医師会等関係機関と調整を図り新市全域における公平なサービスの提供に努める。

- 健康診査の自己負担金は委託料の2割で設定します。ただし、5市町の現行の最高額を上回る場合は、その最高額とします。



22-17 健康づくり事業

- (1) 健康日本21計画は、現行の計画を基に、新市において策定する。
- (2) 保健・医療・福祉総合センター建設については、現行の施設検討委員会（松阪市）に4町から委員を加え、関係町の保健福祉センターのあり方も含め、検討を進める。
- (3) 健康づくり事業については、新市の保健計画に基づき、新市において調整する。

- 各種教室、相談等は、合併後、速やかに統一を図っていきます。

22-18 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、高齢社会に相応しい福祉事業のあり方について現行サービスを踏まえて調整を図るものとする。

- 国又は県の制度に基づいて実施している福祉事業は、引き続き推進します。今後、福祉関係の各種団体等と組織を立ち上げ、意見を聞きながら、合併時までに新市の福祉事業のあり方等について検討し調整します。

・各種事業の調整内容

区 分	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	新市
寝具丸洗乾燥	○	○	○	—	—	全域実施(現在実施市町により調整)
徘徊高齢者家族支援サービス	○	—	—	—	—	全域実施(松阪市の制度)
訪問理美容サービス	—	○	○	○	○	全域実施(理美容組合と調整)
在日外国人高齢者福祉給付金支給	○	—	—	—	—	全域実施(松阪市の制度)
寝たきり高齢者等介護手当支給	○	○	○	—	—	合併時までに調整
敬老祝金支給	○	○	○	○	○	合併時までに調整
敬老会開催	—	○	○	○	○	合併時までに調整
長寿者褒賞	—	—	○	○	○	合併時までに調整
高齢者慰問	○	○	○	○	○	合併時までに調整
寝たきり高齢者訪問	—	○	○	—	—	合併時までに調整
紙オムツ給付	○	○	○	○	—	合併時までに調整
高齢者配食サービス	○	○	○	—	○	合併時までに調整

22-19 児童福祉事業

児童福祉事業については、少子化社会に相応しい福祉事業のあり方について現行サービスを踏まえて調整を図るものとする。

- 国又は県の制度に基づいて実施している福祉事業は、引き続き推進します。
今後、福祉関係の各種団体等と組織を立ち上げ、意見を聞きながら、合併時までに新市の福祉事業のあり方等について検討し調整します。

・各種事業の調整内容

区 分	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	新市
児童手当少子化対策給付	○	—	—	—	—	合併時までに調整
父子手当給付	—	—	—	○	○(年金)	合併時までに調整
放課後児童クラブ活動	○	○	○	—	○	合併時までに調整
子育て支援ショートステイ	○	—	—	—	—	全域実施（松阪市の制度）
児童虐待防止ネットワーク	○	—	—	—	—	全域実施（松阪市の制度）
女性保護事業	○	—	—	—	—	全域実施（松阪市の制度）
交通遺児入進学就職祝い金支給	○	—	—	—	—	全域実施（松阪市の制度）
ファミリーサポートセンター	○	—	—	—	—	全域実施（松阪市の制度）

・福祉医療費助成関係（対象者）

区 分	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	新市
一人親家庭等医療	母子、父子家庭の親と子(18歳未満)	母子、父子家庭の親と子(20歳年度末)	左記に同じ	松阪市に同じ	左記に同じ 所得制限無	合併時までに調整
乳幼児医療	4歳未満	左記に同じ	左記に同じ	6歳未満	6歳未満 所得制限無	合併時までに調整

22-20 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、ノーマライゼーションの理念に基づき、福祉事業のあり方について現行サービスを踏まえて調整を図るものとする。

- 国又は県の制度に基づいて実施している福祉事業は、引き続き推進します。
今後、福祉関係の各種団体等と組織を立ち上げ、意見を聞きながら、合併時までに新市の福祉事業のあり方等について検討し調整します。

※ノーマライゼーションとは、障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。

・各種事業の調整内容

区 分	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	新市
心身障害者自動車燃料費助成	○	—	○	—	—	合併時までに調整
重度心身障害者タクシー料金助成	○	○	○	—	—	合併時までに調整
重度心身障害者福祉タクシー料金助成	○	—	—	—	—	合併時までに調整
紙オムツ給付	○	(社協)	(社協)	(社協)	○	合併時までに調整
障害者小規模作業所運営補助	○	○	○	○	○	合併時までに調整

心身障害者（児）扶養共済制度加入者助成金交付	○	—	—	—	—	全域実施（松阪市の制度）
重度心身障害者（児）福祉年金	○	—	—	—	—	全域実施（松阪市の制度）
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣	○	—	—	—	—	全域実施（松阪市の制度）
点字・声の広報	○	—	—	—	—	全域実施（松阪市の制度）

・福祉医療費助成関係（対象者）

区 分	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	新市
心身障害者医療	身障 1～3 級、IQ50 以下	左記に同じ	身障 1～3 級、IQ35 以下、4 級で IQ50 以下	身障 1～5 級、IQ50 以下	身障 1～5 級、障害年金 1,2 級受給者、IQ75 以下、所得制限無	合併時までに調整

22-21 保育事業

(1) 保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から別表に定める保育料基準額表により徴収する。ただし、飯南町、飯高町については、激変緩和措置としてそれぞれ翌年度から5年間で調整するものとする。

保育料の基準額は、国徴収基準額を参考に近隣市との均衡等も考慮し、設定するものとする。

保育料の減額及び延長保育料については、松阪市の例による。

(2) 保育時間については、松阪市の例による。

長時間保育、延長保育は、地域の実情や入所希望者を考慮した上で調整する。

●保育料については、具体的には次のとおりとなります。

なお、延長保育料は、5,000円とします。

(2人目以降は3,000円)



区 分		松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町	新市	
階層数		12	7	7	7	7	10	
保育料の算定基礎	所得税	×	○	○	○	○	○	
	住民税	○	○	○	○	○	○	
保育料	3歳未満児	最低額	5,500円	5,000円	3,500円	8,800円	6,400円	7,000円
		最高額	47,000円	55,000円	44,300円	26,400円	29,100円	49,000円
	3歳以上児	最低額	4,000円	3,000円	2,300円	7,800円	5,800円	5,000円
		最高額	29,000円	36,000円	34,100円	24,200円	26,400円	33,000円
減 額	2人入所している場合	2人目を1/2	階層2-4 年齢の低い方を1/2		左記同1/3	嬉、三と同	2人目を1/2	
			階層5-7 年齢の高い方を1/2		左記同1/3	嬉、三と同		
	3人以上入所している場合	3人目以降を9/10	階層2-4 年齢の低い方を9/10		左記同1/3	嬉、三と同	3人目以降を9/10	
			階層5-7 年齢の高い方を9/10		左記同1/3	嬉、三と同		
国基準に対する徴収割合(H14)		64.5%	73.0%	71.4%	59.0%	44.1%	65%程度	

※保育料最低額は、生活保護世帯でなく、住民税非課税世帯で両親ありの場合。

【新市保育料基準額表】（松阪市、嬉野町、三雲町適用分）

H17.4.1~

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）	
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円
第2	第1階層及び第5～第10階層を除き、前年度分の市町村民税非課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 児童扶養手当受給世帯等	0円
第3		その他の世帯	7,000円
第4	市町村民税非課税世帯	13,000円	9,000円
第5	20,000円未満	19,000円	13,000円
第6	20,000円以上 90,000円未満	25,000円	17,000円
第7	90,000円以上 170,000円未満	31,000円	21,000円
第8	170,000円以上 250,000円未満	37,000円	25,000円
第9	250,000円以上 400,000円未満	43,000円	29,000円
第10	400,000円以上	49,000円	33,000円

※国の徴収金基準額表が改正される場合、見直しがされます。

飯南町、飯高町については、上記の基準額表に追いつくよう5年間で調整します。

22-22 生活保護事業

生活保護事業については、国、県の社会福祉制度により、新市において実施する。

- (1) 保護の級地については、法定受託事務の為、法令のとおりとする。
- (2) 法外扶助の決定については、新市において調整する。（自治事務）
合併年度は、松阪市の例による。

●保護の級地区分が松阪市の2級地の2（4町は3級地の2）となることから、各種扶助費（保護金）の単価が上がります。

22-23 病院・診療所事業

病院・診療所は、現行のとおり新市へ引き継ぐ。



22-24 農林水産業関係事業

- (1) 国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。
- (2) 農林水産業団体の指導・育成については、新市においても引き続き実施する。
- (3) 農道・林道等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、整備を推進する。
- (4) 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ推進する。
- (5) 湛水防除施設の維持管理については、新市に引き継ぎ調整する。

22-25 商工・観光関係事業

- (1) 商工業の振興を図るための各種事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、引き続き事業の推進に努める。
- (2) 各種観光事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 競輪事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

●現在各市町で開催されています祭り、イベントについては、現行のとおり新市でも実施します。

22-26 勤労者・消費者関連事業

勤労者・消費者関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、引き続き事業の推進に努める。

●中小企業従業員の退職金制度を確立するため、事業主に対し掛金の一部を補助する中小企業退職金共済制度奨励補助（松阪市の制度）が全域について対象となります。

22-27 建設関係事業

- (1) 市町道認定・廃止・変更
市町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
新市における道路認定基準については、合併時まで調整する。
- (2) 道路維持修繕事業
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 河川維持修繕事業
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 建設関係事業
新市建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市においても引き続き実施する。

22-28 都市計画事業

- (1) 都市計画の決定及び変更
現行のとおり新市に引き継ぎ、新市総合計画等の上位計画との整合を図りつつ、速やかに調整する。
- (2) 都市計画マスタープラン
新市総合計画等の上位計画との整合を図りつつ、新たに策定する。
- (3) 開発指導要綱
松阪市の例により調整する。

●都市計画区域は、現行のとおり新市に引き継がれ、見直し等については新市において調整されます。

区 分	松阪市	嬉野町	三雲町	飯南町	飯高町
都市計画区域	一部	一部	全域	—	—
市街化区域の指定	有	有	無	—	—
用途地域の指定	有	有	無	—	—

22-29 上・下水道事業

(継続協議中)

・上水道

(1) 料金体系

合併時に統一を図る。

(2) 量水器閉開栓、精算

松阪市の例により調整する。ただし、開栓の場合のみ手数料を徴収する。
水道使用証明書手数料は、諸証明の額に準ずる。

(3) 給水区域

現行のとおり新市に引き継ぐ。

(4) 給水装置工事の新規加入分担金

松阪市の例により調整する。

ただし、φ30については、嬉野町の例による。

・簡易水道

(1) 料金体系

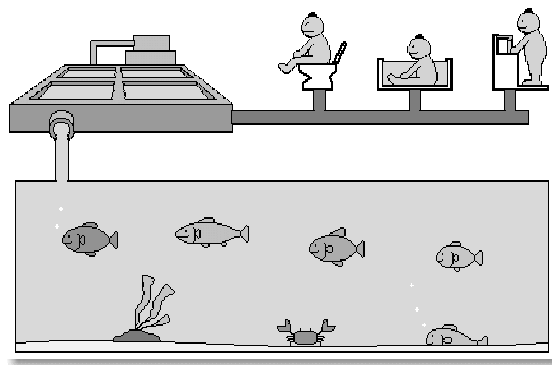
現行のとおり新市に引き継ぐ。

(2) 給水区域

現行のとおり新市に引き継ぐ。

(下水道事業については現在調整中)

- 松阪市、嬉野町、三雲町及び飯南町は上水道で、飯高町と松阪市の一部で簡易水道となっています。水道事業は、給水人口によって上水道・簡易水道等に区分されます。給水人口が5千人を超えるものは上水道とされますが、両者の技術基準・水質基準は、基本的に同じです。
下水道事業は、松阪市、嬉野町及び三雲町の一部で供用が開始されています。



22-30 市(町)立学校(園)の通学区域

通学区域については、通学距離の事情により旧市町界付近の校区外通学の弾力的運用を合併前に検討する。通学区域の見直しについては、新市において速やかに調整する。

- 新市全域の通学区域を決めるには、その検討機関や方法などに公正さ等を図りながら検討していく必要があり、合併時に実施することは難しい状況にあります。

生徒の通学状況を検証し、適正な通学区域が再編成されるまでの間は、個々の児童・生徒の実情に応じた弾力的な対応を図ります。

22-31 学校教育事業

- (1) 生活保護家庭高校奨励金事業及び高校、大学入学援助金事業
松阪市の例により新市に引き継ぎ、新市において実施する。
- (2) 新入学児童等への消耗品の配布
 - ・ 通学用ヘルメットは、希望校の小学校1年生、4年生及び中学校1年生に配布する。
 - ・ 小学校新入学の交通安全帽子は、ヘルメット配布校以外の希望校に配布する。
- (3) 学校給食の実施方法
 - ・ 年間給食回数は、基本183回とし、メニューは地産地消を考慮する。
 - ・ 小学校及び中学校の学校給食については、現行のとおりとする。ただし、松阪市における中学校の学校給食は、将来実施の方向で検討する。
 - ・ 給食費については、5市町の平均単価で調整し統一する。

- 生活保護家庭高校奨励金事業及び高校、大学入学援助金事業については、高校入在生・生徒に対して、入学支度金3万円、奨励金として公立78千円、私立102千円が給付されます。また、市民税非課税世帯で法で定める大学、高校へ入学した場合は、入学支度金として2万円が援助されます。

遠距離通学費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域性を考慮して調整します。

現在運行されていますスクールバスについては、

現行のとおり新市に引き継がれます。

給食費の平均単価は、次のとおりです。

小学校低学年3, 550円

同 高学年3, 650円

中学校 3, 900円

公立幼稚園の保育料は、現行のとおり月額5, 500円です。

小・中学校の教科書については、平成16年度は従前の教科書を使用することになります。平成17年4月からの教科書は、教科用図書採択協議会を一元化し、採択することになります。



22-32 社会教育事業

- (1) 新市公民館体制について
新市中央公民館は、新市教育委員会事務局内に置き、現在の5市町中央公民館を主要公民館として設置する。さらに現在の5市町地区公民館を置く体制により調整する。
- (2) 新成人のつどいについて
平成17年1月は、旧市町単位で実施することとし、翌年度以降は新市において調整する。
- (3) 広域図書館制度の見直しについて

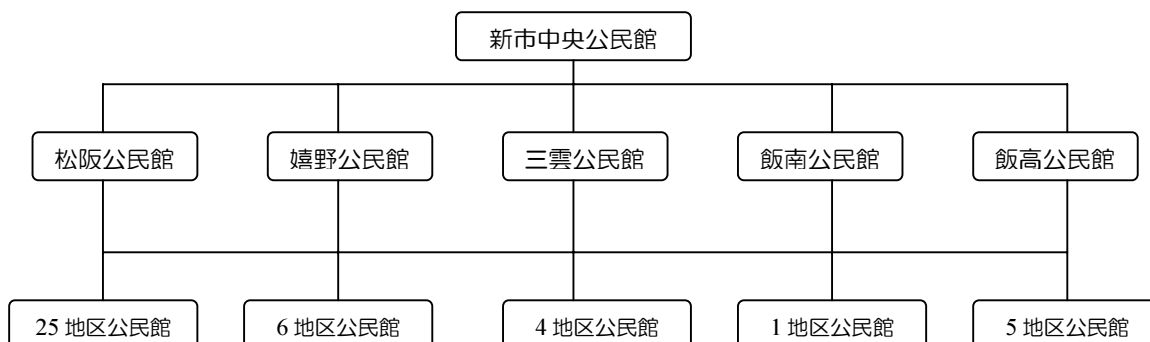
廃止の方向で調整する。ただし、新市において各地域への図書の巡回配本を行う方向で調整する。

- (4) ブックスタート事業について
三雲町の例により実施の方向で調整する。

- ブックスタートとは、1992年にイギリスで始まった“赤ちゃんとお本を通して楽しい時間を分かちあうこと”を応援する運動のことです。三雲町は、保健師が家庭訪問（育児相談）のときにブックスタートパックを手渡し、離乳食教室でボランティアによる絵本の読み聞かせをしています。
中学生海外派遣事業については、新市において公立中学校を対象として公募制で実施します。
公募人数は30人を予定とし、市補助率は2/3とします。
※15年度は、三雲中学校がオーストラリア（バンダバーグ市）へ派遣しています。飯南中学校はSARSで中止（14年度はオーストラリア・ケアンズ市）。



新市の公民館体制は次のとおりです。



22-33 文化振興事業

- (1) 文化祭及び文化協会について
現行のとおり新市に引き継ぎ、細部について速やかに調整する。
- (2) 文化財について
現行のとおり新市に引き継ぐ。

22-34 その他の事業

- (1) 指定金融機関等の指定
指定金融機関等の指定については、合併時まで調整する。
公金取扱手数料については、関係金融機関と調整を図り、合併時に統一する。

(2) 入札及び契約に係る業務

条件付き一般競争入札制度を導入する。ただし、合併当初は、期限付きで5市町ごとに地域要件を条件とする入札を実施することも考慮するものとする。

23 新市建設計画

別添資料のとおり



今後のスケジュール

日 程		内 容
平成15年 11月～12月	住民説明会 住民の意見の反映	1市4町において開催（57の会場で開催予定） 説明会での住民の意見を建設計画等へ反映していきます。
平成16年 1月	協定項目の最終調整、最終確認 建設計画の最終調整、最終確認	三重県との協議 三重県知事の同意 総務大臣及び三重県知事への報告
2月	合併協定書の調印	合併協議会において、新市建設計画を含む23の協定項目のすべてが確認された後、合併協定書を作成し調印を行います。
3月	合併の議決	1市4町の議会それぞれが合併についての議決を行います。
4月	知事への申請	1市4町ともに合併が可決されると、三重県知事に対して合併の申請を行ないます。 合併の申請を受けた知事は、総務大臣との協議を経て総務大臣の同意を得ることとなります。
9月	県議会の議決 知事の決定	
10月	総務大臣への届出 総務大臣の告示	総務大臣の告示によって、合併の効力が発生します。
12月	1市4町で閉庁式	
平成17年 1月1日	新市発足 新市開庁式 （合併記念式典） 新市長選挙	新市発足後、50日以内に選挙が実施されます。



5. 新市建設計画の策定

(1) 新市建設計画策定経過

第1回合併協議会（平成15年5月22日）

○報告事項

- ・新市将来ビジョンについて【承認】
- ・新市建設計画策定体制及びスケジュールについて【承認】

○協議事項

- ・新市建設計画の概要について【確認】
 - ①新市建設計画の概要と骨子
 - ②新市建設計画に係る小委員会の設置案について

○協議予定事項

- ・新市建設計画の策定方針について
 - ①新市建設計画の策定方針
 - ②新市建設計画策定の内容及び方向
 - ③作成仕様書案

第2回合併協議会（平成15年6月26日）

○協議事項

- ・新市建設計画の策定方針について【確認】
 - ①新市建設計画の策定方針
 - ②新市建設計画策定の内容及び方向
 - ③作成仕様書案

○協議予定事項

- ・新市建設計画素案（1部）について
 - ①序論
 - ②新市の概況
 - ③主要指標の見通し
 - ④新市建設の基本方針

第3回合併協議会（平成15年7月17日）

○協議事項

- ・新市建設計画素案（1部）について 【確認】
 - ①序論
 - ②新市の概況
 - ③主要指標の見通し
 - ④新市建設の基本方針

第5回合併協議会（平成15年8月21日）

○その他事項

- ・財政シミュレーションについて
- ・新市の施策体系について

第6回合併協議会（平成15年9月4日）

○協議予定事項

- ・新市建設計画素案（2部）について
 - ①新市の施策
 - ②公共的施設の統合整備
 - ③財政計画

第7回合併協議会（平成15年9月18日）

○報告事項

- ・新市建設計画に係る小委員会報告について

○協議事項

- ・新市建設計画素案（2部）について 【確認】
 - ①新市の施策
 - ②公共的施設の統合整備
 - ③財政計画

第8回合併協議会（平成15年10月16日）

○協議予定事項

- ・新市建設計画（案）について
 - 1部・2部の整合性を図って提案（県事業は除く）

第9回合併協議会（平成15年10月28日）

- 協議予定事項
 - ・新市建設計画（案）について 【確認】

第10回合併協議会（平成15年11月6日）

- 資料の配布
 - ①新市建設計画（案）のダイジェスト版
 - ②新しい都市（まち）創生プロジェクト（案）

第11回合併協議会（平成15年11月24日）

- 協議予定事項
 - ・新市建設計画案について
 - ①新市の概況 産業構造の記述を追加
 - ②新市の施策 新市の主要事業について事業概要（事業群）の記述を追加

第12回合併協議会（平成15年12月14日）

- 協議事項
 - ・新市建設計画案について 【確認】
 - ①新市の概況
 - ②新市の施策
- 協議予定事項
 - ・新市建設計画案（修正）について
 - 計画案の記述の修正及び新しい都市（まち）創生プロジェクトを追加

三重県との事前協議（平成15年12月15日）

- 新市建設計画（案）の事前協議
 - 1月7日に回答

第13回合併協議会（平成16年1月15日）

- 協議事項
 - ・新市建設計画案（修正）について 【継続協議】
新市における県事業の推進について追加して協議

第14回合併協議会（平成16年1月29日）

- 協議予定事項
 - ・新市建設計画案（修正）について 三重県との事前協議における修正

第15回合併協議会（平成16年2月9日）

○協議事項

- ・新市建設計画案（修正）について 【継続協議】
飯高町の要望事項を追加して協議

第16回合併協議会（平成16年2月11日）

○協議事項

- ・新市建設計画案（修正）について 【確認】

三重県との協議（平成16年2月12日）

- 新市建設計画（最終案）による協議

三重県からの回答（平成16年2月17日）

- 地振第05-19号において「意義なし」の回答

総務省・三重県へ送付（平成16年2月23日）

- 市町村の合併の特例に関する法律第5条第4項により総務省へ15部、三重県へ3部送付する

新 市 建 設 計 画

= 市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市 =

松阪地方合併協議会

目 次

I	序論	(1)
1.	合併の必要性	(1)
(1)	歴史的経緯	(1)
(2)	社会的潮流から見た合併の必要性	(1)
(3)	地域特性から見た合併の必要性	(2)
2.	計画策定の方針	(3)
(1)	建設計画の趣旨	(3)
(2)	建設計画の構成	(4)
(3)	建設計画の期間	(4)
II	新市の概況	(5)
1.	位置と地勢	(5)
2.	気候	(5)
3.	面積	(5)
4.	人口と世帯	(6)
5.	産業構造	(7)
III	主要指標の見通し	(8)
1.	人口	(8)
(1)	総人口	(8)
(2)	年齢階層別人口	(8)
2.	世帯	(8)
IV	新市建設の基本方針	(10)
1.	新市の将来像	(10)
2.	将来像実現のための基本的考え方	(10)
(1)	市民・行政の協働による都市（まち）づくり	(10)
(2)	地域社会・コミュニティを重視した都市（まち）づくり	(11)
(3)	交流と連携を生かした都市（まち）づくり	(11)
(4)	自立した持続可能な都市（まち）づくり	(11)
3.	土地利用と地域別整備の方針	(12)
(1)	人・暮らしゾーン（市街地住居ゾーン）	(12)
(2)	農・いとなみゾーン（農業・農園ゾーン）	(12)
(3)	緑と水・やすらぎゾーン（自然共生ゾーン）	(12)
(4)	ネットワークづくり	(13)

4.	新しい都市（まち）創生プロジェクト	（16）
	（1）少子高齢化対策プロジェクト	（16）
	（2）大規模災害対策プロジェクト	（17）
	（3）廃棄物対策プロジェクト	（18）
	（4）地域活性化対策プロジェクト	（19）
V	新市の施策	（21）
1.	環境の保全と活用	（23）
2.	都市基盤の整備	（24）
3.	生活環境の整備	（26）
4.	保健・医療・福祉の充実	（28）
5.	人権の尊重と教育・文化の充実	（30）
6.	産業の振興	（32）
7.	交流・連携の促進	（34）
8.	市民の参加・参画・協働の促進	（35）
9.	行財政運営の効率化	（35）
VI	新市における県事業の推進	（37）
1.	三重県の役割	（37）
2.	新市における三重県事業	（37）
VII	公共的施設の統合整備	（39）
VIII	財政計画	（40）

I 序論

1. 合併の必要性

(1) 歴史的経緯

本地域は古来より、伊勢街道、和歌山街道、初瀬街道などが交わる交通の要衝として、また、宿場町として、地域内はもとより他の地域とも活発な交流が行われてきました。このようななか地域内においては、歴史的にも、経済・文化などの面でもさまざまな結びつきを深め、近年は、住民間の交流も一層活発に行なわれ、商圈や医療圏などの生活圏はもとより、行政レベルでも一体性を高めています。

このようなことから、松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の1市4町は、平成14年度に任意の松阪地方市町村合併協議会を設置し、さらに、平成15年4月には法定の松阪地方合併協議会を立ち上げて、5市町の積極的な合併協議に取り組んできました。

松阪地方5市町の合併は、このような歴史的経緯を踏まえつつ将来を見据えた、地域の総合的な発展を目指すものであります。

(2) 社会的潮流から見た合併の必要性

① 地方分権の進展への対応

平成12年4月の地方分権推進一括法施行以降、さまざまな地方分権改革が進められる中、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村は、権限委譲や国・県の行政関与の整理などにより、「まちづくり」をはじめとする行政活動の範囲が広がる一方、地方分権の担い手として一層の自立と自助が求められています。

今回の松阪地方5市町の合併では、こうした地方分権の進展に対し政策形成能力をはじめ行財政運営の強化を図り、自らの将来を自らが方向付けをし、自らそれを実現していく地方自治本来の姿への基盤づくりが求められています。

② 人口減少・少子高齢社会への対応

急激な少子高齢社会の進行と人口減少社会の到来により、成熟し、落ち着きのある社会の到来を予想させる反面、社会や経済の活力低下とともに、保健、医療、福祉面での行政需要の増大をもたらすことが予想されています。また、一部の地域では、集落や地域の*コミュニティの維持さえ困難になってくることも予想されます。

このため、今回の松阪地方5市町の合併では、保健、医療、福祉の総合的展開とともに、地域社会の活性化など少子高齢社会への対応が求められています。

③ 自立都市・市民自治への対応

急速な都市化や高度情報社会の進展は、住民意識の変化やニーズの多様化などをもたらし、より質の高い都市的な行政サービスの必要性をますます高めています。しかし、

財源をはじめ政策資源の制約は、これらニーズに十分に応えることを困難にしています。今後は、市民と行政の協働による地域づくりとともに、地域社会自らが定める政策の基準（*ローカル・ミニマム）や優先順位の設定が求められてきます。そのために、情報公開など情報の共有による市民と行政の合意形成がますます重要になってきます。また、市民の側には、市民自らが自治の主人公となり、自己の要求とともに、利害の調整や公共政策の選択において主体的な判断力をつけ、地域を担っていくことが望まれます。

今回の松阪地方 5 市町の合併では、*NPM手法の採用をはじめとした行政経営の刷新による自立都市の形成とともに、地方分権改革のより完成された形態である「市民自治の確立」への対応が求められています。

④ 時代の潮流への対応

松阪地方 5 市町の地域では、高度情報化や地球環境問題、防災・危機管理、人権問題、国際化など時代の変化に伴うさまざまな行政課題への的確な対応が求められています。今後は、財政基盤の強化、政策形成能力の向上、効率的で効果的な事務・事業の実施など、総合的な行財政能力の向上により、これら時代の潮流に伴う新しい行政課題への対応を進めていく必要があります。

(3) 地域特性から見た合併の必要性

① 生活圏の一体化と市民ニーズの広域化への対応

社会経済の発展に伴う都市化の進展や道路・鉄道などの交通ネットワークの整備拡大に伴い、通勤、通学、買い物、医療など広範な分野で、人々の日常生活圏は広がりを見せ地域間の結びつきを強めています。

このように、本地域における住民ニーズは高度化、多様化に加えて、広域化の様相を顕著に示すようになっており、交通体系や消防・防災などをはじめとした都市基盤や生活環境基盤の整備はもとより、教育、文化、保健・医療・福祉、産業などさまざまな分野において、広域的な視点に立った対応が求められるようになっていきます。

このため、松阪地方の 5 市町が一体となって、効率的で効果的な行財政運営に努め、生活圏の一体化に伴い広域化、高度化、多様化する市民の行政ニーズに的確に対応していく必要があります。

② 厳しい財政状況への対応

松阪地方 5 市町の財政は、地方税の収入をベースに、国からの地方交付税や補助金、そして、地方債などにより収入の不足を補っています。しかしながら、地方税の減収など、財政は極めて厳しい状況にあります。しかも、国と地方の長期債務残高は平成 14 年度末で約 698 兆円に達し、今後は国からの交付税や補助金等に依存することもますます困難になると予想されます。

このようななか、住民ニーズに応じた行政サービスを維持・向上していくには、合併による*スケールメリットを生かしつつ一層効率的で効果的な行財政運営に努めるとと

もに、財源の確保を目指す必要があります。

③ 南三重の中心的都市形成への対応

松阪地方 5 市町の地域は、近畿自動車道伊勢線、国道 23 号、42 号、166 号などの道路交通網や、JR 線、近鉄線の鉄道網により、東紀州地域や伊勢志摩地域と中京圏、近畿圏を結ぶ交通の要衝にあります。伊勢湾に面しては、海運基地としての重要港湾津松阪港松阪港区があり、また中部国際空港への海上アクセス計画があります。今後は、陸上交通と海上交通など異種交通機関の効率的な連携による交通の整備、集中化を図り、本地域を通じた南三重と他地域との物流、人流の活発な交流を推進して、交流・ネットワーク化を進める必要があります。また、都市機能の面では、地域の豊かな歴史・文化・自然を生かし継承しながら、生活基盤の充実や都市基盤の整備、都市的機能の充実と連携を進め、松阪市の中心市街地と嬉野町の中川駅周辺地区を拠点とした行政や商業・業務機能の充実を図るとともに各地区の拠点の整備に努め、交流・ネットワークを基盤とした南三重の中心的都市形成を目指す必要があります。

④ 地域の特定課題への対応（過疎化への対応）

5 市町の合併により誕生する松阪市では、その約 7 割近くを山林が占めています。わが国の多くの中山間地域と同様に、新市の中山間地域でも過疎化が進み、地域によっては*コミュニティの維持さえ危ぶまれています。しかしこれらの地域には、豊かな自然環境とともに、地域に根付いた生活・歴史・文化・伝統などが今も受け継がれています。

今後これらの地域の過疎化に対応するため、さまざまな個性ある歴史・文化や豊かな自然環境を保全・活用した交流と連携による地域振興を図るとともに、地元資源を活用した産業の振興や雇用対策、工場の誘致、若者の定住に向けた住宅政策などを有機的に結合して地域の活性化を図る必要があります。

また同時に、交通体系や情報通信網の整備を通じて住民生活の利便性の向上を図るとともに、松阪地方 5 市町の合併による*スケールメリットを生かした、保健・福祉、環境衛生、教育・文化などの都市的サービスの継続と充実にも努める必要があります。

なお、森林資源については、林業振興はもとより、水源涵養、国土保全などの観点からもその保護と活用に努める必要があります。

2. 計画策定の方針

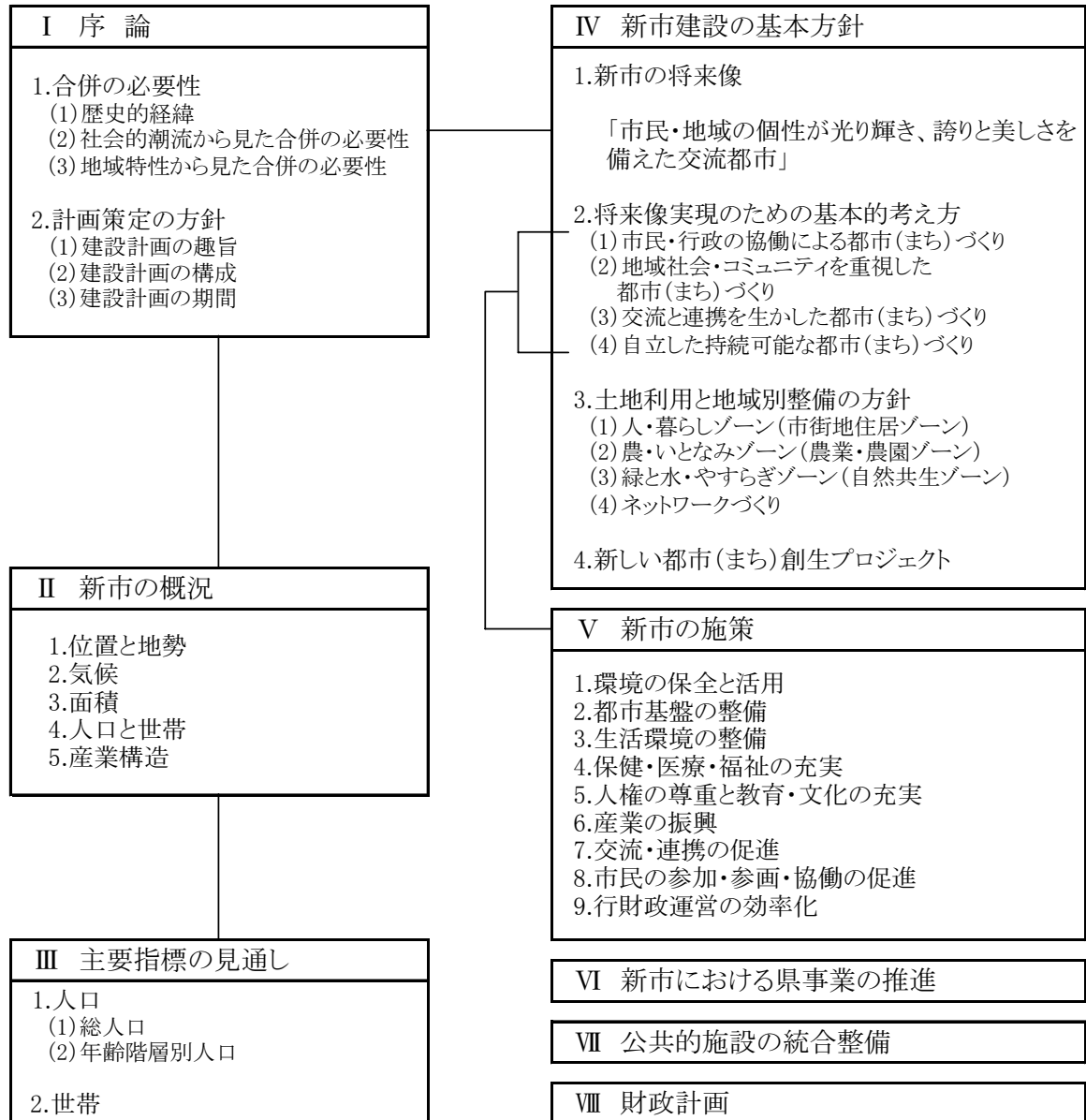
(1) 建設計画の趣旨

この計画は、松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の合併後、新しい松阪市を建設していくための基本方針を定めるとともに、その方針に基づいたハード・ソフト両面にわたる総合的、計画的な施策の展開を定め、その実現を図ることにより、5 市町の速やかな一体性を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るためのものです。

(2) 建設計画の構成

この計画は、新しい松阪市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための新市の施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成しています。

【建設計画の構成】



(3) 建設計画の期間

この計画の期間は、平成 17 年度から 26 年度までの 10 ヶ年間とします。

Ⅱ 新市の概況

1. 位置と地勢

新しい松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、東は伊勢湾、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県に、南は多気郡、北は雲出川を隔てて津市に接しています。

地形は、西部一帯が台高山脈、高見山地、紀伊山地からなる山岳地帯、中央部は丘陵地で、東部一帯には伊勢平野が広がり、北部を雲出川、南部を櫛田川が流れています。

位置図



2. 気候

新しい松阪市の気候は、概ね東海型の気候区に属し、西部は寒暑の差がやや大きく内陸的な特性を持っています。年間平均気温は14℃～16℃で、降水量は平野部では1,500mm程度ですが、山間部では2,000～2,500mmとかなり多くなっています。

全般的には温暖でおだやかな気候となっています。

3. 面積

新しい松阪市は、東西50km、南北37kmと東西に細長く伸び、総面積で623.8km²を有し、三重県全体の約10.8%を占めています。地目別にみると、農地82.06km²(13.2%)、宅地27.98km²(4.5%)、山林429.57km²(68.9%)となっており山林の占める割合が高くなっています。

4. 人口と世帯

平成12年の国勢調査による5市町の総人口は164,504人で、県全体の8.8%を占めており、概ね平野部では微増傾向にあるのに対し、山間部では減少傾向にあります。

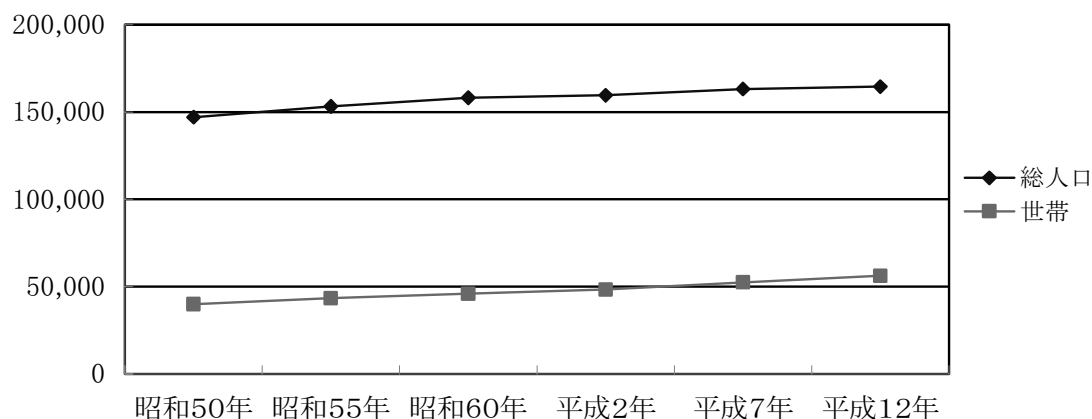
世帯数は、平成12年が56,087世帯で、昭和50年の39,858世帯に比べ25年間で1.4倍の伸びを示しています。1世帯当たりの人員は、平成12年は2.93人で核家族化が進んでいます。

年少人口(0～14歳)の割合は、昭和50年で22.2%、平成12年は14.8%となっており、また高齢化率(65歳以上高齢者の比率)の現状をみると昭和50年では、10.8%でしたが、平成12年は20.3%と県平均の18.9%を上回り少子高齢化の進行がみられます。

人口と世帯数の推移

(単位:人)

区 分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	147,135	153,185	158,155	159,625	163,131	164,504
世帯数	39,858	43,346	45,826	48,273	52,413	56,087
1世帯当たりの人員	3.69	3.53	3.45	3.31	3.11	2.93

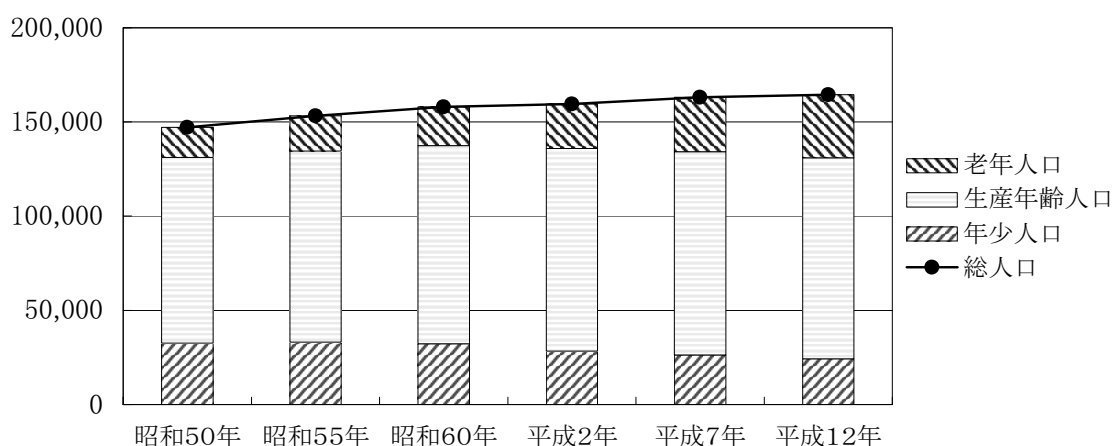


年齢三階層別人口

(単位:人、%)

区 分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	147,135 (100)	153,185 (100)	158,155 (100)	159,625 (100)	163,131 (100)	164,504 (100)
年少人口 (0～14歳)	32,585 (22.2)	33,186 (21.7)	32,242 (20.4)	28,334 (17.7)	26,169 (16.1)	24,287 (14.8)
生産年齢人口 (15～64歳)	98,590 (67.0)	101,487 (66.2)	105,229 (66.5)	107,523 (67.4)	108,189 (66.3)	106,761 (64.9)
老年人口 (65歳以上)	15,942 (10.8)	18,511 (12.1)	20,684 (13.1)	23,761 (14.9)	28,772 (17.6)	33,456 (20.3)

※総人口には年齢不詳を含みます。



5. 産業構造

平成12年の国勢調査による5市町の就業者は、82,997人で県全体の8.9%を占め、また平成12年度の総生産額は5,884億48百万円で、県全体の8.5%を占めています。就業者数と総生産額は、第1次産業では三重県の産業別構成比の値と比較して大きな差はないものの、第2次産業では就業者で1.0ポイント、生産額で3.4ポイント低く、逆に第3次産業では就業者で0.9ポイント、生産額で3.5ポイント高くなっています。

平成12年産業別就業人口と平成12年度産業別総生産額

(単位:人、百万円、%)

区 分		5市町	三重県	県における割合
第1次産業	就業人口	4,646 (5.6)	48,545 (5.2)	(9.6)
	総生産額	11,577 (2.0)	142,697 (2.1)	(8.1)
第2次産業	就業人口	29,010 (34.9)	334,299 (35.9)	(8.7)
	総生産額	206,600 (35.1)	2,669,523 (38.5)	(7.7)
第3次産業	就業人口	49,281 (59.4)	543,529 (58.5)	(9.1)
	総生産額	388,158 (65.9)	4,325,749 (62.4)	(9.0)
分類不能	就業人口	60 (0.1)	3,493 (0.4)	(1.7)
帰属利子等(控除)	総生産額	17,887 (3.0)	210,559 (3.0)	(8.5)
合 計	就業人口	82,997	929,866	(8.9)
	総生産額	588,448	6,927,410	(8.5)
		(100)	(100)	

Ⅲ 主要指標の見通し

1. 人口

(1) 総人口

合併後 10 年後の人口を 165,000 人と設定します。

平成 7 年と平成 12 年の国勢調査による人口の実数値をもとに、コーホート法を用いて将来人口を推計しました。その結果、平成 17 年度までは人口が増加しますが、それをピークに人口は次第に減少していくことが予想され、平成 26 年における人口の見通しは 163,882 人で、平成 12 年の人口 164,504 人から僅かながら減少という結果となりました。そこで、ゆとりあるまちづくりを前提に、平成 26 年の人口を 165,000 人としました。

(2) 年齢階層別人口

コーホート法による年齢階層別人口の推計では、平成 26 年に年少人口が 23,867 人 (14.6%)、生産年齢人口が 98,032 人 (59.8%)、老年人口が 41,983 人 (25.6%) と推計され、年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、老年人口が増加する傾向がうかがえます。今後は、概ね、コーホート法の年齢階層別人口構成比に沿って、構成比が推移するものと想定します。

2. 世帯

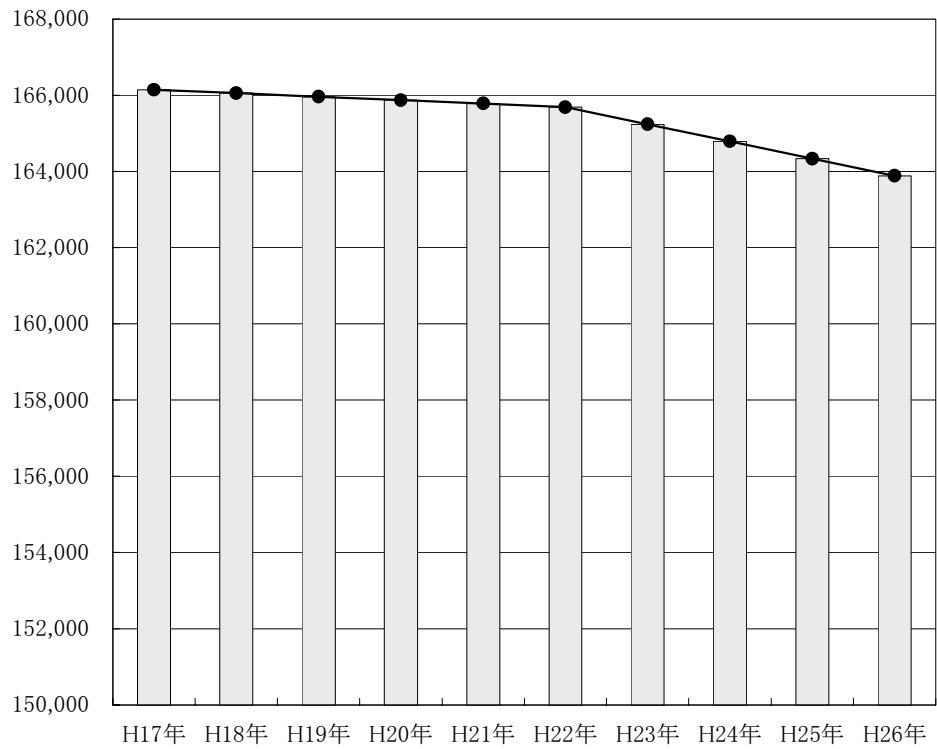
世帯数については、平成 22 年頃をピークとしつつ、その後は若干減少すると予想して、合併後 10 年後の平成 26 年の全世帯数を 58,418 世帯と推計しました。なお、一世帯あたりの人員は、新しい松阪市全体でみると昭和 60 年の国勢調査で 3.45 人であったものが、平成 12 年では 2.93 人と初めて 3.00 人を割り込み、平成 26 年には 2.80 人になると推計され、今後ますます核家族化が進むものと予測されます。

(単位：人)

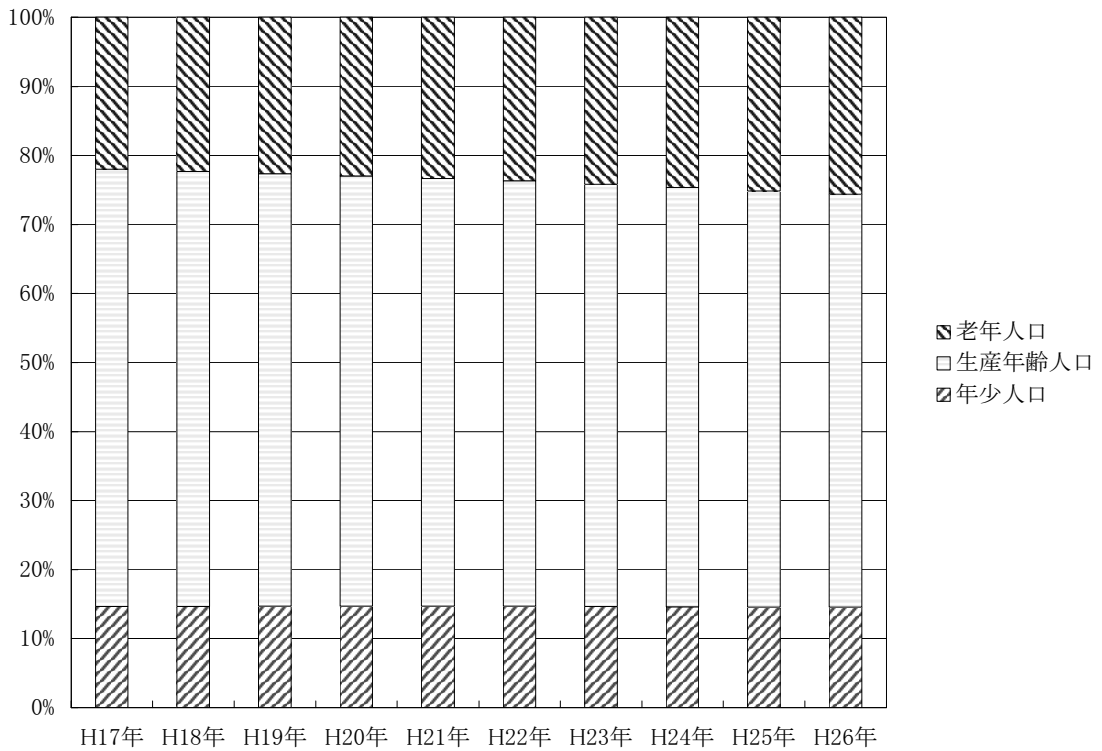
区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口	166,142	166,051	165,960	165,870	165,779
年少人口	24,383	24,390	24,396	24,403	24,409
生産年齢人口	105,241	104,594	103,948	103,301	102,655
老年人口	36,518	37,067	37,616	38,166	38,715
世帯数	58,223	58,327	58,432	58,536	58,641
1世帯あたり人員	2.85	2.84	2.84	2.83	2.83

区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	165,688	165,237	164,785	164,333	163,882
年少人口	24,416	24,279	24,141	24,004	23,867
生産年齢人口	102,008	101,014	100,020	99,026	98,032
老年人口	39,264	39,944	40,624	41,303	41,983
世帯数	58,745	58,663	58,581	58,500	58,418
1世帯あたり人員	2.82	2.82	2.81	2.81	2.80

総人口



年齢階層別人口比率



IV 新市建設の基本方針

1. 新市の将来像

新しい松阪市が誕生する 21 世紀の分権型社会では、収縮する人口・経済・財政のなか、全国的な少子高齢社会の進行をはじめ国際化や高度情報化の進展など、さまざまな課題に対して地域の総合的な実力が求められます。

これまで松阪市と嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の 5 市町は、それぞれの地域において、住民の生活を守り、歴史・文化・伝統を育み、まちの整備や地域の振興を図ってきました。その結果、緑豊かで住みよい環境や人情味あふれた暮らしを実現してきました。と同時に、海岸部から山間部に至る多様な地域環境のもと、都市機能や地域経済、歴史文化遺産、人々の生活様式などの面では、それぞれ異なった、貴重な個性を育んできました。

新市では、これまで築いてきた「多様な個性」を尊重するとともに、豊かな地域社会の「一体性」を高め、それを次の世代に引き継ぐため、時代の潮流と課題を踏まえた新しい都市（まち）づくりを進めます。そのため、市民に最も身近な地方政府（基礎的自治体）として、地域の多様な主体の参加と交流・連携を活発にし、地域の一体性や持続的な発展を可能にする地域経営戦略を構築します。

そして、これまでの生活・文化・経済などをさらに磨き、個々の市民が、そして、個々の地域が光り輝き、市民の誰もが誇りと愛着を持ち、美しさに満ちた質の高い 21 世紀の郷土づくりを進めます。

新市の将来像

『市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市』

2. 将来像実現のための基本的考え方

新市の将来像を実現するため、新市の都市（まち）づくりにあたっては、以下の 4 つの基本的な考え方に基づき進めます。

(1) 市民・行政の協働による都市（まち）づくり

地方分権推進一括法の施行以来進展してきた分権型社会では、*補完性の原理に基づき、まずもって市民が、そして、地域、自治体がというように、それぞれの主体に自己決定・自己責任が求められています。このような社会にあっては、行政の果たす役割の重要性は当然のことではありますが、地域社会を構成する市民や市民活動団体、企業など多様な主体の活動や知恵の如何が都市（まち）づくりの方向や成果に大きな影響を与えます。

今後の都市（まち）づくりにあたっては、政策形成過程からの市民や市民活動団体、企業など多様な主体の参加・参画・協働を進め、お互いが*パートナーとして地域の経営にあたる、「市民・行政の協働による都市（まち）づくり」を基調とします。

（２）地域社会・コミュニティを重視した都市（まち）づくり

地域社会・*コミュニティは、市民が生活する最も基礎的な場です。新しい松阪市では、市民の安全で安心な暮らしの確保を目指し、防災をはじめ市民の生活環境基盤の整備・充実や保健・医療・福祉などの都市的サービスの充実に努めます。

同時に、地域社会・コミュニティは、地域の問題・課題を市民が自主的に解決する“市民自治”の基盤でもあります。5市町の合併により誕生する松阪市では、これまで以上に多様で個性豊かな地域社会・コミュニティが共存することになります。

今後の都市（まち）づくりにあたっては、地域自治と都市内分権の新しい仕組みに基づいた、「地域社会・コミュニティを重視した 都市（まち）づくり」を基調とします。

（３）交流と連携を生かした都市（まち）づくり

5市町の合併により誕生する松阪市には、海岸部から山間部に至る広大な市域のなかに、多様で個性豊かな地域が多く含まれています。この多様で豊かな個性を高め、新市発展の原動力としていくためには、市内の地域間や分野間での交流と連携を活発化させ、その営みの中から生活、文化、産業などをはじめ新しい価値の創造を図っていく必要があります。

また、新市に新しい息吹を吹き込むためこうした“域内交流”に加えて、都市間交流や国際交流の一層の促進に努めます。

今後の都市（まち）づくりにあたっては、交流・連携の基盤づくりはもちろんのこと、活動の場づくりやネットワークづくり等も同時に進める「交流と連携を生かした都市（まち）づくり」を基調とします。

（４）自立した持続可能な都市（まち）づくり

収縮する人口・経済・財政のなか、すべての地区に従来型の*フルセットでの都市基盤整備を行うことは困難になってきています。しかしながら、5市町の合併により誕生する松阪市は、市民に最も身近な地方政府として、保健・医療・福祉、環境、防災などの面で市民の生活を守り、その暮らしを豊かにしていくことが目標です。

そのため、新市では、市民の安全と安心、生活の快適さ、健康、学び、楽しみなどの基本的で多様な都市的機能を一定程度*コンパクトに集積するとともに、地域の拠点を活用した新市全域のネットワークを構築し、「いつでも、どこでも、だれでも」基本的な都市的サービスを等しく享受できるように工夫する必要があります。

今後の都市（まち）づくりにあたっては、基本的な都市的サービスをはじめ地域社会が将来にわたって持続可能な地方政府として、身の丈にあった地域経営を目指した「自立した持続可能な都市（まち）づくり」を基調とします。

3. 土地利用と地域別整備の方針

5 市町の合併により誕生する松阪市では、「将来像実現のための基本的な考え方」で示した4つの方向を基本にさまざまな施策・事業を進めます。その際、行政活動の方向には、新市の市民すべてが等しく受ける基本的な都市的サービスの供給と、多様で個性豊かな地域特性などに基づいた特色ある振興整備の二つの方向が存在します。

新市ではこのような考え方を背景に、基本的な都市的サービスについては全市的なネットワークを構築し、すべての市民が等しく享受できるよう努めます。一方、地域の個性や資源などを生かした特色ある地域づくりについては、適切なゾーンを設定して、今後の社会のあり方を前提に開発等を管理・抑制しつつ、住民生活や地域社会の持続可能性を追求するという計画的な土地利用と地域別整備を進めていきます。

(1) 人・暮らしゾーン（市街地住居ゾーン）

新しい松阪市において人口や行政・経済・商業等の業務機能の集積が進み、域内や域外からの*アクセス性の高いこのゾーンでは、基本的な都市的機能の**コンパクトな集積を進め、ネットワークを活用した新市全域への供給に努めていきます。また、他のゾーンとの連携や役割分担に配慮しつつ、域外との交流と連携にも努め、新しい価値の創造を図ります。

このゾーンの基本的な方向としては、「人と人とのふれあい」を重視し、市民が快適で健やかに暮らすことのできる地域づくりを目指します。

(2) 農・いとなみゾーン（農業・農園ゾーン）

新しい松阪市において田園の豊かな環境や伝統文化が息づき、農林業などの生産基盤や体制の整備が進められているこのゾーンでは、地産地消をはじめ地域の特性に応じた農林業の振興に努めていきます。また、地域の特色ある振興整備では、自然や歴史・文化などの地域資源の保存・整備・活用とともに地域産業の振興に努め、他のゾーンや域外との交流と連携を通じて新しい価値の創造を図ります。

なお、基本的な都市的サービスについては、必要な供給体制や既存施設を含めた基盤の整備、サービスの各種ネットワークにより、地域住民にとって効果的な提供に努めていきます。

このゾーンの基本的な方向としては、「人と食材とのふれあい」を重視し、自然の恵みを生かしながら、農林業の活性化を図る地域づくりを目指します。

(3) 緑と水・やすらぎゾーン（自然共生ゾーン）

新しい松阪市においてすべての生活環境の基礎である緑と水の豊かな環境を有するこのゾーンでは、水源涵養、国土保全などの観点から防災面や環境面に配慮した森林の保護・整備による林業の振興に努めます。また、河川や海浜などの保全・整備では、快適な環境や防災面に配慮するとともに、海浜レジャーや水産業などの地場産業の振興に努め

ます。また、地域の特色ある振興整備では、歴史・文化などの地域資源はもとより、森林や河川、海浜などの自然環境や特産品の保存・整備・活用による振興に努め、他のゾーンや域外との交流と連携を通じて新しい価値の創造を図ります。

なお、基本的な都市的サービスについては、農・いとなみゾーン同様に、必要な供給体制や既存施設を含めた基盤の整備、サービスの各種ネットワークにより、地域住民にとって効果的な提供に努めていきます。

このゾーンの基本的な方向としては、「人と緑と水のふれあい」を重視し、森林や水辺を保全しながら、緑と水のやすらぎのある空間の中で雇用と福祉が調和した地域づくりを目指します。

(4) ネットワークづくり

5 市町の合併により誕生する松阪市では、この新市建設計画の基本的な*コンセプトに基づき、さまざまなネットワークを構築することにより、新市や市民、地域社会の一体性と自立を高め、新市全体の安定と発展に取り組んでいきます。

ネットワークづくりの基本コンセプト

新しい松阪市では、基本的な都市的サービスが等しく享受できる身の丈にあったコンパクトなまちづくりを進め、市民自治が発揮される地方政府として、新市の持続可能な発展を目指します。

このコンセプトをもとに新市では、さまざまな施策や事業などを組み合わせたネットワークづくりを進めます。

まず、市民生活にとって、必要かつ基本的な都市的サービスの供給については、基本的な都市的機能を一定程度*コンパクトに集積するとともに、水平的かつ重層的なネットワークを構築し地域の拠点を通じて全市域に、「いつでも、どこでも、だれもが」基本的な都市的サービスを等しく享受できることを目指します。

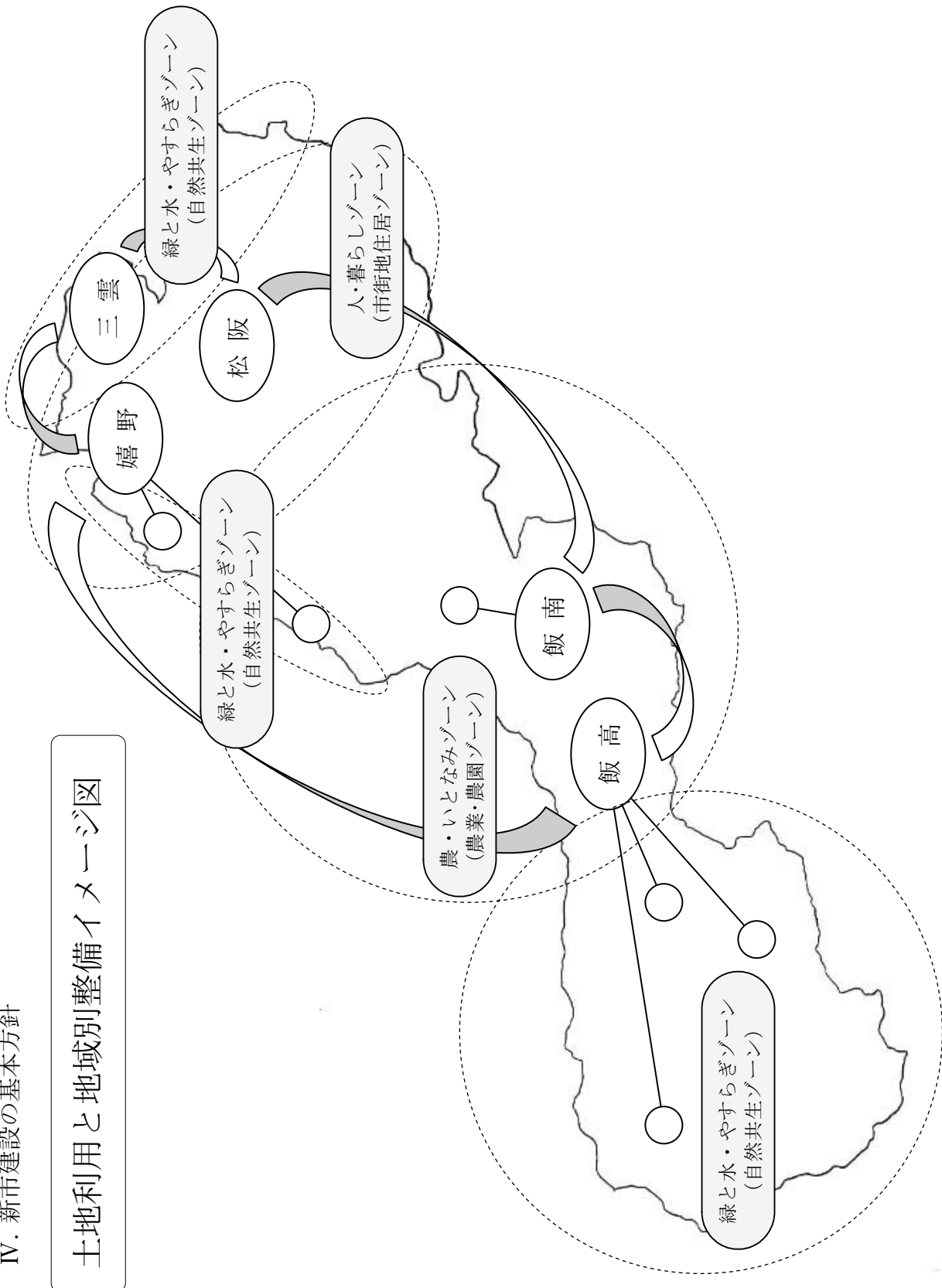
また、地域の誇りや伝統・文化、自然環境などを守り、地域の*アイデンティティを高めるためのネットワークや人々や地域の交流と連携を目指したネットワーク、地域産業の育成や振興のためのネットワークなどさまざまなネットワークの有機的連携により新しい価値の創造に努めます。

以下に想定されるネットワークを例示します。

◇行政サービスネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口サービスネットワーク など
◇交通通信網ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・交通体系ネットワーク ・通信網ネットワーク など
◇やすらぎネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉ネットワーク ・ボランティアネットワーク ・安全な地域づくりネットワーク ・アメニティのネットワーク など
◇ふれあいネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習ネットワーク ・都市と農山村交流ネットワーク ・文化スポーツ情報ネットワーク ・水と緑のネットワーク など
◇産業創造ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・異業種交流ネットワーク ・新産業創造起業支援ネットワーク など
◇広域観光ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・街道ネットワーク ・観光情報ネットワーク など

IV. 新市建設の基本方針

土地利用と地域別整備イメージ図



4. 新しい都市（まち）創生プロジェクト

新市建設計画における社会的潮流や地域特性など今日的課題から、新しい松阪市として特に取り組むべき少子高齢化、大規模災害、廃棄物、地域活性化の4つの課題について、「新しい都市（まち）創生プロジェクト」として重点的な取り組みを進めます。

(1) 少子高齢化対策プロジェクト

今日の経済的な繁栄は、私たちの願望であった長寿を享受できる社会を実現しつつあります。しかし、急速な少子高齢化の進行は、人口構造のバランスを崩し、社会や経済に深刻な影響を与えることが懸念されています。

今後、市民一人ひとりが生涯にわたって真に幸福を享受できる社会を築きあげていくためには、社会のシステムが少子高齢社会にふさわしいものとなるよう行政、地域社会、企業、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていく必要があります。

そのため、新しい松阪市では、市民や地域社会をはじめとして国や県、各種団体、企業などとともに少子高齢化対策に取り組んでいきます。

① 少子化対策

新しい松阪市では、少子化対策として、地域を含めた社会全体で子育てを支える気運を醸成するよう子育て支援のための取り組みを推進します。そのため、「子どもが健やかに生まれ育つ家庭環境や生活環境の整備」、「地域社会あげての子育ての推進」、「子どもの伸びやかなところとからだの育成」を基本的な方針として取り組みを進めます。

主 な 方 針	新市建設計画等での主な取り組み
子どもが健やかに生まれ育つ家庭環境や生活環境の整備	男女共同参画推進の啓発
	長時間保育、延長保育の充実
	子育て支援センター・子育て相談体制の充実
	放課後児童対策施設の整備等
	各種健(検)診の充実、乳幼児医療の助成等
	スクールカウンセラーの充実
	各種助成制度の充実等
	地区公園や広場等の整備
地域社会あげての子育ての推進	小中学校のバリアフリー化の促進
	保育士等人材の確保
	教職員研修の充実
	子育てボランティアの養成
	地域活動団体の育成支援等
子どもの伸びやかなところとからだの育成	まちの安全対策
	情報、国際、環境教育の充実等
	地域スポーツクラブ等の活動支援
	地域や世代間での交流の充実や体験活動の推進
	ボランティア意識の醸成

② 高齢化対策

新しい松阪市では、高齢化対策として、市民が生涯にわたって健やかで充実した生活

を営むことができ、社会を構成する重要な一員として尊重される社会づくりに取り組みます。そのため、「高齢者の豊かな生活実現のための就業及び所得対策」、「高齢者の健全でやすらぎのある生活実現のための健康及び福祉対策」、「高齢者が生きがいを持って生活を営むための学習及び社会参加対策」、「高齢者が自立した日常生活を営むための生活環境対策」などを基本的な方針として取り組みを進めます。

主 な 方 針	新市建設計画等での主な取り組み
高齢者の豊かな生活実現のための就業及び所得対策	雇用促進の支援
	シルバー人材センターの支援等
	年金制度の充実に向けた取り組み
	生活保護制度等
高齢者の健全でやすらぎのある生活実現のための健康及び福祉対策	高齢者福祉施設等整備事業
	保健・医療・福祉総合センターの整備
	市民病院の充実、ホスピス建設の検討、地域診療所の整備
	各種健（検）診の充実
	健康日本21新市計画の策定
国民健康保険・介護保険制度等の充実	
高齢者が生きがいを持って生活を営むための学習及び社会参加対策	生涯学習施設の整備
	学習プログラムの開発等
	サテライト型デイサービスの実施
	シルバー人材センターの支援
	地域活動やボランティア活動への参加促進
高齢者が自立した日常生活を営むための生活環境対策	市営住宅の耐震、バリアフリー化
	公共施設等バリアフリー事業
	交通安全施設等整備事業
	生活交通確保対策事業
	防犯施設整備事業

(2) 大規模災害対策プロジェクト

東海地震や東南海地震などの大規模災害の発生が予測されるなか、大規模な自然災害に対しては、これを完全に防止することは不可能であろうとの認識に立った対応が求められています。このため、災害の発生やそれに伴う被害の発生を可能なかぎり未然に防止する「防災対策」の強化とともに、災害により生じる被害を最小化する「減災対策」に取り組む必要があります。

新しい松阪市では、総合的な防災対策と減災対策、災害への危機管理体制の充実を市民やコミュニティ、国や県、企業などの関係機関と連携した取り組みに努めます。

① 総合的な防災対策と減災対策

新しい松阪市では、市民の生命・財産や都市基盤などを大規模災害から守るため、情報連絡体制や避難・救援・救護体制の整備とともに地域の防災拠点や防災公園等の整備、海から山までの一体的な治山・治水、急傾斜地や海岸の整備などハード・ソフト両面にわたる総合的な防災対策と減災対策に取り組めます。

主 な 方 針	新市建設計画等での主な取り組み
防災対策	消防・防災施設等の整備
	防災無線等の整備充実
	浸水対策事業の推進
	地域防災計画の策定
減災対策	地域特性や自然条件に配慮した土地利用や地域開発の誘導
	防災情報ネットワークの構築
	市営住宅の耐震化
	学校施設の耐震化
	橋梁の耐震補強

② 大規模災害への危機管理体制の充実

新しい松阪市では、起こりうる災害形態を想定し、被害の最小化に向けた道路や水道、電気などライフラインの整備とともに、危機管理のための基盤整備や行政機関などの危機管理能力の向上などに関係機関と連携した取り組みを進めます。

主 な 方 針	新市建設計画等での主な取り組み
危機管理のための基盤整備	防災情報ネットワークの構築
	地域防災計画の策定
	上水道施設の整備
	港湾の整備促進
危機管理能力の向上	地域防災計画の策定

(3) 廃棄物対策プロジェクト

20世紀型の大量生産、大量消費、大量廃棄の経済活動や生産様式などの結果、ごみをはじめとする廃棄物は、質・量ともに多様化し増大しています。今後は、生産、流通、消費等のあらゆる場面において、排出された廃棄物の適正な処理（結果対策）を行なっていくとともに、循環型社会を目指した廃棄物の排出抑制や発生抑制（原因対策）に取り組む必要があります。

そのため、新しい松阪市では、市民や地域社会をはじめ事業者、行政が一体となった廃棄物対策に取り組めます。

① 廃棄物の適正処理を目指した結果対策

新しい松阪市では、生産、流通、消費の過程を経た結果発生した廃棄物に対して、収集、処理の各段階において適正な処理が可能な方策に取り組んでいきます。さらに、廃棄物処理能力の拡充を目指し、ごみ処理施設の建設や既存最終処分場の延命化、次期最終処分場の確保などに取り組めます。

また、環境破壊や環境美化への対応として、ごみの不法投棄への対策に取り組めます。

主 な 方 針	新市建設計画等での主な取り組み
安全で適正なごみ処理	分別収集によるごみの適正処理
	不法投棄対策
廃棄物処理能力の拡充	ごみ焼却処理施設の整備
	ごみ最終処分場の検討

② 循環型社会を目指した廃棄物の原因対策

新しい松阪市では、循環型社会の構築を目指して、廃棄物の生産、流通、消費の各過程の原因に遡った対策に取り組んでいきます。そのため、廃棄物等の排出・発生抑制、再使用、原材料としての利用などを市民や地域社会をはじめ事業者、行政が一体となった取り組みを進めます。

主 な 方 針	新市建設計画等での主な取り組み
廃棄物等の排出・発生抑制	分別排出
	ごみの減量化
廃棄物の再使用・再生利用	省資源化の推進
	リサイクルの推進

(4) 地域活性化対策プロジェクト

収縮する人口・経済・財政のなか、新しい松阪市の全ての地域において、従来のようなフルセットでの都市基盤などの整備は困難になってきています。今後は、これまで蓄積してきた都市基盤などを活用したコンパクトなまちづくりを進めるとともに、もう一方で、新市の多様な個性や資源などを生かした特色あるまちづくりに取り組む必要があります。

このため、新市の中心市街地などにおいては、都市計画事業などにより都市的機能の再生や形成などに取り組めます。また、行政サービスの提供拠点である地域振興局を中心とした地区においては、地域振興の拠点としての基盤整備などに取り組んでいきます。そして、過疎化が進む地域においては、生活環境の整備や自然・歴史・文化資源の保存整備とともにコミュニティの維持などに取り組んでいきます。

① 中心市街地の再生と新市街地の形成

新しい松阪市では、都市基盤などの整備にあたっては都市計画などにに基づき、中心市街地の再生や新市街地の形成などコンパクトなまちづくりを進め、ハード・ソフト両面にわたる都市的機能の充実に努めます。

なお、基本的な都市的機能については、各種のネットワークなどを活用し全ての市民が享受できるよう取り組めます。

主 な 方 針	新市建設計画等での主な取り組み
中心市街地の再生	交通結節点の整備
	歴史的街並みの整備
	商業活性化の支援
新市街地の形成	都市計画マスタープランの策定
	都市計画道路の改良

② 地域拠点の振興整備

新しい松阪市では、地域拠点の振興整備にあたっては、地域拠点施設等の整備とともに特色ある地域振興に取り組めます。このため、地域振興の拠点となる地域振興局の整備とともに各種拠点施設や交通・産業環境の整備、各種ネットワークなどにより、保健・医療・福祉、環境、文化、産業、観光などの充実に取り組めます。

主 な 方 針	新市建設計画等での主な取り組み
地域拠点施設等の整備	旧庁舎の改修整備（地域振興局）
	地域診療所の整備
	地域図書館の整備
	歴史文化交流拠点施設等の整備
	観光交流拠点施設等の整備
特色ある地域振興の整備	自然エネルギー活用施設の整備 （風力発電・バイオマスガス化発電など）
	ほ場・茶園等の整備
	林道・作業道の整備

③ 過疎化への対策

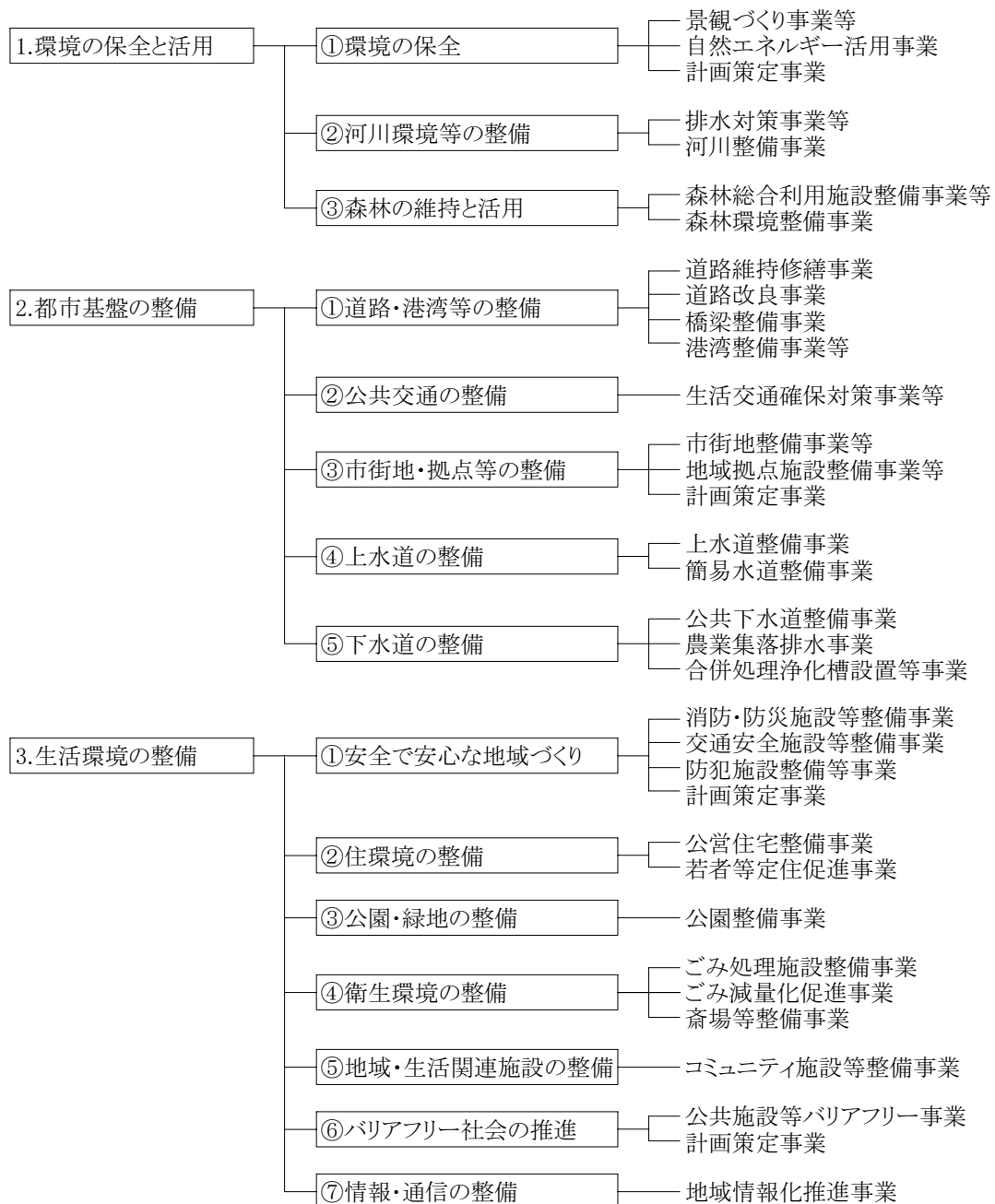
新しい松阪市では、過疎化への対応にあたっては、地域社会やコミュニティの維持と再生を目指した生活環境の整備、保健・医療・福祉の総合的展開、雇用・産業の振興、自然・歴史・文化資源を生かした振興整備に取り組みます。

主 な 方 針	新市建設計画等での主な取り組み
生活環境の整備	コミュニティ施設、地域集会所の整備
	若者定住促進住宅等の整備
	サテライト型デイサービスの実施
保健・医療・福祉の総合的展開	保健・医療・福祉ネットワーク
	遠隔地医療システムの構築
	地域診療所の整備
	特別養護老人ホーム施設の建設支援
	ケアハウス施設の整備
	グループホームの整備
	サテライト型デイサービスの実施
	知的障害者更正施設の整備
雇用・産業の振興	地元資源を活用した産業の振興
	工場の誘致
	観光、福祉等による雇用の場の創出
自然・歴史・文化資源を生かした振興整備	自然・歴史・文化を活用した交流と連携による地域振興
	文化財等の保存・活用

V 新市の施策

「新市の将来像」を実現するため、「将来像実現のための基本的な考え方」に基づいて 9 つの政策の体系ごとに施策・事業を展開し、総合的かつ計画的な整備を進めます。

新市の施策体系図





1. 環境の保全と活用

【基本方向】

21世紀の地域社会では、地球規模での環境問題とともに、急激な都市化の進展に伴う身近な環境問題への対応が求められています。海から山まで広大な市域を有する新しい松阪市では、上流から下流までを一体的に捉えた河川環境の整備や海岸の整備、森林の維持と活用などを通じて、環境の保全と活用の取り組みを進める必要があります。そのため、市民・団体・企業・行政などが協働して、自然環境や景観の保全・活用を進めるとともに、社会全体が環境に配慮したライフスタイルへの転換を進め、人と自然が共生し、環境に負荷の少ない持続可能な循環型社会を築いていきます。

【施策の方針】

(1) 環境の保全

環境の保全にあたっては環境基本条例や景観条例により、自然環境の保全や美しい景観づくりなどを進めます。今後、環境基本計画の策定をはじめ公害問題や地球環境問題への取り組みとともに、各種環境問題への啓発活動に取り組み、快適な生活空間としての都市環境や生活環境の保全を目指します。

(2) 河川環境等の整備

河川環境等の整備にあたっては、河川や海岸が市民にとって安全であるとともに、やすらぎと憩いのある親水空間であることに着目した保全と整備に努めます。このことから河川整備においては、排水対策事業や河川整備事業などにより安全面や生態系に配慮するとともに、水環境の保全に配慮した整備に努めます。また、海岸部の整備においても安全面や景観面などに配慮するとともに、やすらぎと憩いのある親水空間として保全・整備に努めます。

(3) 森林の維持と活用

森林の維持と活用にあたっては、森林が持つ水源涵養や国土保全などの公益的機能に着目した保全・整備に努めます。このため、森林総合利用施設整備事業や森林環境整備事業などにより、里山の保全や治山・治水、森林の景観保全、環境学習の場の確保などに努めます。

【主要事業】

施策名	主要事業	事業概要
① 環境の保全	景観づくり事業等	道路周辺等の景観整備 市民等の景観づくりの支援
	自然エネルギー活用事業	自然エネルギー活用施設の整備 (風力発電・バイオマスガス化発電など)
	計画策定事業	環境基本計画の策定
② 河川環境等の整備	排水対策事業等	準用河川の整備 (護岸・排水機等の整備) 排水路の整備
	河川整備事業	河川の整備(維持修繕、改良等)

施策名	主要事業	事業概要
③ 森林の維持と活用	森林総合利用施設整備事業等	森林利用施設(遊歩道等)の整備
	森林環境整備事業	森林の現況調査
		森林施業の実施(間伐、広葉樹の植栽等)
		歩道の整備、作業道の開設
		里山の保全

2. 都市基盤の整備

【基本方向】

都市基盤の整備においては、今後の収縮する人口・経済・財政等のなかにあつて、新しい松阪市の持続可能な発展を目指した整備が求められています。そのため、道路・港湾などの都市基盤の整備により地域の発展や交流と連携を促していきます。また、市民生活の利便性の向上や医療、福祉などの基本的な都市機能を果たしていくための基盤整備にあたっては、一定程度*コンパクトな集積を図るとともに、地域の拠点と交通・情報通信網などを活用したネットワークにより、基本的な都市的サービスを市民が等しく享受できる都市基盤の整備を進めます。

【施策の方針】

(1) 道路・港湾等の整備

道路・港湾などは、地域の産業の活性化、物流の促進に必要であるばかりでなく、都市間や地域間の交流と連携を促し、住民生活の利便性や安全性にとっても必要な都市基盤です。新しい松阪市では、道路改良事業、橋梁整備事業などにより、各国道や主要地方道路、都市計画道路などの幹線道路や生活関連道路の整備促進を図るとともに適正な道路維持修繕事業に努めます。また、港湾の整備促進にあたっては、中部国際空港への海上アクセス事業計画への取り組みや港湾整備事業等により物流や人流の活性化、地震等の防災面や自然環境・景観などの環境面に配慮した基盤整備を進めます。

(2) 公共交通の整備

鉄道・バスなどの公共交通機関の整備促進にあたっては、各事業者とともに市民の利便性の向上や生活路線の確保に努めます。また、広大な市域を有する新しい松阪市では、今後進行する少子高齢社会や公共交通の空白・不便地域などに対応するため、多様なニーズに応じた生活交通確保対策事業・NPO移送サービス、スクールバスや*コミュニティバスの充実・検討により、病院・教育機関・公共施設等への利便性の向上に努めます。さらに、駅などの*バリアフリー化や*ユニバーサルデザインによる整備を進め、高齢者や障害者をはじめすべての人が安心して利用できるための整備を促進します。

(3) 市街地・拠点等の整備

新しい松阪市が誕生するこれからの社会では、収縮する人口・経済・財政等のなかに

あって、すべての地域で従来のような*フルセットの都市基盤整備が困難になってきています。そのため、現在の松阪市の中心市街地や中川駅周辺地区においては、市街地整備事業などにより一定程度の都市基盤の集積に努め、歴史・文化や自然環境と共存した都市的魅力を備えた居住・業務・商業環境の整備を目指します。また、地域の拠点地区においては、新たな地域自治や都市内分権の仕組みとあわせ、地域拠点施設整備事業等により、拠点施設や周辺環境、交通環境の整備、既存施設の有効活用、都市機能のネットワーク化などにより拠点機能の充実を図ります。

(4) 上水道の整備

安全で良質な水の安定供給を図るため、配水管の敷設や老朽管の更新事業など上水道整備事業を進めます。また、簡易水道については、長期的・緊急的な観点に立った水資源確保のため、統合整備など簡易水道整備事業を推進します。なお、水道事業の合理的・効率的な事業経営に取り組み、公営企業として健全な運営に努めます。

(5) 下水道の整備

下水道の整備にあたっては、公共下水道整備事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業などにより、公衆衛生の向上や快適な生活環境の確立、災害防止、生活排水対策に取り組みます。なお、今後の下水道の整備にあたっては、下水道事業の推進体制の充実や積極的な普及啓発など計画的かつ効率的で効果的な事業の推進に努めます。

【主要事業】

施策名	主要事業	事業概要
① 道路・港湾等の整備	道路維持修繕事業	市道の維持修繕 法定外公共物(赤道等)の整備
	道路改良事業	都市計画道路・市道の改良
	橋梁整備事業	橋梁の整備、耐震補強
	港湾整備事業	港湾の整備促進 海上アクセスターミナル等の整備
② 公共交通の整備	生活交通確保対策事業等	路線バスの経路確保
		コミュニティバス運行の検討
③ 市街地・拠点等の整備	市街地整備事業等	交通結節点の整備 歴史的街並みの整備
	地域拠点施設整備事業等	旧庁舎の改修整備 コミュニティ施設の整備
	計画策定事業	都市計画マスタープランの策定
④ 上水道の整備	上水道整備事業	上水道施設の整備・更新 遠隔管理システムの導入
	簡易水道整備事業	簡易水道施設の統合整備
⑤ 下水道の整備	公共下水道整備事業	公共下水道の整備
		処理場周辺の整備
	農業集落排水事業	農業集落排水施設の整備
	合併処理浄化槽設置等事業	合併処理浄化槽の設置 合併処理浄化槽の設置助成

3. 生活環境の整備

【基本方向】

市民生活の基盤となる生活環境の整備にあたっては、地域の特性にあった整備に努めるとともに、基本的な都市的サービスをすべての市民が等しく享受できるように、地域拠点と各種ネットワークなどを活用した取り組みに努め、安全で安心、そして、便利で快適に暮らせる魅力あるまちづくりを進めます。

【施策の方針】

(1) 安全で安心な地域づくり

市民生活の安全・安心の向上のため、地域防災計画や防災情報ネットワークなど消防・防災機能の充実・強化に取り組むとともに、消防・防災施設等整備事業などにより、大規模災害をはじめ治山・治水、砂防、急傾斜地や海岸の整備など災害に強いまちづくりを進めます。

また、交通安全とともに防犯や消費生活の安全・安心を図るため、効果的な啓発を進めながら交通安全施設等整備事業や防犯施設等整備事業などに取り組みます。

(2) 住環境の整備

魅力ある住環境の整備にあたっては、都市や田園の地域特性を生かすとともに自然や歴史・文化などの景観に配慮した、だれもが安全安心に生活ができる快適な住まいづくりを目指します。

また、公営住宅の整備にあたっては、多様化する生活様式や高齢社会に対応した居住環境を整備するため、公営住宅整備事業等により再生や改善整備などに取り組みます。

さらに、過疎地域における若者等の定住対策では、地元産材などを活用した若者等定住促進事業などにより良好な住宅ストックの充実に努めます。

(3) 公園・緑地の整備

公園・緑地の整備にあたっては、市民の利用形態に配慮し、市民みんなが身近に利用できる整備に努めます。このため、都市公園や広場、市街地での緑地、自然を生かした公園など地域の特性を生かした公園整備に取り組みます。

(4) 衛生環境の整備

衛生環境の整備にあたっては、廃棄物対策やし尿処理などに取り組みます。

廃棄物対策では、多様化、増大するごみの処理に対応するため、処理施設の整備拡充に努めます。また、分別排出・収集やリサイクルなどによるごみの減量化とともに、不法投棄の防止など環境美化意識の高揚に取り組みます。

し尿処理については、衛生的な環境づくりに努めるとともに、処理施設の計画的な運営管理を進めます。また、斎場・霊園などの施設については、長期的視野に立った運営

を行っていきます。

(5) 地域・生活関連施設の整備

市民の生活の場である地域社会において、*コミュニティ活動など市民活動の促進を図るため、コミュニティ施設など地域・生活関連施設の整備により、利便性が高く、安全で快適に市民がふれあえる場などの確保に努めます。

(6) バリアフリー社会の推進

市民のだれもが自由に活動し安全で快適な生活を送ることができる公共施設等の*バリアフリー化など、ハード・ソフト両面にわたる*ユニバーサルデザインやバリアフリーのまちづくりに取り組み、市民の日常生活環境の向上に努めます。

(7) 情報・通信の整備

新しい松阪市の地域社会においてもケーブルテレビやインターネットの普及など高度情報社会が急速に進むなか、地域情報化推進事業などに取り組み、行政情報をはじめ医療、福祉、教育、文化、*コミュニティ、防災など市民生活に関わる分野での情報化の推進に努めます。

また、人材育成や普及・啓発活動に取り組むとともに、電子自治体の構築など新市の情報・通信の整備に努めます。

【主要事業】

施策名	主要事業	事業概要
① 安全で安心な地域づくり	消防・防災施設等整備事業	消防署・防火水槽の整備、消防関係備品の購入
		防災無線等の整備拡充
		防災情報ネットワークの構築
		浸水対策事業の推進
交通安全施設等整備事業	交通安全施設等整備事業	踏切の改良
		歩道の整備
		交通安全施設(ガードレール、カーブミラー等)の整備
防犯施設整備事業	防犯施設整備事業	防犯灯等の設置支援
		計画策定事業
② 住環境の整備	公営住宅整備事業	市営住宅の建設、建替え 市営住宅の耐震、バリアフリー化
	若者等定住促進事業	若者定住促進住宅等の整備
③ 公園・緑地の整備	公園整備事業	総合運動公園の整備 地区公園・広場、ポケットパークの整備
④ 衛生環境の整備	ごみ処理施設整備事業	ごみ焼却処理施設の整備 ごみ最終処分場の検討
	ごみ減量化促進事業	省資源、リサイクルの推進
	斎場等整備事業	火葬場及び周辺環境の整備
⑤ 地域・生活関連施設の整備	コミュニティ施設等整備事業	コミュニティ施設の整備(再掲) 地域集会所の整備支援
⑥ バリアフリー社会の推進	公共施設等バリアフリー事業	駅構内のバリアフリー化の促進
		市民文化施設等のバリアフリー化の促進
		小中学校のバリアフリー化の促進
計画策定事業	バリアフリー計画の策定	

施策名	主要事業	事業概要
⑦ 情報・通信の整備	地域情報化推進事業	情報・通信施設の整備
		ケーブルテレビ・インターネットの普及促進
		IT講習会の開催等

4. 保健・医療・福祉の充実

【基本方向】

少子高齢社会の急速な進行とともに、核家族化や女性の社会進出など社会の環境変化により、保健・医療・福祉に対する住民ニーズも多様化・高度化してきています。こうしたなか、地域住民が住みなれた地域のなかで、安心して生き生きと暮らせるまちづくりが求められています。このため、施設の整備・拡充にあたっては、*ユニバーサルデザインや*バリアフリーに配慮するとともに、過疎地域など高齢化の進行する地域への対応にも努めます。このようなことから、保健・医療・福祉の基本的なサービスにおいては、中核的施設の整備と地域の拠点や各種のネットワークを活用した総合的な展開を図り、「いつでも、どこでも、だれでも」保健・医療・福祉のサービスを楽しみ、安心して生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

【施策の方針】

(1) 保健・医療の推進

市民が健康で安心した生活をおくることができるよう疾病の早期発見や予防のための健康づくり活動や各種健(検)診の充実に努めるとともに、健康管理意識の向上を図るため、学習・相談・指導体制の整備を進めます。また、保健・医療施設等整備事業をはじめ、医療関係機関との連携や地域に密着した医療サービスの提供や遠隔地医療システムの構築などに取り組み、保健・医療サービスの推進に努めます。

(2) 高齢者福祉の推進

高齢社会が急速に進むなか、高齢者が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、生活支援サービスや福祉サービスの充実に努めるとともに、高齢者福祉施設等整備事業などに取り組みます。

また、高齢者の社会参加にあたっては、地域間や世代間の交流、地域活動やボランティア活動への参加を促進するとともに、シルバー人材センターなどを活用した高齢者の知識や経験を生かした就労への情報提供など、高齢者が地域社会のなかで健康で生きがいを持って暮らすことができるよう努めます。

(3) 障害者福祉の推進

障害者福祉の推進にあたっては、*ノーマライゼーションの理念に基づいたハード・ソフト両面の取り組みを進めるため、障害者福祉施設等整備事業をはじめとして、さま

ざまな支援制度や施設整備など障害者が地域社会のなかで自立し、生きがいを持った生活を送ることができるよう努めます。

また同時に、障害者及び介護にあたる家族の交流促進や支援、相談、指導体制などの充実に努めます。

(4) 児童・家庭福祉の推進

少子化社会が急速に進むなか、児童福祉施設等整備事業をはじめとして、子育て支援のハード・ソフト両面にわたる取り組みを進め、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。

また、母子・父子家庭の福祉については、各種の助成制度や相談体制など支援の充実に努めます。

(5) 地域福祉の推進

少子高齢社会や都市化が進むなか、市民自身による地域での福祉活動など福祉のまちづくりが求められています。このため、広報・啓発活動による福祉意識の高揚とともに、市民やボランティアをはじめ各種団体等の参加と連携の促進や支援に取り組みます。さらに、地域福祉施設等整備事業などにより活動拠点の整備をはじめ、地域福祉推進の環境整備に努めます。

(6) 社会保障の充実

社会保障制度は市民の健康で文化的な生活を保障しています。今後も国民健康保険、介護保険、老人保健などの制度の充実と健全な運営に取り組みます。また、所得保障制度としての国民年金や生活保護制度の充実に向け関係機関に働きかけていきます。

【主要事業】

施策名	主要事業	事業概要
① 保健・医療の推進	保健・医療施設等整備事業	市民病院の充実
		ホスピス建設の検討 地域診療所の整備
	健康づくり事業	各種健(検)診の充実、学習・相談・指導体制の整備
	計画策定事業	健康日本21新市計画の策定
② 高齢者福祉の推進	高齢者福祉施設等整備事業	特別養護老人ホーム施設の建設支援
		高齢者交流施設の整備
		ケアハウス施設の整備
		グループホームの整備
	生きがい活動支援事業	サテライト型デイサービスの実施
	社会参加促進事業	シルバー人材センターの支援
計画策定事業	高齢者保健福祉計画の策定	
	介護保険事業計画の策定	
③ 障害者福祉の推進	障害者福祉施設等整備事業	知的障害者更正施設の整備
		生活ホームの整備
	障害者生活支援事業	相談体制の充実
計画策定事業	障害者福祉計画の策定	
④ 児童・家庭福祉の推進	児童福祉施設等整備事業	保育園舎の整備
		保育園舎建設の補助

施策名	主要事業	事業概要
④ 児童・家庭福祉の推進	子育て支援事業	放課後児童対策施設の整備等
		長時間保育、延長保育の充実
		子育て支援センター・子育て相談体制の充実
	子育てボランティアの養成	
計画策定事業	次世代育成支援のための行動計画	
⑤ 地域福祉の推進	地域福祉施設等整備事業	保健・医療・福祉総合センターの整備
	地域福祉支援事業	地域ボランティアとの連携支援
	計画策定事業	地域福祉計画の策定
⑥ 社会保障の充実	社会保障充実事業	社会保障の充実 (国民健康保険、介護保険、生活保護制度等)

5. 人権の尊重と教育・文化の充実

【基本方向】

人権の尊重では、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の構築を目指して、人権教育や啓発活動などをはじめ総合的な取り組みを進めます。

教育の充実では、市民一人ひとりが生涯にわたり学習やスポーツに親しめる環境の整備に努めるとともに、次代を担う児童・生徒、青少年の健全な育成などを図るため、家庭、地域、学校の連携・強化に努めるとともに、学校施設をはじめとした教育環境の整備・充実を図ります。

文化の充実では、地域の歴史や伝統に根ざした市民文化の振興と創造を図っていきます。

新しい松阪市では、このような取り組みにより人権が尊重され、教育・文化が充実したまちづくりを進めます。

【施策の方針】

(1) 人権の尊重

同和問題をはじめ、高齢者、障害者、女性、子ども、外国人などに対するさまざまな人権侵害が今なお存在しています。すべての市民が個人として尊重され、自由、平等に平和な生活をおくることができる人権尊重の社会を目指します。

このため、人権尊重の社会に向け、人権条例の制定や人権センターの設置など総合的な取り組みに努めるとともに、関係機関等と連携を図りながら人権教育や啓発活動に努め、市民一人ひとりが正しい理解と認識を深める取り組みを進めます。

(2) 生涯学習の推進

市民の自主的で主体的な生涯学習活動を促進するため、生涯学習施設等整備事業により生涯学習センターや図書館、公民館など生涯学習施設の整備・充実に努めます。

また、関係機関などとの連携により、市民ニーズに対応した多様な学習機会の提供に取り組みます。

(3) 学校教育等の充実

次代を担う幼児・児童・生徒の学校教育などの充実を目指し、幼稚園等施設整備事業や学校施設等環境整備事業などにより、学校等の施設の整備、学校規模の適正化、学校給食の充実など教育環境の向上に取り組みます。

また、少子化が進む中、中高一貫教育をはじめ地域に根ざした特色ある教育の推進に取り組みます。

さらに、青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを目指し、家庭、地域、学校と連携した健全育成活動や環境整備に取り組みます。

(4) 市民文化の振興

個性豊かな地域の伝統文化や文化財の保存・整備をはじめ、芸術・文化活動や団体・グループの育成・支援などとともに、歴史・文化施設等整備事業に取り組みハード、ソフト両面にわたる市民文化の振興に努めます。

さらに、地域の歴史・文化資源を活用した、歴史と文化のまちづくりの取り組みに努めます。

(5) スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーション活動への多様化する市民ニーズに対応するため、市民が地域社会のなかで、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備や地域クラブ・団体等の育成・支援、スポーツボランティア等の育成など、スポーツ・レクリエーションの普及と振興に取り組みます。

そのため、スポーツ施設等整備事業などにより、スポーツ・レクリエーション施設の整備や施設情報のネットワーク化を促すとともに、スポーツ・レクリエーション活動やイベントを通じた地域間交流の促進に努めます。

【主要事業】

施策名	主要事業	事業概要
① 人権の尊重	人権啓発等充実事業	人権相談・人権教育の推進
		人権センターの設置
		人権条例の制定
② 生涯学習の推進	生涯学習施設等整備事業	生涯学習施設の整備
		地域図書館の整備
	生涯学習推進事業	施設のバリアフリー化
		学習プログラムの開発
		リーダー育成等の支援
③ 学校教育等の充実	学校施設等環境整備事業	小中学校校舎・屋内外運動場・プール等の施設整備
		施設の耐震、バリアフリー化
		情報機器の整備
		スクールバスの購入
		給食センターの整備等
	幼稚園等施設整備事業	公立幼稚園舎等の整備
	教育支援充実事業	情報・国際・環境教育の充実
		スクールカウンセラーの充実
教職員研修の充実		
		中学校給食の全市拡充の検討

施策名	主要事業	事業概要
④ 市民文化の振興	歴史・文化施設等整備事業	歴史文化交流拠点施設等の整備 文化財の保存・活用
	文化活動支援事業	施設人材活用・育成ネットワークの充実 文化活動の支援
⑤ スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ施設等整備事業	地域スポーツ拠点施設等の整備
	スポーツ・レクリエーション活動支援事業	施設人材活用・育成ネットワークの充実 地域クラブ等の活動支援

6. 産業の振興

【基本方向】

新しい松阪市は、海岸部から山間部に至る多様で豊かな自然に恵まれるとともに、南三重の交通の結節点としての利便性を有しています。新市が、将来に向け持続可能な発展を続けるためには、産業や経済の振興とそのための基盤整備が必要です。このため、農林水産業、商業、工業、観光などの地域産業の振興や基盤整備に取り組むとともに、今後発展が期待される環境、情報通信、生活関連分野での産業の振興に努めます。

今後ますます激化する産業構造の変化や地域間競争などに対応した産業の振興と育成に取り組み、市民生活と地域経済の持続可能な発展を目指した元気で活力あるまちづくりを進めます。

【施策の方針】

(1) 農林水産業の振興

農業の振興にあたっては、農業生産基盤の整備や担い手の育成などに努め、地域に根ざした効率的で安定的な農業経営体の育成を図ります。

さらに、松阪牛などの特産物については*ブランドを堅持し、産地間競争に打ち勝つための高品質化や省力化を促進します。

また、地球環境問題への対応の一つとして、多面的機能に着目した環境に優しい農業を促進するとともに、ベルファーム等の拠点施設を活用した都市と農村の交流などに取り組みます。

次に、林業の振興にあたっては、生産基盤や体制の整備、担い手の育成などによる経営の安定に努めるとともに、森林組合や松阪木材コンビナートなどとの連携により木材の需要拡大に努めます。

また、森林の持つ水源涵養や大気浄化などの公益的機能に着目し、環境や防災の観点からの森林の整備に努めるなど森林の総合利用に取り組みます。

水産業の振興にあたっては、広域漁協合併や協業化、担い手の育成・確保などに努めるとともに、つくり育てる漁業に取り組み経営の安定と合理化を促進します。

また、海水浴や潮干狩りなど海浜レジャーの振興とともに、漁港、海岸等の整備にあたっては、防災面とともに景観などに配慮した環境整備に努めます。

(2) 商業の振興

商業の振興にあたっては、中心商店街の活性化に向けた、魅力ある商業活動を促進するため、経営相談等の啓発活動や商店街組織の育成支援とあわせ、中心市街地での人口・業務機能の集積や歴史・文化を生かしたまちづくりなどに取り組み、松阪駅周辺の再整備計画と連携した中心市街地の再生を目指します。さらに、中川駅周辺地区においては、居住環境の整備とともに魅力ある商業空間の創出に努め、新たな商業・業務機能の振興に努めます。

また、市街地周辺地域や地域の拠点地区、沿道商業地域などにおいては、消費者ニーズや地域生活に密着した近隣型商業や地域商業の振興に努めます。

(3) 工業の振興

産業構造の変化や情報社会の急速な進展などにより、工業をはじめ地域の産業を取り巻く社会・経済環境は大きく変動しています。このため、経営の強化や技術の高度化、情報化などへの対応が求められています。新しい松阪市では今後とも、関係機関等と連携し、中小企業をはじめとした地域の工業振興の取り組みに努めます。

また、先端技術産業や研究開発型産業、生活関連産業など新産業の集積を図るため、自然環境や都市環境などと調和した工業環境の整備に取り組み、新規工場の誘致を促進します。

(4) 観光の振興

観光の振興にあたっては、地域の自然や歴史、文化、祭り、イベントなどの保存・整備・活用に努めるとともに、特産品の振興や新しい観光資源の掘り起しなど、環境に配慮した観光資源の開発・整備に取り組みます。また、これとあわせ、各種施設の整備や観光情報のネットワーク化を進め、総合産業としての観光の振興に努めます。

(5) 雇用・勤労者対策

雇用・勤労者対策にあたっては、就労機会の拡大や労働環境の整備、勤労者福祉の充実などについて、関係機関等と連携した取り組みを進め、女性や若年者、中高年者、障害者などすべての勤労者が生きがいを持って働くことのできる、雇用環境を目指した取り組みを促進します。

【主要事業】

施策名	主要事業	事業概要
① 農林水産業の振興	農業振興整備事業	ほ場・茶園等の整備 農道の整備 農業用施設の整備等
	林業振興整備事業	林道・作業道の整備 森林施業の実施
	水産業振興整備事業	漁港の整備
	計画策定事業	農業振興地域整備計画の策定 市町村森林整備計画の策定

施策名	主要事業	事業概要
② 商業の振興	商業振興支援事業	商業活性化の支援
③ 工業の振興	工業振興支援事業	地場産業の振興等
④ 観光の振興	観光施設等整備事業	観光交流拠点施設等の整備
	観光振興支援事業	観光イベントの支援等
⑤ 雇用・勤労者対策	雇用促進支援事業	雇用促進の支援

7. 交流・連携の促進

【基本方向】

新しい松阪市は、広大な市域のなかに多様な個性を有する地域が存在します。新市では、それぞれの特徴ある歴史や文化・伝統などの個性を尊重しつつ、同時に、新市の一体感を早期に醸成する必要があります。

そのため、交通通信網や各種施設などの基盤の整備やネットワーク化により、各種の団体や分野などの交流と連携の促進に努めます。

さらに、地域社会においても広域化や*ボーダーレス化がますます進む時代にあっては、地域内の交流にとどまらず、都市間交流や国際交流などの取り組みを進め、域内と域外の交流と連携が活発なまちづくりに取り組みます。

【施策の方針】

(1) 地域の交流と連携の促進

新しい松阪市のなかを縦横に走る幹線道路網や生活道路網などにより、集落間交通の円滑化を図るとともに、情報通信網や交流施設などを活用した交流環境の基盤などの整備に努め、地域における人や団体、分野の交流と連携の促進に努めます。

また、姉妹都市交流を含め他地域との交流と連携にあたっては、行政レベルはもちろん、市民や団体、経済レベルなど幅広い総合的な交流と連携に努めます。

(2) 国際化の推進

新しい松阪市での国際化の推進にあたっては、さまざまなレベルでの国際交流活動に取り組むとともに、外国人の暮らしやすいまちづくりや国際理解の促進など地域の国際化を進めます。

このため、国際交流団体の育成・支援や青少年の国際交流活動への支援とともに、国際化推進計画の策定に取り組み、国際化推進体制の整備など環境づくりに努めます。

【主要事業】

施策名	主要事業	事業概要
① 地域の交流と連携の促進	交流イベント開催事業	交流事業の推進
		交流イベントの開催
② 国際化の推進	国際交流事業	人材育成事業の推進
		人材派遣事業の推進
		ホームステイ事業の推進
	計画策定事業	国際交流計画の策定

8. 市民の参加・参画・協働の促進

【基本方向】

新しい松阪市では、市民や市民活動団体などのまちづくりへの参加・参画・協働を図るため、情報公開や情報提供など市民と行政の情報の共有化に努めます。

また、地域・生活関連施設の整備などにより活動拠点の整備を進めるとともに、市民の参加・参画・協働を促進するための制度の充実に努め、市民活動やコミュニティ活動支援の環境整備に取り組みます。

さらに、地域や社会への女性の参加・参画を進めるため、男女共同参画社会の形成に努め、市民参加・参画・協働のまちづくりを進めます。

【施策の方針】

(1) 市民参加の推進と情報公開

市民参加の推進と情報公開にあたっては、広報・広聴活動などの充実や積極的な情報公開・情報提供に取り組み、市民と行政の情報の共有化に努め、行政活動をはじめとした公共的活動への市民の参加・参画・協働を進める取り組みに努めます。また、環境、福祉、文化などさまざまな分野のまちづくり活動への市民の参加・参画・協働が進むなか、活動拠点の整備や人材育成など住民活動支援のための環境整備に努め、地域社会における市民の自主的で主体的なコミュニティ活動の活性化と特色あるコミュニティ形成に努めます。

(2) 男女共同参画社会の形成

地域や社会のあらゆる場や分野への女性の参加・参画を進めるため、さまざまな体制づくりや人材育成、広報啓発活動など環境整備に取り組み、男女共同参画社会の形成に努めます。

【主要事業】

施策名	主要事業	事業概要
① 市民参加の推進と情報公開	情報公開推進事業	情報公開の推進
	市民活動支援事業	リーダー育成などの支援
	コミュニティ形成支援事業	コミュニティ組織形成の支援
② 男女共同参画社会の形成	男女共同参画推進啓発事業	男女共同参画推進の啓発

9. 行財政運営の効率化

【基本方向】

新しい松阪市の誕生や地方分権の進展など社会経済情勢が変化するなか、市民ニーズはますます高度化・多様化し、新たな行政需要を増大させています。このように、質・量ともに高度化・多様化した行政需要に対応していくため、NPM手法をはじめ行政経営の刷新に努

め行政運営や財政運営の効率化を進め、市民にとって利便性が高く、効率的で効果的な行政運営を進めます。

【施策の方針】

(1) 行政運営の効率化

市民ニーズや新たな行政課題など高度化・多様化する行政需要に対応するため、柔軟で機動的な行政組織機構の構築に取り組みます。このため、適正な人員配置とともに、職員の政策形成能力や創造的能力の開発に努めます。また、事務事業の推進にあたっては、評価システムなどを活用した効果的な事務事業の推進に努めるとともに、情報通信基盤など職場環境の整備や公共施設の情報ネットワーク化など電子自治体への取り組みを進め、効率的で効果的な行政運営に努めます。

なお、合併に伴い4町には地域振興局を整備するとともに、本庁機能の効率化を図るため新庁舎の検討を進め、市民にとって利便性の高い行政運営に努めます。

(2) 財政運営の効率化

政策資源としての財源確保のため、中長期の財政見通しに基づいた歳入と歳出両面での健全な財政運営に努めます。

歳入面では、適正負担・公平性確保の観点から市税の徴収率の向上など、自主財源の安定的な確保に努めます。

また、歳出面では、評価システムに基づく事業効果の評価やコスト意識の高揚、施策・事業の優先順位付けなど、限られた財源の計画的かつ重点的な配分に努め、効率的で効果的な財政運営に努めます。

【主要事業】

施策名	主要事業	事業概要
① 行政運営の効率化	庁舎建設・整備事業等	本庁舎の整備 将来的な新庁舎建設に向けた検討
	行政運営環境整備事業	行政改革大綱の策定 行政ネットワークの推進 職員研修の推進
② 財政運営の効率化	計画策定事業等	中長期財政計画の策定

VI 新市における県事業の推進

1. 三重県の役割

三重県は、新しい松阪市が目指す「市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市の実現」に向け、合併後の一体的なまちづくりや、本地域の特色を生かした魅力的なまちづくりを支援するとともに、新市と連携して県事業の効果的な推進に努めます。

2. 新市における三重県事業

三重県は、新市が取り組む「環境の保全と活用」、「都市基盤の整備」、「産業の振興」において、新市建設計画の期間内に次の主要事業に取り組みます。

(1) 環境の保全と活用

三重県は、新市が取り組む「環境の保全と活用」において「河川の整備」に取り組みます。

①河川の整備

新市では、上流から下流までを一体的に捉えた河川整備が進められますが、三重県では、新市の河川の治水機能強化を図るため河川の整備に取り組みます。

河川改修事業	二級河川三渡川（三渡橋付近）
	二級河川百々川（松阪市松ヶ島町・松崎浦町）

(2) 都市基盤の整備

三重県は、新市が取り組む「都市基盤の整備」において「道路の整備」、「港湾の整備」、「下水道の整備」に取り組みます。

①道路の整備

新市の道路ネットワークの整備を図るため、国道23号中勢バイパス、国道42号松阪多気バイパス等の整備促進を国に働きかけるとともに、下記の事業について整備を進めます。

県管理国道・県道改築事業	[重点的に整備を進める道路]
	一般国道166号（飯高町栗野～田引）
	一般国道368号（飯南町峠～仁柿峠）
	都市計画道路松阪公園大口線（松阪市本町～鎌田町）
	主要地方道松阪青山線（嬉野町小原）
	主要地方道嬉野美杉線（嬉野町矢下）
	主要地方道鳥羽松阪線（松阪市早馬瀬～豊原）
	主要地方道一志嬉野線（一志町小山～嬉野町島田）
	一般県道松阪嬉野線（松阪市田村町～藤之木町）
	一般県道嬉野津線（三雲町小野江）
一般県道佐原勢和松阪線（勢和村下出江～松阪市小片野）	

県管理国道・県道改築事業	[重点的に整備を進める道路]
	一般県道蓮峡線（飯高町森～富永）
	一般県道六軒鎌田線（松阪市大塚町）
	一般県道松阪環状線（松阪市下七見町～豊原町） （松阪市豊原町～上川）
	都市計画道路三渡櫛田橋線（松阪市久保町～春日町）
	[事業着手に努める道路]
	一般国道166号（飯高町富永～粟野）
	主要地方道鳥羽松阪線（松阪市豊原～朝田）
	一般県道松阪嬉野線（松阪市美濃田町） （嬉野町黒野）
[早期事業着手の検討を進める道路]	
一般国道368号（飯南町舟戸～勢和村朝柄）	

②港湾の整備

新市の産業、経済の振興を図るため、港湾施設の機能の充実・強化に向けた整備を進めます。

港湾整備事業	[整備を進める事業]
	津松阪港港湾改修（大口地区）
	[事業着手に努める事業]
	津松阪港小型船だまり整備（三雲地区）

③下水道の整備

新市の公衆衛生の向上や快適な生活環境の確立、河川や海域の水環境を保全するため、下水道整備を進めます。

下水道整備事業	中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）
---------	------------------

（3）産業の振興

三重県は、新市が取り組む「産業の振興」において「農山村地域の生産基盤の整備」に取り組めます。

①農山村地域の生産基盤の整備

新市の農林業の振興と活性化を図るため、生産基盤の整備と住みよい農山村づくりを進めます。

農業生産基盤の整備	広域営農団地農道整備事業（中勢2期地区） （中勢3期地区）
林業生産・森林管理の基盤整備	県営林道開設事業（波留相津線） （三峰局ヶ岳線）

VII 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備にあたっては、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の個性や市域全体のバランス、財政状況等を考慮しながら検討していきます。

また同時に、行財政上の効果や施設の有効活用、市民の利便性の向上に配慮し、市民サービスの低下を招かないよう努めます。

まず、合併に伴い地域振興局となる4町の旧役場本庁については、市民にとって身近な行政サービスの提供及び地域振興の拠点として、窓口サービスをはじめ市民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮した整備に努めます。同時に、4町の旧役場の支所・出張所については地域振興局内の機関として整備し、有効活用に努めます。

なお、5市町の合併により誕生する松阪市の新しい本庁舎建設については、市民サービスの効果や本庁機能の効率化、財政状況などを勘案して長期的展望に立った検討を行います。

また、保育所や幼稚園、小・中学校の整備などについては、将来人口の推計とともに少子対策や地域特性などを考慮して今後のあり方を検討します。さらに、ほかの公共的施設については、市民生活への影響や地域のバランス、行財政上の観点に立った検討に努めていきます。

VIII 財政計画

○前提条件

本計画における財政計画は、新市建設計画の期間の平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 カ年間について、健全な財政運営を行うため、歳入歳出それぞれに過去の実績や合併によるさまざまな効果を考慮し、普通会計ベースで策定したものです。

なお、主な前提条件は次のとおりですが、現在の社会状況では、経済成長による歳入の伸びを見込むのは難しいことから、概ね現状維持を基本に算定しています。

(歳入)

(1) 地方税

現行税制度を基本とし、住民税については将来の人口推計を、また固定資産税については近年の地価や物価推移も考慮し、算定しています。その他の税は、過去の実績等の同額程度を見込んで算定しています。

(2) 地方譲与税・各種交付金

過去の実績等を踏まえ、同額推移を見込んで算定しています。

(3) 地方交付税

普通交付税に着いては、今後予想される交付税全般の制度見直しや人口等の将来見通しを考慮しつつ、合併に係る各種の普通交付税措置を加味して算定しています。なお、交付税原資不足分についても、国の方針として平成 32 年度までに段階的に減額されるものと仮定して算定しています。

特別交付税については、合併に係る特別交付税措置を加味した上で、普通交付税との関連性を保ちつつ算定しています。

(4) 国庫支出金、県支出金

合併により建設事業に伴う補助金等の増加が見込まれる一方、今後全般的には国県補助金とも縮減が予想されることから、過去の実績等を基本にして算定しています。但し、国による合併補助金や県の合併支援交付金といった合併に係る財政支援がなされるため、それを見込んでいます。

(5) 地方債

地方債については、新市建設計画における主要事業の実施・推進のため、交付税措置において有利な合併特例債などの起債を活用して算定しています。

(歳 出)

(1) 人件費

人件費については、合併後の退職者の補充を抑制することによる職員の人件費削減と、合併に伴う特別職や議員数の減、さらに退職手当を考慮し算定しています。

(2) 扶助費

過去の実績のほか、生活保護や児童扶養手当などで人口推計などを基に増加見込額を加味して算定しています。

(3) 公債費

合併までの地方債償還見込額に、合併後の新市建設計画における主要事業の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込み額を加えて算定しています。

(4) 物件費

物件費についてはこれまでの実績に対し、事業の統合や施設の効果的活用をはかることで、一定の削減効果が得られるものとして算定しています。

(5) 補助費等

過去の実績等により、同額推移を見込んで算定しています。

(6) 繰出金

国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、ならびに下水道事業などの建設事業を伴う特別会計への繰出金は歳出に占める割合も高いことから、将来の人口推計や今後見込まれる建設事業量を加味して算定しています。

(7) 普通建設事業費

普通建設事業費については、建設事業に対し確保可能な一般財源額に留意しつつ、後年度の公債費負担による財政逼迫を起ささないよう、計画的・効果的に実施される新市建設計画の普通建設事業を見込んで算定しています。

(歳入)

(単位:百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	20,989	20,631	20,878	21,130	20,768	21,082	21,338	20,971	21,224	21,483
地方譲与税	815	815	815	815	815	815	815	815	815	815
各種交付金	3,585	3,585	3,585	3,585	3,585	3,585	3,585	3,585	3,585	3,585
地方交付税	15,967	15,553	15,151	14,750	14,725	14,443	14,362	14,289	14,196	14,067
分担金及び負担金	597	597	597	597	597	597	597	597	597	597
使用料及び手数料	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165
国庫支出金	6,883	6,885	6,887	6,629	6,631	6,633	6,631	6,629	6,627	6,625
県支出金	3,423	3,422	3,421	3,420	3,219	3,218	3,216	3,215	3,213	3,211
繰入金	633	903	903	903	903	903	903	903	903	903
地方債	5,380	5,380	5,380	5,380	5,380	4,620	4,620	4,620	4,620	4,620
諸収入・その他	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888
歳入合計	61,325	60,825	60,671	60,263	59,677	58,950	59,122	58,677	58,833	58,960

注) 各種交付金…利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金
諸収入・その他…諸収入、財産収入、寄付金

(歳出)

(単位:百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	12,631	12,799	12,525	12,539	12,579	12,198	12,043	12,355	12,471	11,948
扶助費	6,375	6,379	6,383	6,386	6,390	6,393	6,392	6,392	6,391	6,390
公債費	6,392	6,216	6,041	5,866	5,712	5,557	5,562	5,565	5,569	5,513
物件費	7,142	6,678	6,285	5,821	5,498	5,176	5,176	5,176	5,176	5,176
維持補修費	881	881	881	881	881	881	881	881	881	881
補助費等	6,636	6,636	6,636	6,636	6,636	6,636	6,636	6,636	6,636	6,636
積立金	2,493	2,493	2,493	2,493	2,493	1,693	1,693	1,693	1,693	1,693
投資及び出資金、貸付金	613	613	613	613	613	613	613	613	613	613
繰出金	5,992	6,218	6,342	6,587	6,872	7,015	7,221	7,422	7,604	7,781
普通建設事業費	12,169	11,912	12,472	12,440	12,004	12,788	12,905	11,943	11,799	12,329
歳出合計	61,325	60,825	60,671	60,263	59,677	58,950	59,122	58,677	58,833	58,960

用語解説

NPM	ニュー・パブリック・マネジメントのことで、英国などで始まった行政評価などをはじめ行政経営の新しい手法
アイデンティティ	そのものや人などがどのようなものであるかの明確的な主体性や存在意識のこと
アクセス	ある場所へ接近する手段で、接続のこと
アメニティ	快適な環境のことで、環境のよさなどを示す概念
コミュニティ	共同体、地域社会
コミュニティバス	既存のバスではカバーしきれない多様なニーズに対応する乗合バス
コンセプト	考え、概念
コンパクト	都市を表す考え方として、都市機能が無駄なくまとまっていることを表す
スケールメリット	規模の拡大につれて単位あたりの費用が低下すること
ノーマライゼーション	障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいう
バリアフリー	道路や建築物の入り口の段差などの物理的な障壁(バリア)や、高齢者、障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁(バリア)といった日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することで、全ての人にとって生活しやすい社会をつくること
パートナー	共同でものごとを進める相手のこと
フルセット	すべてが揃っていること
ブランド	商標、銘柄
ボーダーレス	境界が薄れた状態
メンテナンス	保守点検すること
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように製品・建物・環境などをデザインすること
ローカル・ミニマム	国が定めるナショナル・ミニマムに対して、地域独自で定める最低基準
補完性の原理	市民が様々な生活をおくるうえで、個人でできないことを家族が、家族でできないことを地域社会が、さらに地域社会でできないことを市町村が、市町村ができないことを県や国が補っていく考え方

「新市建設計画」

2004年（平成16年）2月

松阪地方合併協議会

〒515-0011 三重県松阪市高町138

TEL 0598-50-0519 FAX 0598-50-0626

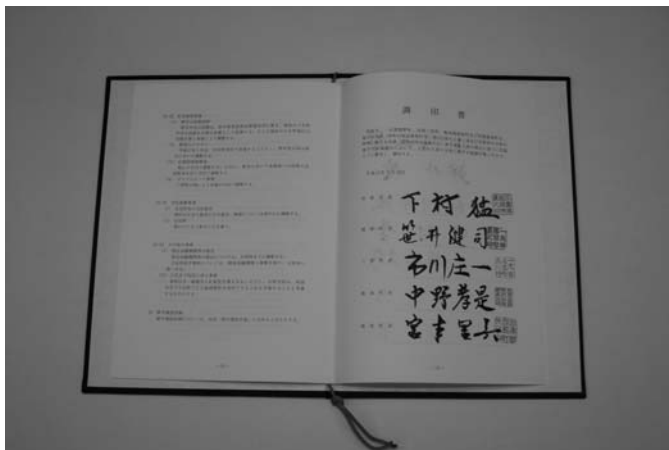
E-mail ma-gapei@mctv.ne.jp

6. 合併協定調印式

(1) 合併調印式

平成16年2月19日(木)、午後2時30分から、三重県松阪庁舎6階大会議室にて、合併協定調印式を行いました。

はじめに、松阪地方合併協議会幹事長から経過報告が行われた後、5市町の首長が、合併協定書に署名、押印し、続いて、合併協議会委員が立会人として署名を行いました。



合併協定調印式

日 時 平成16年2月19日(木) 午後2時30分～

場 所 三重県松阪庁舎 6階 大会議室

松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町
松 阪 地 方 合 併 協 議 会

松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町
合併協定調印式次第

日時 平成16年2月19日(木) 午後2時30分～

場所 三重県松阪庁舎6階 大会議室

1 開式の辞

2 経過報告

松阪地方合併協議会

幹事長 角谷 忠夫

3 協定書調印

松阪市長	下村 猛
嬉野町長	笹井 健司
三雲町長	市川 庄一
飯南町長	中野 孝是
飯高町長	宮本 里美

4 立会人署名

松阪地方合併協議会委員

5 主催者挨拶

松阪地方合併協議会

会長 下村 猛

6 来賓紹介

7 閉式の辞

11月	松阪地方市町村合併検討会(松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町・多気町・明和町・大台町・勢和村・宮川村)の設置
-----	--

4月	任意協議会設立のため、松阪地方市町村合併協議会設立準備会(松阪市・三雲町・飯南町・飯高町)を開催 松阪地方市町村合併協議会(任意)を松阪市、三雲町、飯南町、飯高町で設置										
5月	嬉野町が松阪地方市町村合併協議会(任意)へ加入 三重県が5市町を合併重点支援地域に指定										
7月	合併協議会ホームページを開設										
10～12月	5市町で住民説明会を開催(松阪市26か所、嬉野町7か所、三雲町4か所、飯南町13か所、飯高町8か所)合計58か所 参加者総数2,616人										
<p>平成14年4月～平成15年3月まで</p> <table> <tr> <td>松阪地方市町村合併協議会(任意)開催</td> <td>計 19回</td> </tr> <tr> <td>助役会開催</td> <td>計 4回</td> </tr> <tr> <td>幹事会開催</td> <td>計 32回</td> </tr> <tr> <td>専門部会、分科会開催</td> <td>計212回</td> </tr> <tr> <td>合併協議会だより発行</td> <td>計 4回</td> </tr> </table>		松阪地方市町村合併協議会(任意)開催	計 19回	助役会開催	計 4回	幹事会開催	計 32回	専門部会、分科会開催	計212回	合併協議会だより発行	計 4回
松阪地方市町村合併協議会(任意)開催	計 19回										
助役会開催	計 4回										
幹事会開催	計 32回										
専門部会、分科会開催	計212回										
合併協議会だより発行	計 4回										

4月	松阪地方合併協議会(法定)の設置
5月	第1回松阪地方合併協議会 合併協定項目、新市建設計画の概要について確認
6月	第2回松阪地方合併協議会 合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置、財産及び債務の取扱い、慣行の取扱い、新市建設計画の策定方針について確認
7月	第3回松阪地方合併協議会 条例・規則等の取扱い、国際交流事業、男女共同参画事業、生活保護事業、新市建設計画素案(序論・新市の概況・主要指標の見通し・新市建設の基本方針)について確認
8月	第4回松阪地方合併協議会 消防団の取扱い、交通関係事業、人権施策、介護保険事業、商工・観光関係事業、勤労者・消費者関連事業、建設関係事業、市(町)立学校(園)の通学区域、社会教育事業、文化振興事業について確認 第5回松阪地方合併協議会 消防防災関係事業、学校教育事業、環境対策事業、病院・診療所事業、都市計画事業について確認

平成15年	9月	第6回松阪地方合併協議会 広報広聴関係事業、国民健康保険事業、その他の事業(指定金融機関等の指定)について確認 第7回松阪地方合併協議会 保健衛生事業、健康づくり事業、新市建設計画素案(新市の施策・公共的施設の統合整備・財政計画)について確認												
	10月	第8回松阪地方合併協議会 農林水産業関係事業、その他の事業(入札及び契約に係る業務)、使用料及び手数料等の取扱い、公共的団体等の取扱い、附属機関等の取扱い、ケーブルシステム事業、窓口業務、高齢者福祉事業、児童福祉事業、障害者福祉事業について確認 第9回松阪地方合併協議会 地方税の取扱い、納税関係事業、コミュニティ施策、保育事業、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、電算システム事業、ごみ収集運搬業務事業、新市建設計画(案)について確認												
	11～12月	5市町で住民説明会を開催(松阪市26か所、嬉野町6か所、三雲町4か所、飯南町13か所、飯高町8か所)合計57か所 参加者総数3,001人												
	11月	第10回松阪地方合併協議会 町・字名の区域及び名称の取扱い、一般職の職員の身分の取扱い、地域審議会の取扱い、事務組織及び機構の取扱いについて確認 第11回松阪地方合併協議会 補助金・交付金等の取扱い、特別職の職員の身分の取扱いについて確認												
	12月	第12回松阪地方合併協議会												
平成16年	1月	第13回松阪地方合併協議会 一部事務組合等の取扱いについて確認 第14回松阪地方合併協議会												
	2月	第15回松阪地方合併協議会 議会の議員の定数及び任期の取扱い、上・下水道事業(その1、その2)について確認 第16回松阪地方合併協議会 新市建設計画案(修正)について確認 合併協定調印式												
<p>平成15年4月～平成16年2月(第16回松阪地方合併協議会)まで</p> <table> <tr> <td>松阪地方合併協議会(法定)開催</td> <td>計 16回</td> </tr> <tr> <td>助役会開催</td> <td>計 7回</td> </tr> <tr> <td>新市建設計画小委員会開催</td> <td>計 7回</td> </tr> <tr> <td>幹事会開催</td> <td>計 20回</td> </tr> <tr> <td>専門部会、分科会開催</td> <td>計168回</td> </tr> <tr> <td>合併協議会だより発行</td> <td>計 5回</td> </tr> </table>			松阪地方合併協議会(法定)開催	計 16回	助役会開催	計 7回	新市建設計画小委員会開催	計 7回	幹事会開催	計 20回	専門部会、分科会開催	計168回	合併協議会だより発行	計 5回
松阪地方合併協議会(法定)開催	計 16回													
助役会開催	計 7回													
新市建設計画小委員会開催	計 7回													
幹事会開催	計 20回													
専門部会、分科会開催	計168回													
合併協議会だより発行	計 5回													

(2) 合併協定書

合 併 協 定 書

平成 16 年 2 月 19 日

松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町

1 合併の方式

合併の方式は、松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成 17 年 1 月 1 日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「松阪市」とする。

読み方については、「まつさかし」とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、当分の間、現松阪市庁舎とする。

5 財産及び債務の取扱い

5 市町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(1) 新市の議会の議員の定数は、34 人とする。

(2) 5 市町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 7 か月間（平成 17 年 7 月 31 日まで）、引き続き新市の議会の議員として在任する。

(3) 議会の議員の報酬については、松阪市の例による。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 新市に 1 つの農業委員会を置く。

(2) 選挙による委員の定数は 40 人とする。

(3) 5 市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し 80 人を互選により選出し、平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(4) 選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数については、合併時までに調整する。

8 地方税の取扱い

5市町間で差異のある事項については、それぞれ次のとおりとする。

(1) 個人住民税

均等割額…松阪市の例による。

ただし、合併特例法第10条第1項に規定する地方税に関する特例（不均一の課税）を適用することにより、嬉野町、三雲町、飯南町及び飯高町において、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度の間は、現行額のとおり据え置くものとする。

納期…松阪市、嬉野町、三雲町及び飯高町の例による。

(2) 固定資産税

納期…松阪市の例による。

(3) 都市計画税

松阪市の例による。

ただし、新市移行後、都市計画マスタープランを新たに策定し、市街化区域の見直しを行った後、住民への十分な説明を行った上で、新市の市街化区域に対し、課税を行うものとするが、当該見直しを行うまでの間は、合併特例法第10条第1項に規定する地方税に関する特例（課税をしない）を適用することにより、現在の嬉野町の市街化区域に対し、課税を行わないものとする。

なお、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度を経過した時点で、市街化区域の見直しが完了していない場合にあっては、現在の嬉野町の市街化区域に対し、課税を行うものとする。

(4) 特別土地保有税

納税義務者…松阪市、嬉野町及び三雲町の例による。

(5) 軽自動車税

納期…三雲町の例による。

(6) 入湯税

飯高町の例による。

9 一般職の職員の身分の取扱い

5市町の一般職の職員は、合併特例法第9条第1項の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(1) 職員数については、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(2) 職員の職名、任免等については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図るものとする。

(3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図るものとする。なお、現職員については現給を保障する。

10 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の職員（消防団員を除く。）については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令に定めるところにより調整する。

- (1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令に定めるところによる。給料については、松阪市の例に基づき調整する。
- (2) 各種行政委員会の委員数、任期については、法令に定めるところによる。報酬については、松阪市の例に基づき調整する。
- (3) その他の特別職の職員（附属機関を除く。）で、新市において引き続き設置する必要があるものについては、現行の委員数、任期、報酬額に基づき調整する。

11 地域審議会の取扱い

合併特例法第5条の4第1項の規定に基づき、必要な区域に地域審議会を設置する。

12 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、いずれかを基本に調整統一するものとし、合併協議会において協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、統合、改廃を行い、次の区分により新たに整備するものとする。

- (1) 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの
- (2) 合併後、一定の地域に限り暫定的に施行させる必要があるもの
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの

13 事務組織及び機構の取扱い

新市の組織・機構については、住民福祉の増進を図るよう十分配慮し、効率的・効果的に整備を図るものとする。

また、嬉野町、三雲町、飯南町及び飯高町の役場庁舎を支所（地域振興局）として有効活用することにより、地域の特性を活かしバランスの取れた振興整備を図るものとする。

14 一部事務組合等の取扱い

(1) 一部事務組合、広域連合等

一部事務組合、広域連合等については、関係市町村、関係組合等との協議・調整に努めるものとする。

(2) 土地開発公社

一志中部土地開発公社及び飯多土地開発公社については、松阪市土地開発公社に、それぞれの土地開発公社の債権の一部を譲渡し、債務（業務）の一部を引き継ぎ、合併の日の前日までに離脱又は解散するものとする。

松阪市土地開発公社については、一志中部土地開発公社及び飯多土地開発公社の債権の一部を譲受し、債務（業務）の一部を引き受け、新市において、新市の土地開発公社として存続するものとする。

（※ 「一部」とは、それぞれ関係団体に係る部分をいう。）

(3) その他の地方公社（第三セクター等を含む。）

その他の地方公社については、現行のとおりとする。

15 使用料及び手数料等の取扱い

使用料及び手数料等については、基本的に統一するものとする。

ただし、施設使用料等については、現行のとおりとし、新市において調整する。

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市における速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。

17 附属機関等の取扱い

附属機関等については、原則として新市発足時に統合するものとする。

18 補助金・交付金等の取扱い

(1) 5市町で同一又は同種のものについては、統一を図るよう調整する。

(2) 5市町でそれぞれ独自のものについては、事業内容を考慮し、市域全体の均衡を保つよう調整する。

19 町・字名の区域及び名称の取扱い

- (1) 字の区域については、従前のおりとする。
- (2) 町、字の名称については、松阪市は従前のおりとし、嬉野町は「一志郡嬉野町」を「松阪市嬉野」に置き換えた上で大字名の後に「町」を加えるものとし、三雲町は「一志郡三雲町」を「松阪市」に置き換えた上で大字名の後に「町」を加えるものとし、飯南町及び飯高町は「飯南郡」を「松阪市」に置き換えるものとする。

また、嬉野町、三雲町、飯南町及び飯高町においては、「大字」の表記を削除するものとする。

【例】	一志郡嬉野町大字須賀	→	松阪市 嬉野須賀町
	一志郡三雲町大字曾原	→	松阪市 曾原町
	飯南郡飯南町大字粥見	→	松阪市 飯南町粥見
	飯南郡飯高町大字宮前	→	松阪市 飯高町宮前

20 慣行の取扱い

- (1) 市章については、新市発足時に制定する。
- (2) 市民憲章、キャッチフレーズ、市の花・木・鳥、市民歌、友好都市、宣言及び表彰については、新市において検討し、新たに制定するものとする。

21 消防団の取扱い

- (1) 消防団は、合併時に統合する。分団等の組織については、合併後、新市消防団において調整する。
- (2) 出初式については、合併時まで調整する。

22 各種事務事業の取扱い

22-1 広報広聴関係事業

- (1) 広報紙の発行
合併時に広報紙の統一を図る。原則として、発行回数は月1回、発行日は毎月上旬とする。ただし、合併後当分の間は、臨時発行することも含め、合併時まで調整する。
- (2) 住民提案制度等
新市において速やかに検討する。

22-2 ケーブルシステム事業

飯南町ケーブルシステム及び飯高町ケーブルシステムについては、新市において市営ケーブルシステムとして事業及び施設を引き継ぐものとする。

22-3 国際交流事業

- (1) 国際交流・研修等の制度
新市において制度の見直しを図る。
- (2) 国際交流協会
新市において新たに加入する。
- (3) 国際化推進計画
新市において新たに策定する。

22-4 コミュニティ施策

- (1) 住民活動等のコミュニティ施策
住民活動の更なる高揚に資するため、新市において引き続き推進するものとする。
- (2) 住民自治組織
5市町における自治会・区長会等の組織については、自主的コミュニティ活動の発展のため引き続き支援し、新市において速やかに調整する。
合併時までには、行政から自治会・区長会に対する委託業務の見直しを図る。

22-5 電算システム事業

電算システム事業の取扱いについては、行政サービスの低下を招かないよう合併時までには電算システムの統合を図る。

- (1) 住民基本台帳、税等の基幹業務については、松阪市のシステムに統合する。
- (2) その他の個別業務については、それぞれ担当部署において調整を図る。

22-6 納税関係事業

- (1) 納税貯蓄組合
松阪市の例による。
- (2) 前納報奨金
合併時に廃止する。

22-7 窓口業務

窓口業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、さらに現在のサービスを向上させるよう、新市移行後検討を続ける。

22-8 消防防災関係事業

- (1) 地域防災計画
新市において速やかに作成する。
- (2) 災害発生時の応急対策
合併時まで調整する。
- (3) 三重県防災行政無線
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 市町防災行政無線及び同報無線（有線）
現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において充実させる方向で調整する。
- (5) 防犯灯設置関係事務
5市町管理の防犯灯は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市ですべて管理する。防犯灯設置のルールは、合併時まで調整する。なお、自治会設置の防犯灯については、補助金交付要綱で対応する。

22-9 交通関係事業

- (1) 交通指導員設置
松阪市の例により新市に引き継ぐ。
- (2) 交通安全施設
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 幼児交通安全クラブ
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 地方バス路線
現行のとおり新市に引き継ぐ。

22-10 人権施策

- (1) 「人権教育のための国連10年」松阪市行動計画
松阪市の例により新市に引き継ぐ。
- (2) 人権教育
人権が尊重される地域づくりを視点において、5市町の事業をそれぞれ実施する方向で調整する。

22-11 男女共同参画事業

男女共同参画事業については、これまでの取組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。

22-12 ごみ収集運搬業務事業

ごみ収集運搬業務事業及びごみ処理事業については、現行のとおりとするが、原則に基づき新市において処理できるよう速やかに調整する。

22-13 環境対策事業

(1) 環境基本計画

新市において新たに策定する。

(2) ISO14001 運用事業

合併前に認証継続の是非を協議する。その結果認証継続を行う場合は、5市町のシステムの中で、ベースとなるものを選び、そのシステムを改良し、認証の拡大を行っていく方向で調整する。

22-14 介護保険事業

(1) 介護保険給付

現行のとおり新市に引き継ぐ。

(2) 介護保険料（第1号被保険者保険料）

平成17年度まで現行の料率とし、平成18年度から新市において設定する。

22-15 国民健康保険事業

国民健康保険事業については、被保険者に対する負担の公平やサービスの均一化に留意する。

(1) 国民健康保険の税率

新市において統一するものとする。

(2) 保健事業

新市において調整するものとする。

22-16 保健衛生事業

- (1) 環境衛生関係事業
従来の経緯、実情を配慮し、新市において速やかに調整する。
- (2) し尿関係業務
それぞれの実情を尊重しつつ、新市全体の均衡を保ちながら、市民サービスの向上に向けて統一を図るよう調整する。
- (3) 健康診査の検査項目数及び対象年齢
平成 17 年度から拡大するよう調整する。ただし、平成 16 年度は現行のとおりとする。
- (4) 健康診査の自己負担額
合併時に統一する。ただし、平成 16 年度は現行のとおりとする。
- (5) 集団・個別の実施区分
医療機関の有無や医療機関の受け入れ態勢などの地域性を考慮し調整する。ただし、平成 16 年度は現行のとおりとする。
- (6) 老人保健事業の個人負担金徴収対象者
国の費用徴収基準に準じて、当該年度分の市町村民税課税世帯の対象者とする。ただし、平成 16 年度は現行のとおりとする。
- (7) 事業実施にあたっては、新市において医師会等関係機関と調整を図り、新市全域における公平なサービスの提供に努める。

22-17 健康づくり事業

- (1) 健康日本 21 計画
現行の計画に基づき、新市において策定する。
- (2) 保健・医療・福祉総合センター建設
現行の施設検討委員会（松阪市）に 4 町から委員を加え、関係町の保健福祉センターのあり方も含め、検討を進める。
- (3) 健康づくり事業
新市の保健計画に基づき、新市において調整する。

22-18 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、高齢社会に相応しい福祉事業のあり方について現行サービスを踏まえて調整を図るものとする。

22-19 児童福祉事業

児童福祉事業については、少子化社会に相応しい福祉事業のあり方について現行サービスを踏まえて調整を図るものとする。

22-20 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、ノーマライゼーションの理念に基づき、福祉事業のあり方について現行サービスを踏まえて調整を図るものとする。

22-21 保育事業

(1) 保育料

平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から国徴収基準額の65%を目途とした体系により算定し統一する。ただし、飯南町及び飯高町については、激変緩和措置としてそれぞれ平成17年度から5年間で調整するものとする。

平成22年度において統一される保育料の基準額は、国徴収基準額を参考に近隣市との均衡等も考慮し設定する。

保育料の減額及び延長保育料については、松阪市の例による。

(2) 保育時間

松阪市の例による。

長時間保育、延長保育は、地域の実情や入所希望者を考慮した上で調整する。

22-22 生活保護事業

生活保護事業については、国、県の社会福祉制度により、新市において実施する。

(1) 保護の級地

法定受託事務のため、法令のとおりとする。

(2) 法外扶助の決定

新市において調整する。(自治事務)

合併年度は、松阪市の例による。

22-23 病院・診療所事業

病院・診療所は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

22-24 農林水産関係事業

- (1) 国・県補助事業及び継続事業
新市においても引き続き実施する。
- (2) 農林水産業団体の指導・育成
新市においても引き続き実施する。
- (3) 農道・林道等
現行のとおり新市に引き継ぎ、整備を推進する。
- (4) 農業集落排水事業
現行のとおり新市に引き継ぎ推進する。
- (5) 湛水防除施設の維持管理
新市に引き継ぎ調整する。

22-25 商工・観光関係事業

- (1) 商工業の振興を図るための各種事業
現行のとおり新市に引き継ぎ、引き続き事業の推進に努める。
- (2) 各種観光事業
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 競輪事業
現行のとおり新市に引き継ぐ。

22-26 勤労者・消費者関連事業

勤労者・消費者関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、引き続き事業の推進に努める。

22-27 建設関係事業

- (1) 市町道認定・廃止・変更
市町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
新市における道路認定基準については、合併時まで調整する。
- (2) 道路維持修繕事業
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 河川維持修繕事業
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 建設関係事業
新市建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市においても引き続き実施する。

22-28 都市計画事業

- (1) 都市計画の決定及び変更
現行のとおり新市に引き継ぎ、新市総合計画等の上位計画との整合を図りつつ、速やかに調整する。
- (2) 都市計画マスタープラン
新市総合計画等の上位計画との整合を図りつつ、新たに策定する。
- (3) 開発指導要綱
松阪市の例により調整する。

22-29 上・下水道事業

◆上水道

- (1) 料金体系
合併時に統一を図る。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。
三雲町及び飯南町の利用者のうち、新料金体系を導入することにより料金が高くなるものについては、その差額に対し、平成17年度から5年度の間、段階的不均一料金を適用する。
- (2) 量水器閉開栓、精算
松阪市の例により調整する。ただし、開栓の場合のみ手数料を徴収する。
水道使用証明書手数料は、諸証明の額に準ずる。
- (3) 給水区域
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 給水装置工事の新規加入分担金
松阪市の例により調整する。
ただし、口径30mmについては、嬉野町の例による。

◆簡易水道

- (1) 料金体系
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 給水区域
現行のとおり新市に引き継ぐ。

◆下水道

(1) 受益者負担金

松阪市及び嬉野町については、合併時に統一を図る。ただし、平成 16 年度は現行のとおりとする。賦課方式は面積割とし、1 m²当たり単価は、568 円とする。(単位負担区制)

三雲町については、事業完了年度(平成 27 年度)まで現行のとおりとする。なお、平成 20 年度以降の三雲町地域における受益者負担金については、現在の公共下水道整備基金により財源補てんを行うものとする。

(2) 下水道使用料

料金体系については、上水道に準ずる。

使用料平均単価については、1 m³当たり 205 円 20 銭(税抜き)とし、合併時に統一を図る。ただし、平成 16 年度は現行のとおりとする。

嬉野町及び三雲町の使用者のうち、新料金体系を導入することにより料金が高くなるものについては、その差額に対し、平成 17 年度から 5 年度の間、段階的不均一料金を適用する。

(3) 使用水量の認定

水道水のみ家庭及び井戸水のみ家庭については、松阪市及び嬉野町の例による。

井戸水と水道水を併用の家庭については、嬉野町の例による。

22-30 市(町)立学校(園)の通学区域

通学区域については、通学距離の事情により旧市町界付近の校区外通学の弾力的運用を合併前に検討する。通学区域の見直しについては、新市において速やかに調整する。

22-31 学校教育事業

(1) 生活保護家庭高校奨励金事業及び高校、大学入学援助金事業

松阪市の例により新市に引き継ぎ、新市において実施する。

(2) 新入学児童等への消耗品の配布

通学用ヘルメットは、希望校の小学 1 年生、4 年生及び中学 1 年生に配布する。

小学校新入学の交通安全帽子は、ヘルメット配布校以外の希望校に配布する。

(3) 学校給食の実施方法

年間給食回数は、基本 183 回とし、メニューは地産地消を考慮する。

小学校及び中学校の学校給食については、現行のとおりとする。ただし、松阪市における中学校の学校給食は、将来実施の方向で検討する。

給食費については、5 市町の平均単価で調整し統一する。

22-32 社会教育事業

(1) 新市公民館体制

新市中央公民館は、新市教育委員会事務局内に置き、現在の5市町中央公民館を主要公民館として設置する。さらに現在の5市町地区公民館を置く体制により調整する。

(2) 新成人のつどい

平成17年1月は、旧市町単位で実施することとし、翌年度以降は新市において調整する。

(3) 広域図書館制度

廃止の方向で調整する。ただし、新市において各地域への図書の巡回配本を行う方向で調整する。

(4) ブックスタート事業

三雲町の例により実施の方向で調整する。

22-33 文化振興事業

(1) 文化祭及び文化協会

現行のとおり新市に引き継ぎ、細部については速やかに調整する。

(2) 文化財

現行のとおり新市に引き継ぐ。

22-34 その他の事業

(1) 指定金融機関等の指定

指定金融機関等の指定については、合併時まで調整する。

公金取扱手数料については、関係金融機関と調整を図り、合併時に統一する。

(2) 入札及び契約に係る業務

条件付き一般競争入札制度を導入する。ただし、合併当初は、期限付きで5市町ごとに地域要件を条件とする入札を実施することも考慮するものとする。

23 新市建設計画

新市建設計画については、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

調 印 書

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく松阪地方合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名し、調印する。

平成16年2月19日

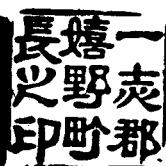
松 阪 市 長

下 村 猛



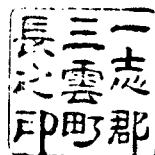
嬉 野 町 長

笹 井 健 司



三 雲 町 長

市 川 庄 一



飯 南 町 長

中 野 孝 是



飯 高 町 長

宮 本 里 子



立 会 人

松阪市議会議長

小 坂 五 郎

嬉野町議会議長

坪 井 茂

三雲町議会議長

前 川 幸 敏

飯南町議会議長

中 村 晋

飯高町議会議長

不 殿 喜 久 彦

三重県津地方県民局長

本 多 隆 志

三重県松阪地方県民局長

山 鋪 哲

学識経験者

高橋保幸

松阪市

梅村郁子

嬉野町

岡野謙次

三雲町

伊藤末治

飯南町

中谷和雄

飯高町

福井弘

7. 合併関連議案の議決

平成 16 年 2 月 19 日に合併協定調印式を行った後、5 市町それぞれの 3 月定例議会において合併関連議案が上程され、議決されました。

[合併関連議案]

- ①松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合について
- ②松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- ③松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議について
- ④松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について
- ⑤松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

[合併関連議案の議決日]

- ・松阪市 平成 16 年 3 月 18 日 (木)
- ・嬉野町 平成 16 年 3 月 18 日 (木)
- ・三雲町 平成 16 年 3 月 18 日 (木)
- ・飯南町 平成 16 年 3 月 18 日 (木)
- ・飯高町 平成 16 年 4 月 9 日 (金)

松 阪 市

議案第 27 号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することを三重県知事に申請することについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 3 月 5 日 提出

松阪市長 下 村 猛

平成 16 年 3 月 18 日 原案可決

上記は原本と相違ありません

平成 16 年 3 月 29 日

松阪市議会議長 小阪五郎



議案第 28 号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに伴う財産処分を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 4 項の規定により、別紙のとおり一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町と協議のうえ定めることについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 3 月 5 日 提出

松阪市長 下 村 猛

平成 16 年 3 月 18 日 原案可決

上記は原本と相違ありません

平成 16 年 3 月 29 日

松阪市議会議長 小阪五郎



議案第 29 号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議について

平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに伴う「松阪市」の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 7 項の規定により、別紙のとおり一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町と協議のうえ定めることについて、同条第 10 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 3 月 5 日 提出

松阪市長 下 村 猛

平成 16 年 3 月 18 日 原案可決

上記は原本と相違ありません

平成 16 年 3 月 29 日

松阪市議会議長 小阪五郎



議案第30号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について

平成17年1月1日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期に関し、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づき、別紙のとおり一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町と協議のうえ定めることについて、同法第7条第4項及び第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年3月5日 提出

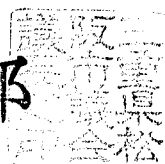
松阪市長 下村 猛

平成16年3月18日 原案可決

上記は原本と相違ありません

平成16年3月29日

松阪市議会議長 小阪五郎



議案第31号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成17年1月1日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに伴う地域審議会の設置に関し、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町と協議のうえ定めることについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年3月5日 提出

松阪市長 下村 猛

平成16年3月18日 原案可決

上記は原本と相違ありません

平成16年3月29日

松阪市議会議長 小阪五郎



嬉野町

議案第 5 号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することを三重県知事に申請することについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

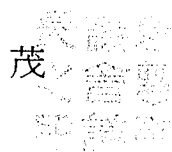
平成 16 年 3 月 1 日提出

嬉野町長 笹 井 健 司

上記は平成 16 年 3 月 18 日議決されたことを証明する

平成 16 年 3 月 29 日

一志郡嬉野町議会議長 坪井



茂

議案第 6 号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに伴う財産処分を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 4 項の規定により、別紙のとおり松阪市、一志郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町と協議のうえ定めることについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

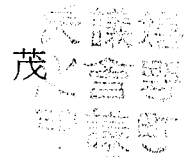
平成 16 年 3 月 1 日提出

嬉野町長 笹 井 健 司

上記は平成 16 年 3 月 18 日議決されたことを証明する

平成 16 年 3 月 29 日

一志郡嬉野町議会議長 坪井



議案第 7 号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議について

平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに伴う「松阪市」の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 7 項の規定により、別紙のとおり松阪市、一志郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町と協議のうえ定めることについて、同条第 10 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 3 月 1 日提出

嬉野町長 笹 井 健 司

上記は平成 16 年 3 月 18 日議決されたことを証明する

平成 16 年 3 月 29 日

一志郡嬉野町議会議長 坪井 茂



議案第 8 号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について

平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期に関し、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）に基づき、別紙のとおり松阪市、一志郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町と協議のうえ定めることについて、同法第 7 条第 4 項及び第 8 条第 4 項において準用する同法第 6 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

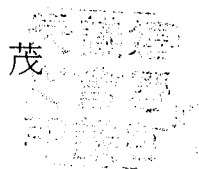
平成 16 年 3 月 1 日提出

嬉野町長 笹 井 健 司

上記は平成 16 年 3 月 18 日議決されたことを証明する

平成 16 年 3 月 29 日

一志郡嬉野町議会議長 坪井 茂



議案第 9 号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに伴う地域審議会の設置に関し、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり松阪市、一志郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町と協議のうえ定めることについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

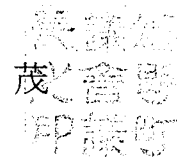
平成 16 年 3 月 1 日提出

嬉野町長 笹 井 健 司

上記は平成 16 年 3 月 18 日議決されたことを証明する

平成 16 年 3 月 29 日

一志郡嬉野町議会議長 坪井



三 雲 町

議案第十一号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町
の廃置分合について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十七年一月一日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもつて新たに「松阪市」を設置することを三重県知事に申請することについて、同条第五項の規定により、議会の議決を求める。

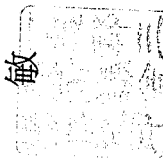
平成十六年三月十日 提出

三雲町長 市川 庄一

右の議案は、平成十六年三月十八日三雲町議会
第四回定例会において認定議決したことを証明
する。

平成十六年三月十八日

三重県一志郡三雲町議会議長 前川 幸敏



議案第十二号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町
の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成十七年一月一日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町
及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに
伴う財産処分を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第四項の
規定により、別紙のとおり松阪市、一志郡嬉野町、飯南郡飯南町及び同郡飯高
町と協議のうえ定めることについて、同条第五項の規定により、議会の議決を
求める。

平成十六年三月十日 提出

三雲町長 市川 庄 一

右の議案は、平成十六年三月十八日三雲町議会
第4回定例会において認定議決したことを証明
する。

平成十六年三月十八日

三重県一志郡三雲町議会議長 前 川 幸 敏



議案第十三号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町
の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する
協議について

平成十七年一月一日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町
及び同郡飯高町を廃し、その区域をもつて新たに「松阪市」を設置することに
伴う「松阪市」の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十
七号）第九十一条第七項の規定により、別紙のとおり松阪市、一志郡嬉野町、
飯南郡飯南町及び同郡飯高町と協議のうえ定めることについて、同条第十項の
規定により、議会の議決を求める。

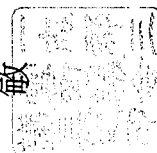
平成十六年三月十日 提出

三雲町長 市川庄一

右の議案は、平成十六年三月十八日三雲町議会
第四回定例会において認定議決したことを証明
する。

平成十六年三月十八日

三重県一志郡三雲町議会議長 前川 幸 敏



議案第十四号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町
の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による
委員の任期に関する協議について

平成十七年一月一日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町
及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに
伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期に関し、市町村
の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）に基づき、別紙のとおり
松阪市、一志郡嬉野町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町と協議のうえ定めること
について、同法第七条第四項及び第八条第四項において準用する同法第六条第
八項の規定により、議会の議決を求める。

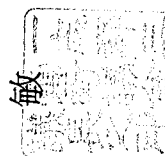
平成十六年三月十日 提出

三雲町長 市川庄一

右の議案は、平成十六年三月十八日三雲町議会
第四回定例会において認定議決したことを証明
する。

平成十六年三月十八日

三重県一志郡三雲町議会議長 前川 幸



議案第十五号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町
の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成十七年一月一日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町
及び同郡飯高町を廃し、その区域をもつて新たに「松阪市」を設置することに
伴う地域審議会の設置に関し、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年
法律第六号）第五条の四第一項及び第二項の規定により、別紙のとおり松阪市、
一志郡嬉野町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町と協議のうえ定めることについて、
同条第三項の規定により、議会の議決を求める。

平成十六年三月十日 提出

三雲町長 市川 庄一

右の議案は、平成十六年三月十八日三雲町議会
第四回定例会において認定議決したことを証明
する。

平成十六年三月十八日

三重県一志郡三雲町議会議長 前川 幸 敏



飯 南 町

議案第 19 号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町
の廃置分合について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、
平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡
飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を
設置することを三重県知事に申請することについて、同条第 5 項の規
定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 3 月 18 日 提出

飯南町長 中野孝是

平成 16 年 3 月 18 日議決された

ことに相違ないことを証明する

平成 16 年 3 月 29 日

(提案理由) 三重県飯南郡飯南町議会議長 中村 晋



平成 17 年 1 月 1 日に、松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南
郡飯南町及び同郡飯高町が合併することについて、所要の手続きが
必要であるため。

議案第 20 号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに伴う財産処分を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 4 項の規定により、別紙のとおり松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町及び飯南郡飯高町と協議のうえ定めることについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 3 月 18 日 提出

飯南町長 中野孝是

平成 16 年 3 月 18 日議決された
ことに相違ないことを証明する
平成 16 年 3 月 29 日

(提案理由) 三重県飯南郡飯南町議会議長 中村 晋

平成 17 年 1 月 1 日に、松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町が合併することに伴う財産処分について、所要の手続きが必要であるため。

議案第 21 号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議について

平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに伴う「松阪市」の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 7 項の規定により、別紙のとおり松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町及び飯南郡飯高町と協議のうえ定めることについて、同条第 10 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 3 月 18 日 提出

飯南町長 中野 孝 是

平成 16 年 3 月 18 日議決された

—とに相違ないことを証明する

平成 16 年 3 月 29 日

(提案理由) 三重県飯南郡飯南町議会議長 中村 晋

平成 17 年 1 月 1 日に、松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町が合併することに伴い新たに設置される市の議会の議員の定数について、所要の手続きが必要であるため。

議案第 22 号

平成 16 年 3 月 18 日議決された
ことに相違ないことを証明する
平成 16 年 3 月 29 日

三重県飯南郡飯南町議会議長
中村 晋



松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について

平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期に関し、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）に基づき、別紙のとおり松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町及び飯南郡飯高町と協議のうえ定めることについて、同法第 7 条第 4 項及び第 8 条第 4 項において準用する同法第 6 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 3 月 18 日 提出

飯南町長 中野 孝 是

（提案理由）

平成 17 年 1 月 1 日に、松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町が合併することに伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期について、所要の手続きが必要であるため。

平成 16 年 3 月 18 日議決された
ことに相違ないことを証明する
平成 16 年 3 月 29 日

議案第 23 号

三重県飯南郡飯南町議会議長 中村 晋
三重県飯南郡飯南町議会議長印

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町
の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南
郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」
を設置することに伴う地域審議会の設置に関し、市町村の合併の特例
に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項
の規定により、別紙のとおり松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町及び
飯南郡飯高町と協議のうえ定めることについて、同条第 3 項の規定に
より、議会の議決を求める。

平成 16 年 3 月 18 日 提出

飯南町長 中野 孝 是

（提案理由）

平成 17 年 1 月 1 日に、松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯
南郡飯南町及び同郡飯高町が合併することに伴い新たに設置され
る地域審議会について、所要の手續きが必要であるため。

飯 高 町

議案第 32号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町
の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年
1月1日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高
町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することを三重県知事に
申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年4月7日 提出

飯高町長 宮本里美

（提案理由）

平成17年1月1日に、松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯
南町及び同郡飯高町が合併することについて、所要の手続きが必要であ
るため。

9日原案可決

これは原本と相違なきことを証明する
平成16年4月12日
三重県飯南郡飯高町議会議員 不殿喜久
飯高町議会
FP議町

議案第 33号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町
の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及
び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに伴
う財産処分を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 4 項の規定によ
り、別紙のとおり松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町及び飯南郡飯南町と協議
のうえ定めることについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 4 月 7 日 提出

飯高町長 宮 本 里 美

（提案理由）

平成 17 年 1 月 1 日に、松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯
南町及び同郡飯高町が合併することに伴う財産処分について、所要の手
続きが必要であるため。

9 日原案可決

これは原本と相違なきことを証明する
平成 16 年 4 月 12 日
三重県飯南郡飯高町議会議員 不殿喜久
飯高町議会議長印

議案第 34号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議について

平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに伴う「松阪市」の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 7 項の規定により、別紙のとおり松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町及び飯南郡飯南町と協議のうえ定めることについて、同条第 10 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 4 月 7 日 提出

飯高町長 宮 本 里 美

(提案理由)

平成 17 年 1 月 1 日に、松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町が合併することに伴い新たに設置される市の議会の議員の定数について、所要の手続きが必要であるため。

9 日原案可決

これは原本と相違なきことを証明する
平成 16 年 4 月 12 日
三重県飯南郡飯高町議会議長 不殿喜久
飯高町議会議長印

議案第 35 号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について

平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期に関し、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）に基づき、別紙のとおり松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町及び飯南郡飯南町と協議のうえ定めることについて、同法第 7 条第 4 項及び第 8 条第 4 項において準用する同法第 6 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 4 月 7 日 提出

飯高町長 宮 本 里 美

(提案理由)

平成 17 年 1 月 1 日に、松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町が合併することに伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期について、所要の手続きが必要であるため。

9 日原案可決

これは原本と相違なきことを証明する
平成 16 年 4 月 12 日
三重県飯南郡飯高町議会議長 不殿喜久彦
飯高町議

議案第 36 号

松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町
の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成 17 年 1 月 1 日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに「松阪市」を設置することに伴う地域審議会の設置に関し、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町及び飯南郡飯南町と協議のうえ定めることについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 4 月 7 日 提出

飯高町長 宮 本 里 美

（提案理由）

平成 17 年 1 月 1 日に、松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町が合併することに伴い新たに設置される地域審議会について、所要の手続きが必要であるため。

9 日原案可決

これは原本と相違なきことを証明する
平成 16 年 4 月 12 日
三重県飯南郡飯高町議会議員 不殿喜久
飯高町議

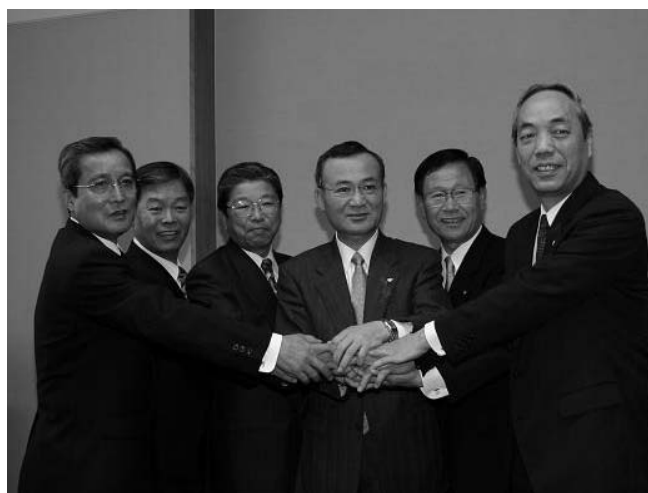
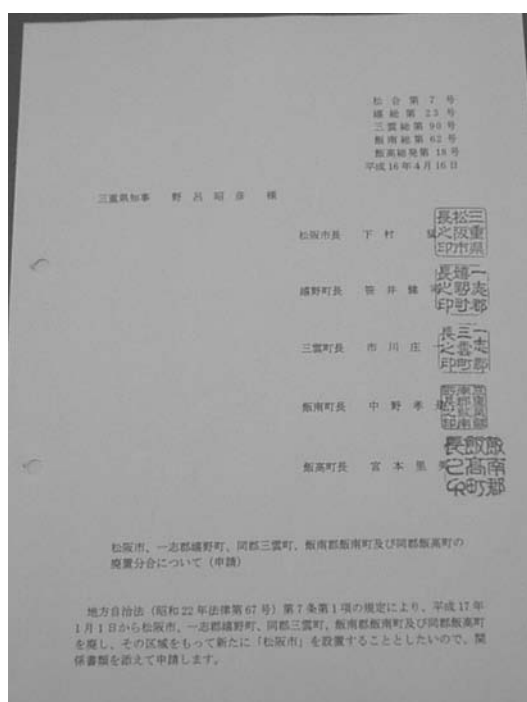
8. 廃置分合の申請及び処分決定

(1) 申請書の提出

平成16年4月16日、三重県知事に『松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の廃置分合について』の申請を行いました。

その後、三重県は総務省との協議を経て、6月23日、三重県議会での議決を受け、地方自治法第7条第1項の規定により、7月1日付けで三重県知事から廃置分合の決定書の交付を受けました。

この後、7月16日付け、総務省告示第593号で告示があり、廃置分合の効力が発生する（合併が決定する）こととなりました。



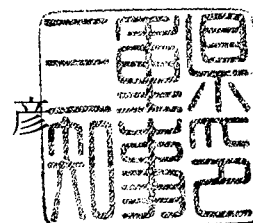
(2) 知事の処分決定

決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年1月1日から、松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに松阪市を置くものとする。

平成16年7月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦



(3) 廃置分合にかかる総務省告示

○総務省告示第五百九十三号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもつて松阪市を設置する旨、三重県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年七月十六日

総務大臣 麻生 太郎

9. 新市発足に向けた準備

(1) 打ち切り決算・暫定予算

○打ち切り決算について

通常の決算の場合、地方自治法第233条で定めるとおり、市町村の収入役が、出納の閉鎖後3月以内、つまり8月31日までに決算を調製して市町村の長に提出します。これを受けた市町村の長は、監査委員の審査に付した後、監査委員の意見を付けて次の通常予算を審議する議会までに議会の認定に付するといった手続になります。

市町村合併に伴って消滅する市町村の場合は、審査や認定に付すべき監査委員、市町村議会もなくなることから、その決算手続の方法について、地方自治法施行令第5条第2項～第4項に定められています。

同条第2項では、消滅した日を持って収支を打ち切り、消滅した市町村の長であった者又はその職務代理者であった者が決算することとされており、消滅した市町村の長であった者が、例えば、1月1日が合併日の場合は、3月末までの12月間の決算を行うこととされています。

本市の場合は、1月1日が合併期日であることから、12月末日で収支を打ち切り、9ヶ月間の決算を行うこととなります。

次に同条第3項の規定により、事務を継承した市町村の長が、消滅した市町村の決算を新市町村の監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて新市町村の議会の認定に付することとされています。

合併に伴う打ち切り決算の調製などの期限に関する定めはありませんが、新市町村の暫定予算の調製もありますので、十分に準備してできるだけ速やかに行われる必要があります。

なお、打ち切り決算を行った場合、出納整理期間が存在しないため、便宜的に平成16年12月1日から平成16年12月末までの1か月間を「仮の出納整理期間」とみなし、決算処理を行うこととなります。

○暫定予算について

暫定予算は、本予算が議会の議決を経て成立するまでの間のつなぎ予算的性格を有するものです。

暫定予算期間中に必要とされる人件費・公債費・扶助費等の義務的経費や支払期限が暫定期間内となる工事請負費・物品の購入費、新松阪市において暫定期間内での契約が不可避となる賄材料費・道水路等の応急補修費・保管できない教材費等が中心となり、その期間が一定期間に限られます。

なお、暫定予算は新松阪市発足時に、市長職務執行者が専決処分を行い、本予算が成立した段階で本予算に包括されます。

(2) 広報及び啓発

新市誕生の広報及び啓発については、

- ①「合併したことの周知」
- ②「合併した新市の魅力の発信」

以上の2点が考えられるところであり、期間が短いことなどを考慮した上で、十分な効果があげられるよう配慮し、下記のような手法を採用した。

(懸垂幕の掲示)

松阪市役所



嬉野町役場



三雲町役場



飯南町役場



飯高町役場



(バスマスク)



(マグネットシート)



(エコハガキ)



(新市誕生 PR ポスター)

新「松阪市」カレンダー

JANUARY

1月
2005
SAT
土曜日



新施設



新しくなった「伊勢中川駅」



「松阪農業公園ベルファーム」



「香肌峡温泉」
(平成16年11月末完成予定)

文化事業

- 松阪市 ミュージカル「幸せ・猫～愛のかたちを探して～」
平成16年11月14日(日) ◆14:00～
松阪コミュニティ文化センター TEL0598-23-2111
- 須川康也サクソフォン コンサート
平成17年3月12日(土) ◆14:00～
松阪コミュニティ文化センター TEL0598-23-2111
- 嬉野縦断ウォーキング「嬉野を歩こう」
嬉野町 平成16年11月21日(日) ◆9:00～
旧宇気郷小～嬉野町役場 TEL0598-48-3804
- おやじバンド合戦
平成17年3月6日(日) ◆14:00～
嬉野町 ふると会館 TEL0598-48-3804
- 飯南町 名作童話ミュージカル「銀河鉄道の夜」
平成16年12月11日(土) ◆19:00～
飯南町産業文化センター TEL0598-32-2300

平成17年1月1日

新「松阪市」誕生

..... 5つの魅力が集まってお楽しみがたくさん増えました。

祭り

飯南ふれあいまつり 11月21日(日)	おどろまいかコンテスト 1月23日(日)	武四郎まつり 2月27日(日)	初午大祭 3月10日(木)・11日(金)・12日(土)	荒滝不動尊つつじまつり 4月29日(金)
飯南町 飯南町産業文化センター周辺にて TEL0598-32-2300	嬉野町 嬉野町ふるさと会館 TEL0598-48-3804	三雲町 松浦武四郎記念館にて TEL0598-56-7916	松阪市 岡寺山継松寺にて TEL0598-21-0965	飯高町 荒滝不動尊にて TEL0598-46-7114

松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町・松阪地方合併協議会

団体名、開催日、施設名称等は平成16年12月末日現在です。まつりや文化事業は平成17年4月末までの主なものを掲載しています。

(合併記念事業)

	事業名	内容
1	第2回松阪ドラマシティー演劇公演	手作りの市民劇団が、松阪をテーマとした演劇を行います
2	合併記念 第25回三重県少年剣道嬉野大会	近県の小中学生が参加する少年剣道大会を開催します
3	10周年記念コンサート ひびけハーモニーゆずり葉	市民コーラスグループが、懐かしのメロディーなどを見事なハーモニーで歌います
4	第10回 武四郎まつり	北海道の名づけ親である探検家・松浦武四郎の偉業を称え、様々なイベントを行います
5	大正浪漫一座の公演	高齢者のまちづくりメンバーが、高齢者の元気づくりのため、大正時代の歌などで各所を公演します
6	奥香肌湖「春まつり」	櫛田川流域住民の水がめ・蓮ダム周辺を舞台に様々なイベントを行います
7	新市誕生記念 邦楽演奏会	日本の伝統音楽である邦楽を古典から現代曲、オリジナル曲等の演奏でお楽しみいただきます

(3) 市章選考

新市の市章については、8月1日から31日までを募集期間とし公募を実施したところ、全国各地から859点の応募がありました。

選考会で絞られました5点の候補作品について、平成16年10月26日の第20回合併協議会において、17人の合併協議会委員による投票の結果、群馬県高崎市の中島厚さんの作品に決定しました。

①市章選考経過

新「松阪市」市章選考経過

8月1日	新「松阪市」市章公募開始
8月30日	公募終了 応募総数859点
9月6日	NPO法人三重県デザイン協会に依頼し事前選考を行う 30点を選考
10月2日	第1次選考 委員18名により選考を行う(採用候補作品5点選考) ・ 候補作品30点の中から各委員5点を選び投票 結果 22点を選考 ↓ ・ 選考された22点の中から各委員3点を選び投票 結果 14点を選考 ↓ ・ 選考された14点の中から各委員2点を選び投票 結果 11点を選考 ↓ ・ 選考された11点を上位から並べ作品について委員が意見を出す ・ 意見をもとに11点から3点を投票 結果 上位5点を採用候補作品として選考
10月26日	↓ ・ 第20回合併協議会で、採用候補作品5点について、合併協議会委員17名による投票を実施 結果 群馬県高崎市の中島厚さんの作品を採用作品に決定

②選考基準

募集要項記載の項目を前提とし、1.良いデザインであるか 2.優れたデザインであるか 3.市章制定の趣旨に相応しいデザインであるかの3階層の構成とします。

1. 良いデザインであるか

(新「松阪市」の市章に求められる基本的要素)

- ・ 美しさがある
- ・ 魅力が感じられる
- ・ 独創的である
- ・ わかりやすさ・愛しさがある
- ・ 誠実である

2. 優れたデザインであるか

(新「松阪市」の市章のビジュアル表現に優れた点を明らかにするポイント)

- ・ デザイン 時代をリードする表現がなされている
斬新な造形表現がなされている
デザインの総合的な完成度に優れている
地域表現の正確さに優れている
デザインコンセプトが優れている
長く使えるデザインがなされている
- ・ カラー(色彩) カラーの視覚的な完成度に優れている
調和のとれたカラーを提案している
用途に配慮したカラー設定がなされている

3. 市章制定の趣旨に相応しいデザインであるか

(新「松阪市」の将来像である「市民、地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市」の表現がなされている点を明らかにするポイント)

- ・ デザイン 市民、地域の個性が光り輝く表現が取り込まれている
市民、地域の発展を導く表現がなされている
交流都市を感じさせる表現がなされている
新しいコミュニケーションを表現している

採用作品



デザインの趣旨

松阪市の「マ」をモチーフに、「市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市」をイメージし、楕円は未来への広がりや発展、交差する曲線は、出会いと交流を表し、青は、人々の生き生きとした活動と個性を意味します

新「松阪市」市章募集要項

1 趣旨

この要項は、松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町及び飯高町の5市町が平成17年1月1日に合併して新「松阪市」が誕生することに伴い、新「松阪市」の将来像である「市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市」に相応しい「市章」を制定することを目的とする。

2 募集する市章

募集する市章は、次のとおりとする。

- (1) 市旗、記章（バッジ）等にも使用できるデザインであること。
- (2) 用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーション（色の濃淡を連続的に階調で表現すること）は不可とする。
- (3) 自作の未発表作品であること。

3 募集方法等

- (1) 募集方法は、一般公募とする。
- (2) 募集期間は、平成16年8月1日（日）から平成16年8月31日（火）までとする。

4 周知方法

周知の方法は、5市町の広報紙、ホームページを中心に、公募ガイドや各種新聞社等に掲載依頼する方法とする。

5 応募方法等

応募の条件、方法等については、次のとおりとする。

- (1) 応募資格は問わない。また、同一人の応募は、3点以内とする。
- (2) 応募作品は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA-4版白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とする。応募用紙は松阪地方合併協議会ホームページ〔アドレス <http://www.mctv.ne.jp/~ma-gapei/>〕からも入手可。
- (3) 応募にあたっては、「デザインの趣旨（100字以内）」を応募用紙表面に、「郵便番号」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「電話番号」を応募用紙裏面に記載すること。
- (4) 応募は、封書による郵送（当日消印有効）とする。
- (5) 応募先は、松阪地方合併協議会事務局とする。

〒515-0011 三重県松阪市高町138 三重県松阪庁舎内6階
松阪地方合併協議会事務局
電話 0598-50-0597・0519

6 選定方法

松阪地方合併協議会で選考し、決定する。

7 賞金

応募された作品の中から、次の賞を決定し、賞金を贈呈する。

なお未成年が受賞した場合における賞金の受取りについては、保護者の同意を必要とする。

(1) 採用作品 1点 最優秀賞 賞金 20万円

(2) 候補作品 4点以内 優秀賞 賞金 3万円

8 入賞発表

新聞、広報、ホームページ等で発表するとともに入賞者に通知する。

9 著作権等

応募作品ならびに採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

(1) 採用作品に関する一切の権利は、松阪地方合併協議会及び新市に帰属する。

(2) 応募作品は返却しない。

(3) 採用作品の使用に当たっては、必要に応じ作品に若干の変更を加える場合又はモノクロで利用する場合がある。

10 その他

その他、新市の「市章」の選定に関し必要な事項については、松阪地方合併協議会において定める。

(4) 閉市町式

松阪市閉市式次第

平成 16 年 12 月 25 日(土) 10:00～
松阪市民文化会館

1. 開会の辞
2. 国歌斉唱
3. 市長式辞
4. 市議会議長あいさつ
5. 表 彰

名誉市民章贈呈

元衆議院議員 故 野呂 恭一 様 元衆議院議員 田村 元 様

市政特別協力団体感謝状贈呈

株式会社 ミヤムラ 様 (河芸町東千里)

三重信用金庫 様 (松阪市朝日町一区)

三重県遊技業協同組合松阪支部 様 (松阪市中央町)

宗教法人 真如苑 様 (松阪市内五曲町)

6. 来賓あいさつ
7. 松阪少年少女合唱団による合唱
8. 市民歌斉唱
9. 市旗降納
10. 閉会の辞

……………休憩……………

11. 記念講演

講 師 こばやし たいげん りんざいしゅうだいとくじたっちゅうおうばいいん
小林 太玄氏(臨濟宗大徳寺塔頭 黄梅院住職)

演 題 「大切なこと」

松阪市閉市式写真



嬉野町制 50 周年・閉町記念式典式次第

平成 16 年 12 月 18 日（土）10：00 から
嬉野町ふるさと会館

1. 開式の辞
2. 町歌斉唱
3. 物故者に黙祷
4. 町長式辞
5. 議長挨拶
6. 功労者表彰
7. 『心に残る嬉野』 絵画入選表彰
8. 来賓祝辞
9. 受賞者代表謝辞
10. 姉妹都市佐賀県嬉野町との交流
 - ・ 佐賀県嬉野町「うれしのほほん湯・遊・You」
 - ・ 三重県嬉野町「燃えて嬉野」
11. 万歳三唱
12. 閉式の辞

嬉野町制 50 周年・閉町記念式典写真



三雲町閉町記念行事

平成 16 年 12 月 25 日（土） 8 : 30～

三雲町役場前



昭和 30 年、三渡川と雲出川に由来し、肥沃な大地を有する三雲村が誕生してから、昭和 61 年の町制施行、平成 17 年 1 月 1 日には、三雲町を含む 1 市 4 町で新「松阪市」が発足しました。

三雲の名称を冠しての歳月、その歴史をかえりみ、またこの地域のさらなる飛躍を願う中、石碑とともに三雲町での歴史に一幕が降ろされました。

飯南町閉町式次第

平成 16 年 12 月 25 日（土）13：00～
飯南町産業文化センター

1. 開式の辞
2. 物故者に黙祷
3. 町長式辞
4. 議長あいさつ
5. 県議会議員あいさつ
6. ビデオ鑑賞『飯南町 48 年の歩み』

- - - - - 休憩 - - - - -
7. 基調講演
講師 井沢 元彦（作家）
演題 「地域文化と魅力あるまちづくり」
8. 飯南町旗降納
9. 閉式の辞

飯南町閉町式写真



飯高町閉町記念式典式次第

平成 16 年 12 月 12 日（日）12：00 から

飯高町西中学校体育館

【第 1 部】（12：00～）

☆飯高清流太鼓演奏

柳瀬智輝・大西宏紀・高橋一磨・青木大慈・浦田将成・竹中健太・竹中温美
林亜津季・森本佳織・中瀬古早織・西村 萌・辻本陽平

1. 開式のことば
2. 町長式辞
3. 飯高町議会議長あいさつ
4. 来賓あいさつ
5. 功労者表彰

故 沖中由郎 様 故 今西良太郎 様 故 小倉信次 様
村岡 力 様 故 石橋 修 様

6. 作文発表

波瀬小学校 6 年 寺脇瑤子 森小学校 6 年 森山 智広
川俣小学校 6 年 南林由香 宮前小学校 6 年 森本亜依
飯高西中学校 3 年 小田谷美緒
飯高東中学校 3 年 中島有未

7. 作文表彰
8. 「さようなら飯高町 いつまでも心の中に」ビデオ上映
9. 町旗降納
10. 閉式のことば

【第2部】(13:30～)

☆ありんこ劇団 演劇「ここは和歌山街道七日市の宿でござる」

あらすじ

和歌山街道七日市の宿は紀州侯の本陣が置かれ、参勤交代の道、大和や伊勢、熊野の神社仏閣にお参りする巡礼の道、熊野の魚を湯谷峠越えに大和へ運ぶ魚の道としてたくさんの方が行き交った交通の要衝でした。そのため、たくさんの旅籠が立ち並び、市も開かれ、毎日大賑わいでした。旅籠、梅屋も毎日、たくさん泊り客で大繁盛。客を断らなければならぬほどでした。主人、権兵衛はなんとかたくさんの方を泊ませ、儲けたいと考え、一晩に、にわとりを二回鳴かせ、客を二回転させる方法を思いつきました。女将のおつた、使用人のまん吉、とん吉と力を合わせ、さあ、今日も一日頑張るぞ。にわとりさん「コケッコー」を頼みます。早速、やってきたのは、大和の魚荷商人二人。次に来たのは大峰修行の若者二人。更に、紀の国から、心中もどきの二人連れ。隣の旅籠、松屋の主人松蔵は、毎日気楽にのん気に暮らしています。さあ、展開はいかに……………。

ありんこ劇団

団長 堀井宏憲

脚本・演出 小林典子

梅屋主人(権兵衛) ……竹内紀夫 妻(おつた) ……下村和子

使用人(まん吉) ……鈴木俊道 使用人(とん吉) ……山本武彦

松屋主人(松蔵) ……林田守生

魚荷商人 ……田中恒男・滝本泰介

大峰修行の若者 ……相口 学・南林 宏

紀の国からの旅人(弥助) ……黒田聖也 旅人(おさと) ……竹内典子

朝市の商人 ……大櫛栄治・村林澄雄・森本泰史・中村みく・青木栄子

ニワトリ ……木村祐介・古橋卓弥・山本健太・古橋和大

スタッフ ……松田 修・脇谷博行・小林平八郎・深田常次・大東行博

猿木茂久・谷端勝彦

☆わらべ歌を歌おう

飯高に伝わるわらべ歌を子供たちが一生懸命練習しました。

今日も元気いっぱい歌います。

わらべ歌を歌ってくれた子どもたち

(波瀬小学校) ……浅井万穂・田中聖也

(森小学校) ……小森夢花・平野七菜・平野鞠菜・平野春菜・森本 麗
森本真希・床呂沙紀・村下実沙

(川俣小学校) ……木村祐介・古橋和大・古橋卓弥・山本健太・山手春那
杉本笑美・板谷美貴子・相口幹太・森本 聡・森本夏海
清水口滉太・石上幸奈・石上加奈子・辻本旺生
小倉萌花・平野夏樹

(宮前小学校) ……山名夢都・山名瞳花・嶋本愛・柳瀬優里菜・西浦那知
上田裕壮

(森保育所) ……床呂梨帆・小森未夢

(川俣保育所) ……杉本真美

(赤桶保育所) ……石上采奈

応援してくれた皆さん

山本きみよ・山本せつ子・沖中律子・沖中 利・小野綾子・上田貴代
宇陀友子・高橋仲子・増田弘子・民谷禮子・出丸久子・西村秀子
西浦つや子・森本寿子

指導者

小林典子・岩井貴美代・滝本泰介・相口 学・板谷千佳子

飯高町閉町記念式典写真



第4章 新「松阪市」誕生

第4章 新「松阪市」誕生

(1) 職務執行者の選任

合併に伴い、新市の市長が決まるまでの間、市長の職務を執行する松阪市長職務執行者の選任については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2第1項の規定に基づき、別紙のとおり協議書が交わされ、旧嬉野町長の笹井健司氏を職務執行者とする事となりました。

なお、このことについては、最終の合併協議会である、第21回合併協議会（平成16年12月10日）において報告され、承認されました。

(参考)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2第1項

第一条の二 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第一百五十二条又は第二百五十二条の十七の八第一項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

○市長職務執行者 笹井健司氏



(別紙)

松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町及び飯高町の
廃置分合に伴う職務執行者に関する協議書

松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町及び飯高町を廃し、その区域をもって平成17年1月1日から新たに「松阪市」を設置することに伴う松阪市長職務執行者について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2第1項の規定に基づき、次のとおり定める。

松阪市長職務執行者 笹 井 健 司

平成16年11月12日

松阪市長 下 村 猛

嬉野町長 笹 井 健 司

三雲町長 市 川 庄 一

飯南町長 中 野 孝 是

飯高町長 宮 本 里 美

(2) 開庁式

・開催日時 平成17年1月1日（祝）午前10時から

・開催場所 松阪市役所本庁正面玄関前

- ・式次第
1. 開式
 2. 市長職務執行者式辞
 3. 来賓祝辞
 4. 祝電披露
 5. 市旗の序幕
 6. 市旗の掲揚
 7. テープカット
 8. くす玉割り
 9. 閉式

・式典参加者数 300人

新市の誕生を祝う市民のほか、国・県・市議会議員、旧市町三役及び教育長、合併協議会委員、市職員など、多くの参加により、新しい松阪市の誕生を祝いました。



(3) 市長選挙

- ・告示日 平成17年1月30日(日)
- ・投票日 平成17年2月6日(日)

立候補の届出が、1人であったことから、無投票となり、旧松阪市長の下村 猛氏が新「松阪市」の初代市長に就任しました。



(4) 合併記念式典・記念事業

[合併記念式典]

- ・開催日時 平成17年3月19日(土) 午前10時から
- ・開催場所 松阪コミュニティ文化センター
- ・式次第
 1. 開会の辞
 2. 国歌演奏(消防音楽隊)
 3. 市長式辞
 4. 市議会議長あいさつ
 5. 合併功労者総務大臣表彰
 6. 来賓祝辞
 7. 消防音楽隊の演奏
 8. 閉会の辞
- ・参加者 500人

市民のほか、国・県・市議会議員など関係者の見守る中、新市の誕生を祝う式典が行われました。

また、式典の中では、合併に尽力されたとして、合併協議会学識経験

者の委員のみなさんが、総務大臣表彰を受けられました。
(総務大臣表彰を受けられた委員) 敬称略

- ・旧松阪市 梅村 郁子
- ・旧三雲町 伊藤 未治
- ・旧飯高町 福井 弘
- ・旧嬉野町 岡野 謙次
- ・旧飯南町 中谷 和雄
- ・三重中京大学 高橋 保幸



[合併記念事業]

- ・開催日時 平成17年3月19日(土)午後1時30分から
- ・開催場所 松阪市民文化会館及び松阪コミュニティ文化センター
- ・内 容 講演会
講 師・・・日本科学未来館館長・宇宙飛行士 毛利 衛さん
演 題・・・宇宙の地球人としての私達
- ・参加者 1,100人

記念講演は、未来の松阪市を担う子どもたちに大きな夢を抱いてほしいとの主旨から、市内の中学生を招待し、一般参加者とともに、毛利 衛さんの貴重な体験についての講演を聴きました。



2. 議会

(1) 初議会（臨時議会）

松阪市の初議会（臨時議会）は、平成17年1月17日から同月19日の3日間の日程で開催された。

市議会としては、7ヶ月間の在任特例（市町村の合併の特例に関する法律の適用）により、議員80名が本庁5階正庁（大会議室）に参集し、議長、副議長など、松阪市議会の役員を選任と、専決処分した条例や予算等の案件を審議し、上程された議案12件と発議5件はいずれも承認及び可決された。

(議案件名)

- | | |
|----------|---|
| 議案第 1 号 | 松阪市の事務所の位置を定める条例ほか295件の条例の専決処分の承認について |
| 議案第 2 号 | 平成16年度松阪市一般会計暫定予算ほか12件の暫定予算の専決処分の承認について |
| 議案第 3 号 | 町の区域の設定及び字の名称の変更についての専決処分の承認について |
| 議案第 4 号 | 指定金融機関の指定についての専決処分の承認について |
| 議案第 5 号 | 松阪市と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託についての専決処分の承認について |
| 議案第 6 号 | 松阪市と津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合との間における粗大ごみ処理事務の委託についての専決処分の承認について |
| 議案第 7 号 | 松阪市と久居地区広域衛生施設組合との間におけるし尿処理及びごみ処理事務の委託についての専決処分の承認について |
| 議案第 8 号 | 松阪市と多気町との間における介護保険の要介護認定等に係る審査判定事務の委託についての専決処分の承認について |
| 議案第 9 号 | 松阪市と明和町との間における介護保険の要介護認定等に係る審査判定事務の委託についての専決処分の承認について |
| 議案第 10 号 | 松阪市と大台町との間における介護保険の要介護認定等に係る審査判定事務の委託についての専決処分の承認について |
| 議案第 11 号 | 松阪市と勢和村との間における介護保険の要介護認定等に係る審査判定事務の委託についての専決処分の承認について |
| 議案第 12 号 | 松阪市と宮川村との間における介護保険の要介護認定等に係る審査判定事務の委託についての専決処分の承認について |

(発議件名)

- 発議第 1 号 松阪市議会会議規則の制定について
- 発議第 2 号 松阪市議会委員条例の制定について
- 発議第 3 号 松阪市議会事務局設置等条例の制定について
- 発議第 4 号 専決処分事項の指定について
- 発議第 5 号 農業委員会委員の推薦について

(選挙件名等)

- 選挙第 1 号 松阪市議会議長の選挙について
 - 選挙第 2 号 松阪市議会副議長の選挙について
 - 選挙第 3 号 松阪市議会常任委員会の委員選任について
 - 選挙第 4 号 松阪市議会議会運営委員会の委員選任について
 - 選挙第 5 号 松阪地区広域衛生組合議会の議員選挙について
 - 選挙第 6 号 松阪地区広域消防組合議会の議員選挙について
 - 選挙第 7 号 松阪飯多農業共済組合議会の議員選挙について
 - 選挙第 8 号 多気町松阪市学校組合議会の議員選挙について
 - 選挙第 9 号 一志社会福祉組合議会の議員選挙について
 - 選挙第 10 号 香肌奥伊勢資源化広域連合議会の議員選挙について
 - 選挙第 11 号 宮川福祉施設組合議会の議員選挙について
- 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

市 議 会 議 員 名 簿

(任期:平成17年1月1日～平成17年7月31日)

平成17年1月17日現在 議席順

議席	氏 名	党 派	議席	氏 名	党 派
1	西 谷 友 樹	無 所 属	41	西 村 武 史	無 所 属
2	柳 瀬 和 夫	無 所 属	42	伊 藤 幸 治	無 所 属
3	山 本 長	無 所 属	43	福 山 政 次	無 所 属
4	宮 本 幹 生	日 本 共 産 党	44	坪 井 茂	無 所 属
5	安 井 守	無 所 属	45	今 井 一 久	日 本 共 産 党
6	林 堅 二	無 所 属	46	久 松 倫 生	日 本 共 産 党
7	佐 波 徹	無 所 属	47	川 北 真 衣	無 所 属
8	戸 島 清 次	無 所 属	48	前 田 行 正	無 所 属
9	野 林 恵 利 子	無 所 属	49	久 保 和 男	無 所 属
10	安 達 正 昭	無 所 属	50	村 瀬 登	無 所 属
11	永 作 邦 夫	無 所 属	51	伊 藤 義 徳	無 所 属
12	松 田 俊 助	無 所 属	52	前 手 利 文	無 所 属
13	下 村 正 次	無 所 属	53	野 田 惣 吾	無 所 属
14	田 中 鈴 兒	無 所 属	54	中 西 謙 一	無 所 属
15	大 久 保 陽 一	無 所 属	55	大 西 可 住	無 所 属
16	田 中 清 治	無 所 属	56	小 堀 峯 男	無 所 属
17	鵜 飼 孝	無 所 属	57	紀 平 泰 三	無 所 属
18	中 村 良 子	無 所 属	58	松 尾 一 男	無 所 属
19	藤 田 勲	無 所 属	59	西 村 友 志	公 明 党
20	乾 成 雄	無 所 属	60	野 口 正	無 所 属
21	海 住 恒 幸	無 所 属	61	谷 由 文	無 所 属
22	高 橋 護	無 所 属	62	辻 村 貞	日 本 共 産 党
23	山 本 登 茂 治	無 所 属	63	吉 田 康 美	無 所 属
24	長 野 操	無 所 属	64	小 山 利 郎	無 所 属
25	林 博 己	無 所 属	65	前 川 幸 敏	無 所 属
26	田 中 稔 郎	無 所 属	66	奥 田 勉	無 所 属
27	村 田 啓 一	無 所 属	67	笠 井 和 生	無 所 属
28	野 呂 堪	無 所 属	68	大 河 内 恒 生	無 所 属
29	田 上 勝 典	無 所 属	69	山 本 忠 生	無 所 属
30	伊 藤 克 巳	無 所 属	70	松 田 千 代	日 本 共 産 党
31	中 島 清 晴	無 所 属	71	竹 田 哲 彦	日 本 共 産 党
32	横 山 実	無 所 属	72	中 出 実	無 所 属
33	森 上 正 吉	公 明 党	73	中 村 満	無 所 属
34	小 林 正 司	無 所 属	74	濱 口 高 志	無 所 属
35	中 森 弘 幸	無 所 属	75	谷 口 武 雄	無 所 属
36	田 中 力	無 所 属	76	山 際 清 文	無 所 属
37	水 谷 晴 夫	無 所 属	77	中 山 勝	日 本 共 産 党
38	尾 鍋 裕 信	無 所 属	78	西 村 磨 寿 美	無 所 属
39	広 地 正 行	無 所 属	79	小 阪 五 郎	無 所 属
40	久 世 明	無 所 属	80	杉 山 梅 一	無 所 属

○初議会



